

第百八十回国会 参議院財政金融委員会會議録第十号

平成二十四年六月十九日(火曜日)

午前十時五分開会

委員の異動

六月十四日

辞任

古川 俊治君

補欠選任

中曽根弘文君

六月十五日

辞任

中曽根弘文君

補欠選任

古川 俊治君

六月十九日

辞任

大塚 耕平君

補欠選任

安井美沙子君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

尾立 源幸君

大久保 勉君

水戸 将史君

佐藤ゆかり君

塚田 一郎君

荒木 清寛君

委員

大塚 耕平君

金子 洋一君

川上 義博君

川崎 稔君

櫻井 充君

玉置 一弥君

広野ただし君

藤田 幸久君

安井美沙子君

愛知 治郎君

鴻池 祥肇君

中山 恭子君

国務大臣

国務大臣
(内閣府特命担当大臣(金融))

副大臣

内閣府副大臣
財務副大臣
厚生労働副大臣

大臣政務官
内閣府大臣政務官
財務大臣政務官
厚生労働大臣政務官

事務局側
常任委員会専門員

政府参考人
警察庁刑事局長
金融庁総務企画局長
金融庁検査局長
金融庁監督局長
金融庁証券取引等監視委員会事務局長
法務大臣官房審議官
法務大臣官房審議官

西田 昌司君
林 芳正君
藤井 基之君
古川 俊治君
若林 健太君
竹谷とし子君
中西 健治君
大門実紀史君

松田 忠洋君
中塚 一宏君
藤田 幸久君
辻 泰弘君
大串 博志君
松野 信夫君
藤田 一枝君

大嶋 健一君
舟本 馨君
森本 学君
桑原 茂裕君
細溝 清史君
岳野万里夫君
萩本 修君
岩尾 信行君

参考人

中小企業庁事業環境部長 加藤 洋一君
日本銀行総裁 白川 方明君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○参考人の出席要求に関する件

○財政及び金融等に関する調査(金融行政に関する件)

(A-I)投資顧問による年金資産運用問題に関する件
○金融商品取引法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(尾立源幸君) ただいまから財政金融委員会を開会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。
財政及び金融等に関する調査のため、本日の委員会に、理事會協議のとおり、政府参考人として警察庁刑事局長舟本馨君外七名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(尾立源幸君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(尾立源幸君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。
財政及び金融等に関する調査のため、本日の委員会に参考人として日本銀行総裁白川方明君の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(尾立源幸君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

う決定いたします。

○委員長(尾立源幸君) 財政及び金融等に関する調査を議題とし、金融行政に関する件について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○大久保勉君 民主党の大久保でございます。

本日は金融円滑化法を中心に質問したいと思いますが、その前に二点か三点、増資インサイダー問題に関して先に質問したいと思ひます。

実は、増資インサイダーに対して、いわゆる主幹証券であります野村証券に対する特別検査がなされていると聞いております。特に、インサイダー情報を漏らした主幹証券を野放しにしておくことは日本の証券市場の信頼性を低下させるおそれがあります。この点に関して、松下金融大臣の御所見を賜りたいと思ひます。

○国務大臣(松下忠洋君) 増資インサイダーに対する所見ということでございます。

証券取引等監視委員会が取り扱う証券検査の個別事案については、これは金融担当大臣としてはコメントは差し控えていただきたいたい、そう考えています。

一般論として申し上げますと、金融商品取引業者において、市場の仲介者として重要な役割を有していることを自覚して適切に業務運営を行う必要があると、そう考えています。仮に、金融商品取引業者の業務運営等に問題が認められた場合には、これは当該業者がその事実をどのように把握し、対応しているかも確認し、法令にのっとり厳正に対処していくこととなります。

以上でございます。

○大久保勉君 今回の問題は、情報を提供した人に対する罰則は金融商品法上ございません。しかし、金融業者、主幹証券に関しましては、業態

として、引受け情報に関してしっかりと情報障壁を設ける、いわゆるチャイニーズ・ウォールを設けるということになっていきます。今回、三度情報漏れたということもございますから、果たしてチャイニーズ・ウォールがあったのか、機能していなかったんじゃないかと、この点に関して、主幹証券としては甚大な問題だと思っています。この点に関して、金融庁はどう思っていますか。

○副大臣(中塚一宏君) 先生御指摘のとおり、証券会社、これはインサイダー取引の不正な取引を防止する観点から、金商法により、公募増資等の法人関係情報を厳格に管理をするということが求められておるわけでありまして、ですので、実効性のある内部管理態勢の整備ですとか、高い法令遵守意識とか職業倫理を持つていただかなきゃなりません。まさに御指摘のとおりでありまして、罰則というのはございせんが、ただ、法人関係情報の管理態勢に法令違反が認められた場合、その証券会社がどのように事実を把握して対応しているかというのを確認をした上でありますが、行政処分の必要性については、これはきっちり検討をしていくことになる、そういうふうには思っております。

○大久保勉君 この問題に関して、民主党の中ではワーキングチームを作りましてヒアリングを行っております。最終的には現在の金融商品取引法を改正する必要があると考えております。恐らく政府においても、金融審等で是非議論すべき問題だと思っています。

松下金融大臣に質問しますが、いわゆる情報提供者の罰則の強化、そして投資顧問等の他人勘定で運用した人に対する罰金の増加、こういった点を是非とも議論すべきだと思っています。ちなみに、中央三井アセット信託の罰金刑は僅か五万円です。ですから、抑止力になっていない。この点に関して金融審でしっかりと協議し、できれば来年辺り金商法を再改正して、法律もしっかりとインサイダーはさせないと、こういったふうにすべ

きだと思えますが、大臣の御所見を承りたいと思います。

○国務大臣(松下忠洋君) 御指摘のとおりですけれども、公募増資に関連したインサイダー取引については、我が国の市場の公正性、透明性に対する投資家の信頼を損なうおそれがあるわけでありまして、その防止を図っていくことは重要な課題だと、こう受け止めております。

本件につきましては、金融庁が平成二十二年の十二月にアクションプランを公表いたしました。すなわち、公募増資に関連した不正な取引への対応を盛り込みまして、制度面や運用面にわたる防止策を講じてきたところでございます。近時の違反事案の内容等を勘案しつつ、更に実効性のある再発防止策を検討していく必要があるというふう考えております。

金融商品取引法等の改正につきましては、今回、我々としても是非とも早い成立を目指したいと考えておりますから、よろしく願いたいと思います。

○大久保勉君 それでは、金融円滑化法に関して質問したいと思えます。

松下大臣は、大臣就任の際に、金融円滑化法に関して、再延長をするかしないか若干答弁がぶれたと思えます。今大臣の見解として、金融円滑化法、一年間延長になっておりますが、更に延長する可能性はあるか、御所見をいただきたいと思えます。

○国務大臣(松下忠洋君) 来々三月末までの中小企業金融円滑化法の最終延長、これは円滑化法は来々三月末で終了という判断がありますけれども、政府方針ですが、これに変わりはありません。この法律の再々延長はございません。

○大久保勉君 再々延長がないということでしたら、しっかりと出口戦略を考えていかないといけないと、この観点からこれから質問したいと思えます。

例えば緊急保証制度、いわゆる一〇〇％保証制度、こちらを見直すという話が経済産業省の事業

仕分においてなされております。この点に関して御質問したいと思えます。

○政府参考人(加藤洋一君) 御指摘のとおり、六月の七日、経済産業省行政レビュー「公開プロセス」におきまして、中小企業金融につきまして抜本的改善という評価を受けてございます。

具体的な評価といたしましては、中小企業金融に与える影響を慎重に見極めつつ、特に信用補完制度が持続可能かつ中小企業の経営改善に資するものとなるよう改善の措置をとることというものでございまして、その際、以下の点を留意事項として指摘を受けてございます。すなわち、これまで信用保証を利用した企業の経営改善の状況の把握等、信用保証が予算に見合った効果が上げられているか、継続的に検証を行うこと。金融機関が融資に際して適切なリスクを取るよう、資金繰りや業況を慎重に見極めつつ、セーフティーネット保証の全業種指定を早期に見直すこと。また、保証料率や金融機関とのリスクの分担の在り方についても検討を行うこと。低利融資制度は補完的役割にとどめるべく、諸外国の例も参考にしつつ、不断に制度の点検を行うことということでございます。

この評価結果を踏まえまして、特に一〇〇％保証の対象となっておりましてセーフティーネット保証五号の取扱いが問題になるわけでございます。三月に上期につきましては全業種指定を継続するというところとしておりましたけれども、今年度下半期の業種指定につきましてはきめ細かく業況を見て判断をまいることとしてございます。

○大久保勉君 実は先週、経済産業省は、保証協会の金融機関別の代位弁済の状況等を発表しました。こちらは全体で六百八十九の金融機関の一年間の代位弁済の金額が幾らか、件数は幾らか、こういった資料を発表しました。

資料としまして資料一というのをお配りしております。その中でトップテンというのがございまして、後でこのことは質問するとしまして、まず、信用保証制度の金融機関別代位弁済の状況が先週

発表されましたが、今後、四半期ごとに状況が発表されるというふう聞いております。このことによりどのような効果が期待できるのか、またこの目的に関して、経済産業省参考人に質問したいと思います。

○政府参考人(加藤洋一君) お答え申し上げます。

三月二十九日の参議院の財政金融委員会での議員の御指摘を踏まえまして、六月十三日に金融機関別の代位弁済の状況を公表させていただきます。そして、この内容を今後四半期ごとに公表することとしております。これを通じて、国から多額の予算措置を講じております信用補完制度につきまして、透明性を確保していくということが非常に大事なことであると認識をしております。

ただ、代位弁済の多寡につきましては、地域や業種ごとの経済情勢、あるいは広く保証付融資を行うのか、限定的に保証付融資を行うのかといった金融機関ごとの融資姿勢の影響、これも受けることになりまして、ある特定の時点におきまして代位弁済の状況のみをもって金融機関を評価するということは非常に難しいのではないかと、いうふうに思っております。

ただ、今後、こうした状況を継続的に開示していくことによりまして、外部からのモニタリング機能を期待することができるとともに、信用補完制度全体の透明性を向上をさせることができるというふうに考えてございます。各金融機関が、保証付融資あるいはプロパー融資のいかにかわらず、しっかりと中小企業への継続的な支援を実施していくことを期待しているところでございます。

○大久保勉君 資料一に従いまして細かい質問をしたいと思えます。

この資料は、全国の金融機関のうち代位弁済の金額が大きいところ、上から十金融機関を選んでみました。当然ながら、メガバンク等が上位に来ております。三井住友銀行、三菱東京UFJ、み

ずは銀行。ところが、注目されますのは、どうして信用金庫が、例えば大阪信用金庫の七番、尼崎信用金庫の八番、さらには大阪圏の近畿大阪銀行が六番、関西アーバン銀行が十番と上位に付けております。かなり大阪地区はいわゆる代位弁済が多いと。代位弁済というのは、保証して破綻する、破綻したら銀行が保証協会にこの金額を請求するということです。ですから、ほとんど中小企業が破綻している、若しくは破綻に追い込んでいく可能性もありますから、ちょっと注目しないといけないなと思っています。

さらに、代位弁済の金額のうち、いわゆる八〇％の保証と一〇％の保証があります。一〇％の保証というのはいわゆる金融機関は破綻しても全く損失がない、ですから、ほとんど一〇％保証に関しては破綻していても助けない、こういった状況があるんじゃないかと思っています。この点に関して、非常に面白い結果と思います。この辺り、是非金融庁の検査及び経産省の信用保証協会に対する検査で明らかにしてもらいたいと思います。

また、参考としまして、大阪厚生信用金庫、こちらは業務純益が僅か四十億なんです、代位弁済が六十億あります。実は、保証残高に対して代位弁済の金額が六十億ということで、比率が一四・六％、いわゆるデフォルト率が一四・六％と大きいんです。こういったことで、どういうことが行われているのか、この辺りが非常に注目に値します。

そこで、松下金融大臣に質問したいんですが、大臣は経産副大臣ということもありまして、中小企業行政に関してもプロ中のプロです。こちらに對する感想を是非聞かせてもらいたいと思います。

○国務大臣(松下忠洋君) 二年半経済産業副大臣を務めまして、中小企業に対しても格別の思いを持ってやってまいりました。御質問いただきましたことを感謝します。

今般公表された信用保証協会による代位弁済の

状況ですけれども、地域性が確かにあるようにも思います。もう一つは、これはやっぱり地域経済の状況にもよるんだろうと思いますし、債務者の信用リスクの状態等がどうなっているのか、それから金融機関の審査体制や審査能力、それから保証協会の審査体制や審査能力、様々な要素が影響しております、この代位弁済率や代位弁済額が高いことだけをもって一概に問題であるとは言えないと考えています。

しかし、一方で、やっぱり中小企業、今回の東日本大震災も全くそのとおりですけれども、立ち上がるために、また再度、二重ローンの問題も含めて必要な資金を必要としておりますし、またその弁済についても苦勞されておることも事実でございますし、そういうところを十分踏まえながら今後対応していくことが大事だというふうに思っております。

金融庁としても、この中小企業庁の公表データにつきましては今後の検査監督に有効に使ってきたいと、これはもう当然のことでございます。

○大久保勉君 この点に関して、いわゆる税金を投入していますが、誰を救うのか。いわゆる中小企業を救っているのか、場合によっては銀行を救っているのか、この辺りの峻別が必要なんです。

私もいろいろ調べました。ある銀行、融資コンサルタントからメールをいただきました。読み上げます。

金融機関は、優良企業からもう無理だろうという企業まで、一〇〇％保証ならとにかく保証協会に申込みだけはさせてみるという考え方で、自分たちのため保証協会を利用していると感ずることがよくあります。二年前の話ですが、銀行員が自分のノルマのため決算書を粉飾させるよう指示していたこともあります。この銀行のケースは千葉県のある地方銀行であります。名前は言いません。一〇〇％保証の融資を受けたこの企業は間もなく倒産しました。当然ながら銀行は全く損失はありませんでした。こういった実態があるという

のもお伝えしたいと思います。

大臣、感想はいかがでしょう。

○国務大臣(松下忠洋君) 貴重な情報だと、胸にしっかりと受け止めておきたいと、そう思っています。個々のそれぞれの個別案件については大臣としてコメントすることは差し控えたいと、そう思っていますけれども、今おっしゃったようなこと、おっしゃるところをしっかりと胸に入れておきたいと、そう思っています。

○大久保勉君 続きまして、資料の二と資料の三を御覧ください。

いわゆる大阪中小企業信用保証協会の保証状況と全国の平均、ここに関しては非常に代位弁済率が高いと。特に、一〇〇％と八〇％の場合でしたら一〇〇％が相当増えているということで、銀行としては一〇〇％保証の方がいわゆる破綻させやすいのかなと。若しくは、一〇〇％保証というのは、通常でしたら与信が出せないような末端の中小企業まで保証しているのか、いろいろなことができませんから、是非この辺りは分析してもらいたいと思っています。

さらに、資料の三を御覧ください。

これは平成二十二年の予算委員会でも指摘したんですが、保証協会の理事構成にいわゆる銀行の役員がかなり出ています。ということで、銀行の役員が保証協会の理事にいますから、その銀行が持ってきた案件に関してはどうしても断りづらいつと、こういった状況があるとしたら、しっかりと調査してほしいと思っています。

さらに、この理事長というのは大阪府会計管理署者ということなんですが、以前の質問で、議事録にもございますが、大阪府の場合は十七代、六十年間ずっと天下りが大府から出ています。そこで、おかしいんじゃないのと。実際、経産省の方で通達が出ています、余り天下りを入れるなどいうことになっていますが、完全に無視されております。

あれから二年後、何が起ったかといいましたら、現段階では十八代目の方がいらつしやるという

ことであります。是非この辺りは、大阪信用保証協会の実態、大阪地区のいわゆる中小企業の間でこういったことが行われているのか。本当に景気が厳しくて破綻が多いんでしたらもっと保証を増やさないとイケませんし、この実態を調べる必要があります。

尾立委員長は大阪出身ということもありまして、是非この委員会で一度、金融円滑化法が期限を迎えるまでに実態調査のために委員派遣をお願いして実態を見るということを御提案したいと思っています。

委員長、いかがでしょう。

○委員長(尾立源幸君) 理事会で協議をさせていただきます。

○大久保勉君 では、最後になりますが、こういった話に対して、是非、松下金融大臣、これまでの経緯で、いわゆる誰のための信用保証なのか、誰を救っているのか、さらに最終的に中小企業を支えるためにどのような保証が望ましいのか、このことに関して大臣の御所見を賜りまして、質問を終了したいと思います。

○国務大臣(松下忠洋君) 私も経産副大臣としてこの問題に取り組んでまいりました、また、地方公共団体の長が任命するといえ天下りのまさに格好の場所になっているということもよく我々も研究した上で分かっておりまして、経産省時代もこれについては厳しく指導してきた経緯もございます。

これからもその点はしっかりとフォローしていきたいと思っておりますが、今お尋ねのこの保証協会の在り方、そして中小企業の進展、その辺を考えますと、やはり地域の経済の活性化のために誰が一番頑張っているのかと。中小企業はやはりその地域の経済の中心であり、日本の活力の源であると。九九・七％が日本の産業の基盤として中小企業が支えていますから、やっぱりそこはしっかりと活力を持って地域経済に貢献していくというこのために、地方の金融機関、これは政府系金融機関であれ保証協会であれ、正しくしっかり

と必要な成長分野にお金が流れていくような仕組みをつくっていくべきだと、そう考えて努力したいと、そう思っています。

○大久保勉君 終わります。

○委員長(尾立源幸君) 若林正俊君。あつ、若林健太君。失礼いたしました。

○若林健太君 自由民主党の若林健太でございます。まさか同級生から名前を間違えられるとは思いませんでしたが、三十年のお付き合いですので忘れないようお願いします。

松下大臣、金融担当大臣御就任おめでとうございます。

今日は大臣所信を受けて総括的な質疑ということでございますが、まず松下大臣の様々な金融行政に対する御所見をお伺いしながら、後半は、午後には掛かることですけれども、A I Jについても若干お伺いしたいと、こんなふうに思います。

まず、一昨日世界が注目をしておりましたギリシャの総選挙については、何とか与党側が過半数を維持するという事になりまして多くの皆さんが安堵をしたと、こういうことだと思いが、しかし残念ながら、昨日スペインの国債利回りについては七%を超えるという、引き続き非常に危険な水準が続いていると。欧州のこのソブリンリスクというものについては注目をしていかなければいけないということだと思いが。

我が国については、日銀が四月の金融システムレポートにおいても、全体として安定性を維持しているということでありまして、大臣の所見の中でも、現在のところ、我が国の金融システムは総体として健全であり、安定していると考えているということでもあります。この健全性をしっかり維持しながら、一朝有事、これはあつてはなりませんが、しかしそのリスクに対してしっかりととした備えをしておくことが必要だと、このように思いが。金融行政監督上の今留意しなければならぬ事項、そしてまた大臣の心構え、お伺いできればというふうに思いが。

○国務大臣(松下忠洋君) 欧州の問題、これは財

政、そして金融システム、それから実体経済、これらが負の連鎖といいますが、悪い方向、悪い方向に向かつていくということが根本にあると、そう考えています。

そういう中で、私たちはギリシャあるいはスペイン等に非常に注目しているわけがございますけれども、今議員がおっしゃったように、ギリシャの問題、これは十七日の再選挙で財政緊縮を支持する二党で過半数の議席を獲得したということが確認されました。今後、ギリシャの次期政権がEU等との意思疎通を図りつつ必要な財政構造改革等を実施していくことを期待している、これはもう強くそう願っています。

我が国の金融システムは、おっしゃったように総体として健全でありまして、安定しているという事で、ギリシャ等に対する与信額も相対的に規模が小さく、直接的な影響は限定的と考えています。

金融庁は日ごろから、今議員もおっしゃいましたけれども、モニタリングデータの入手とかストレステストの状況に関するヒアリング等も行っておりまして、今後とも金融機関が抱えるリスクを適切に把握できるように留意していく、そういうふうに考えています。

いずれにしても、金融担当大臣としては、引き続き、この欧州問題が金融システム、金融機関に与える影響などについて高い関心を持って注視してまいりたいと、そう考えています。

○若林健太君 対岸の火事とばかりは言えないグローバル経済の状況ですので、やっぱりソブリンリスクについて注視をしていただきながら、日本の安定した金融環境を是非維持をしていっていただきたいと、このように思いが。

日本は一兆円に近い政府債務を背負っているという中で、日本は大丈夫なのかと世界も注目しておりますが、一方で、御案内のように、国内に金融資産がたくさんあるという中で日本にはまだ改善の余地があると、そのことが、今回、税と社会保障一体改革、そこへ政治が一步踏み出さな

ればならないと、こういうことへつながっていくんだと思うんですね。

与野党の協議は合意をされました。自由民主党は昨日も今日も、今朝も合意をし、党としてはこの合意に向けて、成立に向けて一致結束してやっていきましよう、こういうことであります。是非、民主党さんも、これは決められた政治というところへ前へ進んでいくべきだと、こんなふうに思いが、大臣の所属する政党はこの点についてスタンスはどんなふうになされておられるのか、もしよろしければ教えていただきたいと思いが。

○国務大臣(松下忠洋君) 新しい綱領を発表いたしました。その中で、やはり消費税含めて社会保障の一体改革、これはやっぱり日本の基盤として大事なことでという認識を持ってあります。その上で、消費税につきましては、必要な行政改革や政治改革、あるいは経済を成長させるための数々の施策、そういうものをしっかりと組み込んで実行しながら、消費税のアップですかね、消費税を八%、一〇%にするという事はやるべきであるという考え方で進めています。

○若林健太君 大臣の所属会派は賛成だと、こういうことだというふうに確認をさせていただきま

した。先ほど大久保先生からお話がありました金融円滑化法について、大臣は再延長はしないというお話をいただきました。そうしますと、やっぱり出口戦略が必要であると、これは今の久保先生と私どもも意見は一致をしているところでありま

す。代位弁済の問題、これは現状、非常にその水準が増えているということが金融円滑化法のある種の問題をはらんでいるかと思いが、これはまた調査の中でやらなきゃいけません。

一方、私、非常に効果があったところがあると思うんですね。一時的に非常に資金繰りの苦しい中小企業にとって大変に効果的な施策だったと思いが。そのことが逆に、本来でしたら早い段階

で実は破綻をしなければならぬような企業も、今は実は生き長らえていると、こういうところもあります。この間に次の事業再編に向けて、あるいは商売の事業計画等を、再建計画をしっかりと実行していく、こういうことが必要なんです、実はなかなかそれがままならないのではないかと、ということが心配されています。期限が切られた後、実は中小企業がばたばたと倒れていくというようなことになってはならない、総合的な出口戦略ということが必要だと、こんなふうに思いが、大臣のそれに向けての御所見をお伺いしたいと思いが。

○国務大臣(松下忠洋君) 委員御指摘のとおりだと思います。

非常に経済環境が苦しいときに、やっぱり借りたお金が期限内に返せないという事は実態的にはこれはあることです。それを引き延ばして、そしてその間立て直すためのいろんな工夫をしながら、次、上昇気流に乗るような努力をしていくという一定の期間も必要だったと思いが。しかし、そのことをずっと繰り返していくことだけではなくて、本来はやはり根本的に根っこから強くするために何をすればいいのかという出口の問題が大事だというふうに思っています。

その自分のやっている仕事、そしてその需要と供給の関係、地域が要求しているもの、そういうものを含めてよく、やっぱり出口戦略としてそこは本当に強くなるという、そういう仕組みを中小企業にしっかりとつくっていくことが大事だと、そう思つて、今年そういう政策パッケージを作つてそれとしっかりと支援していくという方策も関係省庁との間で練り上げましたので、そういうものをしっかりとつくり上げていくという準備をこの一年間しっかりとしなきゃいかぬと、そう考えております。そして、立ち上がっていくようなふうになにか手伝いを、お助けをしたいというところでございます。

○若林健太君 私、公認会計士で地域の信用金庫や地銀の会計監査をずっとやってまいりました。

自己査定導入時、その後も査定業務を現場ですと見てきたんですね。そういう意味では、今回のその円滑化法というのは非常に実務に即した効果のあるものだった。でも一方で、いわゆる経営改善計画さえ作ればいわゆる査定区分がクリアできる、引き続きなご融資ができるんだと、こういう状況の中で、ともするとその経営改善計画が条件に合わせた形で作られてしまつて実態から離れてしまつて、こういう問題があるんですね。

したがって、もう一度しっかりとこの出口に向けて改善計画の見直し、実態に即した形にきちつとやつていくというようなこと、そういうことが必要じゃないかなと、こんなふうに思います。是非御検討をいただきたい、御努力をいただきたい。何かあれば。

○国務大臣(松下忠洋君) 金融機関がいわゆるコンサルティング機能をしっかりと発揮する、相談に乗る、そして成長する分野にしっかりと付けていくという、そういうやはり実態的にしっかりと中小企業の経営改善努力をやつたり最大限支援していくという、そういう努力が必要だと、そう思っています。

○若林健太君 行政もそうした各金融機関の努力をしつかりサポートしていただきたいと、こんなふうに思います。

次に移りますが、先ほど大久保先生のお話の中にインサイダー取引についての話がありました。グローバル経済の中で日本の市場の信用性、これが毀損されるというのは極めて国益にとつて重要なことだと、こんなふうに思います。今回、インサイダー事件が日本の市場で頻発をした、しかも引受幹事証券、野村証券にかかわる事件が三件大きな事件が出てきていると、こういうことは見過ごし難いことだと思うんですね。

先ほどの質疑の中で幾つかの論点がありました。そこへ加えて、現在のインサイダー規制というのが、法規制がインサイダー取引をした人たちに対する罰則はあるんだけど、情報流した

者に対する具体的な規制なり罰則というのが定められていないところ、ここに大きな問題があるんじゃないのか、このように思うんですね。

先ほど罰金の件についてお話がありました。さらに、その法規制についても是非取り組むべきではないかと思いますが、大臣、御所見をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(松下忠洋君) 先ほどもお答えいたしましたけれども、この公募増資に関連したインサイダー取引、これは我が国市場の公正性、そして透明性に対する投資家の信頼を損なうおそれがあるということで、その防止を図っていくということとはこれは極めて重要な課題だと、これはそう認識しております。

一方で、情報漏えい自体を規制対象とするということですが、情報漏えいも、現行のインサイダー取引規制とは性格の異なるものとなる。情報を提供している、一方でこれは具体的に金を得たという、そういう取引ですから、ちよつと性格が違うというふうに考えておまして、いづれにしましても、近時の違反事案の内容等を勘案しつつ適切な規制の在り方を検討していくべきだというふうに考えております。

以上です。

○若林健太君 チャイニーズ・ウォール入れなきやいけないということとはもう十数年前検討されて、各証券会社はそのことの取組をしなければいけない、できていないことについては行政処分をする、もちろんそうであります。しかし、それと同時に、やつぱり情報を流した側についての規制、法的な規制ということも、是非、金商法等の中で、これはインサイダーやつた人と情報を流した人とは質が違うことは十分承知ですけれども、そうした検討はするべきであると、このように御意見として申し上げておきたいというふうに思います。

さて、ちよつと違う話題に入りたいと思います。先週十六日の未明に、与野党協議というのがなされました。(発言する者あり) ああ、そうで

すね、三党協議、ごめんなさい。(発言する者あり) こだわる、そうですね、こちらがこだわられちゃうんですね。三党協議がなされました。この中に、交付国債の関連の規定というものは削除し、交付国債に代わる基礎年金国庫負担の財源について別途法的措置を講じると、こういう確認書がなされたわけでありまして。

財務省においては、もう既に四月の頭からこの件について、交付国債についての見直しの検討をするというようなことが再三報道されておりましたけれども、今回こういう形で三党協議合意をされることによって、いわゆる我々はまさに粉飾である、こつと御指摘を申し上げてまいりました交付国債について取下げをし、そして新たな取組をするということが現実になつてくるわけでありまして。

これ、現実にもし実際にやろうとすると、交付国債を計上していた今年度予算案そのものを大きく変えていかなければいけない。年金国債を発行して一般会計の歳入に改めて入れて、そして歳出で年金特会の方へ計上する、歳出計上する。これは予算総額も変わつてくるような大きな改正になつてくるんじゃないのか。

さらに、あの交付国債は、国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案、この法律に基づいて交付国債は発行されるわけです。これを取り下げるといふ形になつて、これ改正をして、今度は年金国債を根拠とすると、その発行の根拠となる法律も計上しなければいけない。まさに、今、予算を修正し、そして新たな法律を成立させていかなければいけないと、こういう取組になると思うんですね。スケジュール感、どんなふうにかえておられるかお伺いしたいと思います。

○副大臣(藤田幸久君) 今、若林委員から御指摘のとおり、十五日に三党合意がまとまつたということは大変評価をしております。

その中で、交付国債関連の規定は削除すると言つておまして、交付国債に代わる基礎年金国

庫負担の財源については別途政府が所要の法的措置を講ずるといふふうに言つておられるわけでありまして。

粉飾的とおっしゃいましたけれども、これは法律、年金法等、これは消費税を含む税制の抜本改革と、それで二分の一と三六・五%、間を埋めるということ、法律的にも予算的にも特別の工夫をしたということで、オープンにしておるというのが今まで安住さんと若林委員との間の流れでございましたが、ただ、御党からも具体的な提案をいただきましたが検討してきた結果、こういうふうな形でまとまつたということを重ねて見て、所要の法的措置を講ずるということについてこれから検討をしていくわけですが、まだ民主党の方も、今日、明日、あさつてにかけての議論が進んでいる中で、その上でこの法的措置を講ずるといふ部分については、正式にこの法律が通つた段階で具体的な案をほかの政党の方々とも協議をしながら進めていくということになると思つております。

したがって、スケジュールの言いますと、衆議院の採決以降に具体的なスケジュール、ただ、おっしゃいましたように、これ予算と法律も対応していかなければいけないこととございますので、これ若林委員の方からいろいろ委員会で御提案いただいていることも含めまして検討をしていくと、そういうスケジュールだといふふうに思つております。

○若林健太君 粉飾的だと言つたのは、三兆円からの国債を発行したにもかかわらず、一般会計に計上もしないで特別会計の中で処理をしようとする、そして国債の発行総額からそれを除くということについて極めて問題があるということを示し上げたんですね。

私は公認会計士として様々な会計監査やつてまいりました。粉飾の始まりは、実態から離れて見せかけを良くしようとする、この助平な心から大体粉飾というのは始まるんです。そういう意味では、まさに交付国債というのは粉飾への第一歩

だったと、こういうふうに思いますから、今般合意によって修正することについては大変良かったと思いますが、しかし、このことによつて今年度の予算は、この三月に成立したばかりの予算をこれで修正しなければいけないと、こういう状況になっていることについて、私は与党として大きな反省をしなければいけないと思います

が、その点について、今日はちよつと残念ながら、安住大臣と決算、予算とずつこの話やつていましたからあれですが、藤田副大臣に、大変恐縮ですが、コメントをいただきたいと思ひます。

○副大臣(藤田幸久君) 市場からの財政の措置をするということでもございませんで、消費税による償還財源ということを前提としておりまして、その消費税の値上げということについて御党と同じ考え方で、それに基づいて三党合意がなされたということ非常に評価したいと思つております。

その上で、具体的に所要の措置を講ずるという内容が、御党の方からはつなぎ国債ということでございますけれども、ほかの政党はまた別の意見もございしますので、その中身がどういうふうになるかによつてこの対応、つまり予算の措置ということの内容も変わってくるんだらうというふうに思つております。

○若林健太君 大きく反省をしていただきたいと、このように思います。こうしたこそくなやり方はやはり取るべきではないと、こんなふうに思いますので、御意見として申し上げさせていただきますと思います。

さて、今日は午後からA I Jの集中質疑があるということですが、そこへ向けてちよつと導入というつもりも含めまして、A I Jについての質疑をさせていただきますと思います。

今朝の新聞によると、A I J投資顧問の浅川社長が詐欺容疑で逮捕される予定と、こんな報道がございました。当然のことだと、こんなふうには思ひますけれども、そうですね、遅過ぎるぐらいの

ことだと思ひますが、まず、証券取引等監視委員会の検査体制、これをずつと見過ごしてきてしまった、この日常の検査体制の状況についてお伺ひしたいと思ひます。

○政府参考人(岳野万里夫君) 体制についての御説明でございますので、政府参考人から御説明をさせていただきます。

証券取引等監視委員会の証券検査の対象業者数は、金融商品取引法の施行を含む数次の制度改正を含めまして現在約八千社程度となっておりますが、そのうち投資一任業者を含みます投資運用業者数は約三百社でございます。これに對しまして、毎年度投資運用業者に対する検査の実施件数は十数件程度ということで推移してきております。

また、体制について御質問がございましたが、この投資運用業者を含みます金融商品取引業者等に対する検査は、証券取引等監視委員会事務局の証券検査課及び全国の財務局の証券取引等監視官部門におきまして実施しております。これらの部門を合わせました平成二十四年度の証券検査部門の定員は三百四十人となっております。

○若林健太君 三百件の業者に對して年間十件の検査、これを多いと見るか少ないと見るか。やっぱり体制を、やっぱりこういういった金融関連のウエイトが非常に大きくなつてきている中で体制の整備というものが必要ではないかと思ひますが、この件はまた深くは午後お話をいただけたらというふうに思ひます。

さて、A I J投資顧問というのは、以前から実は様々な評価が業界内でささやかれておりました。二〇〇九年に、日本の格付会社である格付投資情報センター、R & Iというんですかね、がニューズレターで、社名は直接A I Jとは言っていないんですけど、市況が低迷する中で不自然な安定配当をしている会社があるということを取り上げておつて、これ業界内ではA I Jのことだなど皆さん思つておられたと、こういうことなんです。さらに、証券等監視委員会に對して

は、情報受付窓口二〇〇五年以降、四件の情報提供がA I Jについてあったと。

こうした状況がある中で、もつと早くにこれを検査対象として取り上げることができなかったのか。A I Jの詐欺行為、まさに終盤になると自転車操業で転がっていつちゃうわけですけども、行政の不作為というような問題についてどのようなお考えになるか、コメントをお伺ひしたいと思ひます。

○副大臣(中塚一宏君) いろんな情報があったのだから、もうちよつと早めに検査に入るべきであつたのではないかと御指摘であります。

先ほど政府参考人から御答弁申し上げましたとおり、大変に限られた人数の中で検査を行つておるわけなんですけれども、一般論で申し上げれば、監視委員会というのはいろんな情報は寄せられてはくるんですけども、その内容を検討をして、重要性、有用性の程度に応じて対応をする、そういうふう聞いております。

その重要性、有用性の程度なんですけれども、その寄せられた情報には本当に幅がございまして、例えば具体的な証拠資料が添付をされていて金商業者の違法行為の疑いを示しているとか、あるいは情報提供者が金商業者の関係者、取引を実際に行っている人であつたり、あるいはその内部の方であつたりというふうなことで、当該関係者しか知らないということであれば極めて有用な情報だと判断をするというふう聞いておるわけなんですけれども、いろいろな御指摘や御批判を真摯に受け止めて、限られた人的資源ではあります

が、これからより一層、情報収集能力や分析能力、リスク感応度を高めてまいりたいと、そういうふう考えております。

○若林健太君 限られた時間なので、なるべく短くお願ひします。

確かに、今のお話で、様々な情報が寄せられると、そのとおりでしょう。そういう中で重要性を判断して、モニタリング、取捨の範囲を確定する、これは公認会計士監査でも同じことなんです

けれども、しかし、結果としてこんな重大な案件を見逃してしまつたということについて言えば、いろいろ理屈をこねてもやっぱり行政の責任というのは免れないんだと、こんなふうには思ひます。そのことの体制の不備がもしあるんだとすれば今後検討するべきであると、こんなふうには思ひます。

さて、証券監視委員会ですね。監視委員会は、二〇〇六年と二〇〇九年にアイティーエム証券に検査に入つておりますよね。その際に、年金消失問題についてどうして把握できなかったんだと。A I Mグローバルファンドの運用報告、それから唯一、外部監査事務所からの監査報告書というのはこの証券会社に行つていたわけでありましてけれども、それ確認しなかったのかと。これを確認していれば、巨額の損失が発生していることを把握することできたんじゃないのかと。同時に、そのことが、信託銀行や顧客へ損失が出ていますよという監査報告書は全く報告されていなかったんですけれども、そういうこともこの検査のときにどうして把握できなかったのか、この点についてお伺ひしたいと思ひます。

○政府参考人(岳野万里夫君) 先生からは同様の質問主意書をいただいておりますが、政府から答弁させていただいてるところでございますが、本日は政府参考人として補足説明をさせていただきます。

既に明らかにしておりますように、今年一月から三月にかけてA I J投資顧問及びアイティーエム証券に対する検査におきまして、基準価額の改ざん等と、アイティーエム証券がA I J投資顧問から提供された基準価額が虚偽であること、あるいはその可能性が高いことを認識しながら顧客に対する販売等を行つていた、あるいは、先生御指摘のように、ファンドの監査報告書の内容を確認せずにそのままA I J投資顧問に渡していたといったような事実が明らかになつたわけでございますが、今回の事案はA I J投資顧問の浅川社長の指導の下で今回の不正が行われていたわ

けでございす。

今回の検査におきましても、両社に同時に着手しておりますが、まずA-I-J投資顧問に対する検査におきまして端緒を発見しまして、ファンドの財産の状況について疑義が生じているというところから、徹底的にアイティーエム証券につきましても、それこそ重箱の隅をつつくような検査をして、今明らかになっているところをたどり着いたわけでございます。

一方、これまでアイティーエム証券については、先生御指摘の二〇〇九年、二〇〇六年、あるいはその前にも検査をしているわけでございます。これにつきましては、アイティーエム証券に対する単独の、特に前回検査に対する御質問についてで申し上げますと、同証券に対する単独の検査でございました。

また、証券検査そのものが、先ほどの体制の下で効率的、効果的に実効性ある検査を行うために、ある程度検査の対象につきましても事前に重点項目を設定するなど濃淡を付けた検査を行っておりまして、また、前回のアイティーエム証券に関する検査もそういうことで、検査期間もそれに見合ったものでございました。

こういったことから、今回、A-I-J投資顧問の検査を端緒として把握できた全体像に関する端緒を、前回のアイティーエム証券に関する検査では把握に至らなかったという次第でございます。

○若林健太君 いっぱいしゃべっているけど、要は何も言っていないんですね。要するに、見付けられませんでしたというだけと言っているわけですか。

私が言っているのは、アイティーエム証券の検査を行えば、当然その主たる運用ファンドであるそのファンドの実在性、時価の適正性を見るなんというのとは当たり前のことで、そのためには、外部監査事務所から監査報告書が出ていれば、それをチェックしなければ何の検査なんだと、こういうことになるんじゃないでしょうか。

そこには少なくとも今回の損失状況というのは

把握されていたわけですから、それを検査のときに把握できなかったというのは極めて検査手続に瑕疵があったんではないのかと、大丈夫かということをお伺いしているんです。端的にそのことだけ。

○政府参考人(岳野万里夫君) 端的にということ、難しい質問をいただいているとは思いますが、アイティーエム証券という販売業者に検査に入ったときに販売している商品が詐欺的な商品ではないのかどうかという、その商品性そのものまで徹底的に洗えということをしなないと検査として全うできていないんじゃないかという問題意識かと思えます。すけれども、大変恐縮ですが、私どもの通常の証券会社に対する検査におきましては、そこまでする求められ、あるいはそれをきちっと見なければ検査としての責務を果たしていないということではないというふうに思っております。

○若林健太君 検査の対象からは全く外していただ、こういうことなわけですね。

しかし、私もからすれば、業務手続検査なんかやっていったってこうした事案はチェックはできません。そういった範囲までしっかり取り組むべきであったと、こんなふうに思います。

次に、信託銀行についてその責任というものを聞いてみたいんですが、年金運用における信託銀行の役割というのは、運用会社が意図した投資内容を記録管理し、信託財産を保管管理すること、これは私もそういうふうに理解しております。

今回の場合、A-I-J投資顧問が実質的に支配しているアイティーエム証券を通じてA-I-Mグループのファンドへ投資をしており、直接ファンド受託銀行に確認できる体制、信託銀行になかったと、こういうことであります。しかし、アイティーエム証券に対して現物を証明する証拠書類の提示を求める、あるいは自分が預かっている信託財産の実在性、それを確認するということは、僕は必要じゃなかったんじゃないのかなと、こんなふうに思うんです。

アイティーエム証券に届けられていたはずの外部監査報告書、それを信託銀行が確認していない、実はもっと早期にこういう事案が発覚できていたんじゃないのか。信託銀行が預かった財産についてその実在性の確認をしない、そんなことで本当に役割が果たされているのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○副大臣(中塚一宏君) 本件におきまして、信託銀行は契約上、ファンド受託銀行等から信託銀行に対して、今御指摘のあった時価や監査報告書等が直接開示されないスキームになっておりまして、第三者によるチェックが妨げられたということとであります。

そういう意味で、金融実務も踏まえて問題点を改善をしていかなきゃならぬと、そう思っております。まして、実効性のある再発防止策、例えば基準価額とか監査報告書が国内信託銀行に直接届く仕組みといったようなものを関係省庁と連携をしながら早急に検討したい、そのように考えております。

○若林健太君 公認会計士協会からは、こうしたファンド等に対する外部監査の導入ということも提言として出ているようであります。

是非、全体のスキームですね、検証する中で再発の防止、しっかりと取り組んでいただきたいと、こんなふうに思います。

浅川社長というのは、実は年金資産の運用業務を行おうとした二〇〇二年に、年金資産の運用など投資一任の業務要件として義務付けられていた国の事業認可を得ていなかったんですね。こうした中で、投資一任の許可を取得済みだったアメリカの保険会社、シグナ・コーポレーション傘下の日本の法人であるシグナ・インターナショナル・インベストメント・アドバイザーズの名義でケイマンの私募投信を使って受託資金を運用していたと、こういう指摘があります。

もし事実だとすれば、これは金商法で禁止する名義貸しになるんじゃないか、こんなふうに思いますが、その点についてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(細溝清史君) お答え申し上げます。

A-I-J投資顧問の前身でありますシグナ・インターナショナル・インベストメント・アドバイザーズに関する二〇〇二年当時の御指摘でございますが、の当時の行政文書は、これは登録申請書、それから投資一任業務の認可申請書、これは保存期限が三十年でございますからございすが、それ以外の文書が文書保存期間が最長五年でございます。文書が残っておりませんので、そういう事実を確認ができないという状況でございます。

○若林健太君 公文書管理としてないということよりよく分からぬと、こういうことでありますね。

しかし、もしこういう実態があるとすれば、やはり認可するときに、実は非常に違法精神の欠けているこういう者がおつてということがあるわけで、この点についても本当は十分踏まえた上で作業をするべきであつたと思うし、今回こういう事件になって、改めて遡って浅川さんをめぐる金融行政の中で所作というものは検証する必要があるんじゃないかなと、こんなふうに思います。

さて、浅川被告については詐欺事件での逮捕が報道されておりましたけれども、この詐欺というのは、金商法の偽計取引だと三年、詐欺だと十年、そして、幾つか詐欺いっぱいやると、これ加算されるんですけども、加算されたものの半分を上限とすると。要するに、十五年がその上限となつてしまふんですね。これが果たして重いのか軽いのか。

私は、年金資産という言葉は多くの皆さんの公的資産を詐欺をしたこの質的な重要性、そして今回この浅川被告について言えば、多くの基金の皆さんを巻き込んでこれだけの重大事件を起こしたと、これ本当に今の詐欺罪、十五年という刑期でいいのかなと、こんなふうに思います。個別事案には答えられないというお答えでなくて、是非、

これ一般論としてもうちよつと検討すべきじゃないかと私思うんですけれども、コメントいただければと思います。

○大臣政務官(松野信夫君) 御質問ありがとうございます。

今委員御指摘のように、個別事件について直ちにお答えするというのは適切でないと思いますので、これは控えたいと思います。いずれ、金商法の違反になるのか、あるいは刑法上の詐欺罪になるのか、この辺はしっかり捜査機関で捜査をし、証拠を収集し、検察の方で適切に起訴がされると、最終的には裁判所の判断を得ると、こういうようなことでありますので、個別事件についてはあくまでお答えは控えたいと思います。

それで、一般論ですが、いろいろこれは考えなければいけない点はあるかと思えます。刑法という基本法の法定刑を改正するという点になると、それはそれなりに非常に重い判断が迫られるということでもありますし、また今委員御指摘のように、併合罪、幾つもの詐欺をやれば一・五倍の刑も処せられる、こういうことでもありますし、またいわゆる財産犯のことを考えますと、詐欺だけでなく、窃盗、恐喝、業務上横領、これは全部上限が十年ということになりますので、その辺の波及もやっぱり考えなければいけない。やはりこれは慎重に検討をしていかなきゃいけない問題だと思います。

○若林健太君 おっしゃるとおり、極めて慎重に検討しなければならぬ課題でありますけれども、先ほどのような公的な資産について詐欺を行ったという質的な問題、あるいは広範囲なもの、今の併合罪についての考え方、一度やっぱ議論すべきであるということの問題提起として申し上げておきたいというふうに思います。

さて、このAII問題というのは実は巨額詐欺事件でありますけれども、このことよって浮き彫りにされたのは厚生年金基金というものの制度そのものについての議論でありました。これも今朝の新聞ですけれども、今日びっくりしたんです

が、在り方検討委員会が開かれて、実は様々な検討委員会としての最終報告文案、その中でこの厚生年金基金の改正案についての考え方というのが役所の方から明らかになったようであります。

この厚生年金基金については、御案内のように、全体五百九十五ある基金のうち八割方は実は総合型と言われる中小企業にかかわるものであります。多くのものはいわゆる構造不況業種である中で、実は右肩上がりを前提としていたこの基金の運用というのが非常に難しくなっていた。一時制度の改正によって四〇―ktなど制度の変更をということを働きかけたけれども、新たな制度へ移行することがなかなか難しいものが実は残っていた、そういう問題もあったのではないかと。代行割れ基金が四割も抱えているというこういう実態、やっぱりここで抜本的な改正を踏み切るべきである、このように思うわけであります。

そこで、まずこの代行割れの対応について、今日の朝刊に出ておられますところによりますと、連帯債務についてはこれを解除するというようなことが書いてございました。私は当然検討するべき事項じゃないかと、こんなふうにしてございませう。考え方とすれば、やっぱり基金を解散する時点で、解散申請した時点でそれぞれの基金全体としての債務を確定し、そして構成するそれぞれの企業の債務を確定する、どこかがぶつ潰れたからといって、それを負っていくような形は取らないというところが大切じゃないかと思えますが、この点、今日の朝刊のあの記事についての確認を含めて御答弁をいただきたいと思えます。

○副大臣(辻泰弘君) 若林先生から御指摘をいただきましたように、四月十三日から厚生労働省内に有識者会議を設置いたしました。この厚生年金基金の資産運用、また財政運営、そして制度の在り方、こういったことの議論をさせていただいておるところでございます。

そして、もう委員御案内のとおりでございますけれども、まず現行制度におきましては、総合型基金が特例解散をして分割納付を行っている間に

一つの企業が倒産した場合には、残った企業が倒産した企業分を負担するというところになっているわけでございます。これは、現行法の下では、解散した後も、個々の企業ではなく基金が国に対して不足分の債務を負っているということでございまして、一社が倒産しても国に対する債務としては残るということのためでございます。

先生から御指摘いただきましたように、解散時に個々の企業の債務を確定して、倒産した企業分を負担しないということにいたしますと、倒産企業の加入者、受給者の代行給付はそもそも減額でございまして、その負担は厚生年金本体が負担することになるということになりまして、この点については国民的な理解が得られるかどうか論点となるものでございます。

そこで、現在開催しておりますその有識者会議におきましてその点は議論をさせていただいているところでございます。御指摘いただきましたような、解散時に各企業の債務を確定してはどうかという御意見もいただいているところでございます。

この有識者会議は今月末を目途に報告をまとめさせていただくこととしておりますので、その報告を踏まえまして、厚生労働省として方針を定め対応していききたい、このように考えております。

○若林健太君 新聞ではもう既にやるようなことを書いてありましたけれども、これから検討と、こういうことでございました。

同時に、代行割れについて言えば、今、特例解散のときに十五年分割で返済していけば、こういうあれがあります。これ、もう少し延ばすべきではないか、例えば三と三十年というようなことを考えてみる必要もあるんじゃないか、こんなふうに思いますが、そういった検討は項目として挙がっているのかどうか、お伺いしたいと思えます。

○副大臣(辻泰弘君) 若林先生御指摘いただいた問題でございますけれども、現行の制度から申し上げますと、厚生年金基金が解散する場合、代行給付に見合う資産を国に一括して納付する必要があるわけでありまして、昨年八月に成立をいたしました年金確保安法によりまして、一括納付ができない場合でも、不足分を分割納付することによりまして解散できる特例措置を設けたところでございます。

この特例措置は、過去にも平成十七年度から三年間の時限措置として実施いたしましたけれども、今回は前回の措置より充実をさせまして、不足分の分割納付の期間を最長十年から十五年に延長をさせていただいたところでございます。

先生から御指摘いただきました分割納付期間の更なる延長を含めまして、いわゆる代行割れ基金の特例解散の在り方につきましては、現在、先ほど申し上げました有識者会議において論点の一つとして議論をしていただいているところでございます。

先ほど申しましたように、今月末を目途に報告をまとめていただくこととしておりますので、その報告を踏まえて対応していききたい、このように考えております。

○若林健太君 そろそろ時間が迫ってまいりました。この点については、午後、我が党のAII問題プロジェクトチームの事務局長である佐藤ゆかり先生、あるいは西田先生が細かくまた詰めていただけるものだと思います。

民主党からも自民党からも様々な意見が出ております。ここはやはりしっかり政治がリーダーシップを取って、大きな制度改正に向けて取り組みべきであると、こんなふうに思います。

ただ、最後に、今回もし先ほどの返済を少し延ばすだとか、あるいは連帯債務を解除するだとか、こういう形になれば、当然厚生年金本体に対して大きなリスクを背負わせることになってまいります。こうなれば、基金の存続、基金をこのまま続けるのか続けられないのか、これは自民党と民主党に大きな意見の隔たりがありますが、この議論も当然起こってくるものだ、これはリンクする議論だと、

こんなふうに思いますが、その辺はどんなふうに考えておられるか。

○副大臣(辻泰弘君) 先生御承知のとおり、与党サイドからも将来における廃止というふうな御提言もいただいているところでございますが、有識者会議におきましても、この厚生年金基金制度の在り方そのものについても御議論をいただいております。先生からいただいた御議論も踏まえて、今後答えを出して対応していかなければならない、このように考えております。

○若林健太君 ありがとうございます。

厚生年金基金については、六割がまだ黒字運用をしているわけですから、この制度そのものの存廃というのは、じゃ、黒字の基金についてどうするのか、その次の中小企業の退職年金制度全体についてどうするのかというスケジュールも作らなければなりません。で、大きな様々なバランスの中で考えていかなきゃいけない、課題たくさんあります。

しかし、一方で、中小企業が多分六千億と言われている代行割れ、それにA-I-Jが加わった八千億近い大きな隠れ債務が今地方の経済の中にあると、こういう認識であれば、やっぱり政治が踏み出してこの解決に取り組むべきであると、そのことを申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。と思います。

○竹谷とし子君 公明党の竹谷とし子でございます。

まずは、松下大臣、御就任おめでとうございます。

これから審議される予定の金商法改正に当たりまして、総合的な取引所について、大臣の御所見を伺いたいと思います。

この総合的な取引所を実現する目的、そして今回の改正によって一般市場参加者の利便性が高まる点は何かということについて伺いたしたいと思います。

○国務大臣(松下忠洋君) 総合的な取引所、これは金融庁、そして経済産業省、そして農林水産

省、三年ほど掛けていろいろ議論してきたわけでございます。それで今回金商法の中にも盛り込んで、これをしっかり取り組んでいくということになっております。証券と金融と商品の垣根を取り払う、そして利用者利便の向上、それから国際競争力の強化を目指すものでありまして、その実現は日本の市場の将来にとって極めて重要だということふうに考えています。

それから、こうした考え方の下で総合的な取引所実現のための施策を盛り込んだ金融商品取引法等の一部を改正する法律案を提出しています。今回、早期の御審議、成立をお願いしたいと考えていますが、今回、その趣旨説明ができるということで大変喜んでおります。これからよろしくお願いしたいと思っています。

○竹谷とし子君 済みません。これによりまして一般市場参加者の利便性が高まる点について、御所見を伺いたいと思います。

○国務大臣(松下忠洋君) 投資家、利用者、これは一般市場参加者ですけれども、にとりましては、一つの取引所、これは総合的な取引所ですけれども、そこで証券、これは株式です、それから金融、これは株債の先物、それから為替の先物等ですけれども、それから商品、金の先物ですけれども、そういった多様な商品の取引が可能となる、取引の利便性が向上することが期待されるということふうに考えております。

また、利便性が高い総合的な取引所の実現に向けて、一般の法改正にとどまらず、口座やそれから税制の一元化などの問題についても三省庁で連携して、引き続きしっかりと取り組んでまいりたいと、そう考えています。

税制の一元化では、所得税ですけれども、証券、これは株式配当所得、それから譲渡所得でございます。それから、金融は株債の先物、為替先物、商品では金の先物ですけれども、これらは雑所得と、こうなっていますので、これらは株とは別の取扱いになっているということで、上記の取引の課税方式や税率を一元化してそれぞれの損益

の通算を認めるようにしたいということで、利便性がかなり上がるというふうに考えています。

○竹谷とし子君 ありがとうございます。

口座や税制の一元化が図られることが、一般市場参加者の利便性が最も高まることであると私は考えております。事前に金融庁さんからいただいた資料では、活性化協議会を今後つくっていくという、そういう御方針がありました。この実現に向けて具体的にどう取り組むか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣(松下忠洋君) 二月二十四日に取りまとめを公表いたしましたけれども、そこで金融庁と農林水産省と経産省の担当者によりまして、御指摘のように、商品先物取引活性化協議会、これはまだ仮称ですけれども、それを設置して、商品先物取引と金融商品取引の連携などの幅広いテーマについて定期的に協議を行うこととしております。法案が成立いたしましたら、直ちにこれを開催して実質的な協議に入っていくというふうに考えています。

○竹谷とし子君 ありがとうございます。是非ともよろしく願いました。

続きまして、デリバティブなどの取引のトラブルについて伺います。

平成二十三年度の裁判外紛争解決制度 ADR のデリバティブ被害を含むトラブルは、次のとおり増えています。全銀協のあっせん委員会では、デリバティブあっせん受付件数が七百四十九件、前年度比約四倍にも上っています。また、証券・金融商品あっせん相談センターでは、あっせん受付数が四百六十七件、前年度比約五割増しとなっています。

このデリバティブなどの取引のトラブルの実態及びその原因について、大臣の御見解を伺いたいというふうに思います。

○国務大臣(松下忠洋君) 為替デリバティブ取引に係る平成二十三年度の紛争申立て件数ですけれども、議員御指摘のとおりでございますが、全銀協で七百三十三件、それから証券・金融商品の

あっせん相談センターで百四十六件と、前年度に比べて大きく増加をしております。これはリーマン・ショック後の、これ二〇〇八年ですけれども、歴史的な円高等を受けて、結果として為替デリバティブ契約により顧客に損失が発生した事例が増加したことが要因ではないかというふうに考えられております。

以上でございます。

○竹谷とし子君 このデリバティブというものは、購入した人が損をするのと販売した側が利益になるという仕組みだというふうに思います。

この点につきまして、私が独自に入手した資料によりますと、業者側も利益相反の危険性を認めています。こちらは、ロシア・クレジットリスク債に関するある証券会社の九八年の商品説明が手元にあるんですけれども、読み上げます。投資家は、発行体の利益と本債券保有者の利益とが相反する可能性があることに留意する必要があるとあります。本債券の購入に当たっては、これらのリスクを十分に御検討ください、こうあります。

このリスクについて、デリバティブの販売に当たって、各銀行及び証券会社はこの利益相反というリスクを顧客に説明をきちんとしているのでしょうか。これは事前通告から少し派生いたしたもので、実務者として金融庁から御答弁いただいても結構でございますが、お願いいたします。

○副大臣(中塚一宏君) 今先生がおっしゃったその商品説明、最悪の状況と言ってもいいと思うんですが、そういった場合を想定をちゃんと説明をしてもらわなきゃいけません。必ずしも十分に行われなかったとして顧客との間でトラブルが生じていると、そういう事案があるのも聞いております。

為替デリバティブを販売をする際には、最悪の事態を想定した損失等について丁寧に説明をするように金融機関には求めているところであります。そういった各金融機関の取組状況や顧客のニーズ、特性にのっとって適正に対応しているかを今後も注視をしてまいりたいと、そう考えてお

ります。

○竹谷とし子君 ありがとうございます。

今、副大臣がおっしゃられた点につきまして、平成二十二年の四月、主要行等向けの総合的な監督指針及び中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の一部改正の中に含まれている契約時点等における説明のことを今おっしゃってくださったというふうに思います。この説明は、最悪のシナリオを想定した損失や解約清算金を説明していることというふうにあります。これは、最悪のシナリオを想定した損失、また解約清算金を説明していることは非常に重要だと思います。

しかし、このことと利益相反とは私は違うというふうに思います。これは売る側と買う側の利害の対立であります。この仕組みがデリバティブの中には隠されています。この店頭取引も、大部分この形、相対取引で、買主と売主で利益が相反する。これは、証券会社や金融機関はプロです。今回被害に遭っている中小企業を中心とする方々というのは、ほとんど金融に関して知識がない方が多かったというふう聞いています。プロを相手にして利益相反取引というものを自分が勝てるのかどうか、そういう認識に立ったときに、本当にこれを買っていいものかどうかというふうにいま一歩考えるのではないかとというふうに私は思います。この点はいかがでしょうか。

○副大臣(中塚一宏君) 今先生の御指摘の二十二年四月の監督指針の改定以降なんですけれども、二十二年四月以降の契約分については、そういった苦情はほとんど発生していない、一件あったというふうに聞いております。

ただ、金融デリバティブ、派生商品というのが今そういう先生がお話しになったような特性を持つているということでありまして、これは商品の説明の際にそういった商品特性についてもしっかりと金融機関が説明をするように、販売体制も含めまして、ちゃんとやっていただいているかどうかというのは注視をしてみたいというふうに考えております。

○竹谷とし子君 済みません。ありがとうございます。

今、一件あったとおっしゃられたのは、利益相反の説明がなかったという苦情が一件あったという、そういうことでしょうか。

○副大臣(中塚一宏君) いや、いわゆる為替デリバティブ取引における足下の苦情発生状況という意味でございます。

○竹谷とし子君 私は、この利益相反の説明というものがなされていなかったというふうに認識をされているんですけれども、これは事実と違いますが、でしょうか。

○政府参考人(細溝清史君) そのADRに申し立てられた一件の中身についてコメントすることは差し控えたと思います。

一般論で申し上げますと、毎事務年度に監督方針というものも出しておりますが、監督指針というのは恒久的なものでございまして、毎事務年度、その年度で重要視する事柄を監督方針として公表して金融機関に気を付けてもらっているというものでございます。その二十三年度の金融商品取引業者向けの監督方針におきまして、金融商品取引業者がどのような経営方針の下で、どのような金融サービス・商品をどのような属性の顧客に提供しようとしているか、短期的な利益追求や利益相反などにより、ゆがんだインセンティブに動機付けられていないか、経営方針が営業現場で徹底されているか等々に注意を払うということにしております。委員御指摘の利益相反、個別具体的な事例は承知しておりますが、そういったことについても注意を払うように金融機関に対しては監督しておるということでございます。

○竹谷とし子君 ありがとうございます。

今の平成二十三年の監督方針、利益相反取引についても注意を払うというのは、金融庁が業者の監督に当たって注意を払うことですか。それは、業者がきちんと顧客に説明をしているということを確認するというのを金融庁が行うということでしょうか。

○政府参考人(細溝清史君) 金融行政の透明性を向上させるために金融行政として何をチェックポイントとしているかというものを、いろんな監督方針とか監督指針という形で公表しております。当然、これは金融庁ないし財務局職員が金融機関を監督する際のポイントでございまして、それを公表しております。それは、そういったところがチェックポイントになっているということを金融機関自身が認識をして、自らの行動をコントロールするといったことも期待しておるということでございます。

○竹谷とし子君 ということは、この平成二十三年の監督方針が出た以降は、金融機関や証券会社は、顧客に対して、利益相反の可能性がある商品とで解釈するときには説明する義務があるということとで解釈してよろしいんでしょうか。

○政府参考人(細溝清史君) そういったことを適切に説明することを金融機関に促していく、求めていくといったことでございます。

○竹谷とし子君 これを促すことによって、守らない場合、罰則はあるんですか。

○政府参考人(細溝清史君) 金融機関は、金融商品取引法に基づきましていろんなことを説明する義務がございまして。そういったもので、どこまでそういった法律上の要請になるか、そういったことを明快にしていくということが必要でございまして、そういったもので説明することといったようなことで行政庁の解釈を示しているということとでございます。

○竹谷とし子君 最高裁は、平成二十一年の七月十六日に利益相反の危険性を顧客に説明せよと判決を出しています。それを受けて、商品先物取引法施行規則百三十一号は、顧客と業者との利益相反のおそれを説明することを業者の義務にしています。

アメリカでは、このデリバティブの規制方法として有効な手だてが見出しかねているということでは御承知と思いますが、アメリカの法律でテーク・ジ・アザー・サイド、反対のポジションをつ

くることについて顧客の同意を書面で得なければならぬと聞いております。これは政府の中で検討をされたことはありますか。

○政府参考人(森本学君) お答えいたします。

先生御指摘の商品先物取引法施行規則第百三十一号第二十一号の規定は、いわゆる差玉向かいに対する規制と承知しております。これは、商品先物業者が取引所に顧客の注文をつなぐ際に、それと全く反対のポジションを自ら取るといったことが、過去、トラブルになることが多かったというふうに鑑みて設けられた規制であるというふうに承知しております。

今回、総合取引所におきましては、こうした商品先物取引法と金融商品取引法の規制を一体化するというのを考えておりまして、いづれにいたしましても、原則として金融商品取引法の規制を適用いたしますが、商品先物取引法における現状の規制等を勘案してこれを定めていきたいというふうに考えております。

○竹谷とし子君 ありがとうございます。

今の御答弁は、デリバティブなどの取引の利益相反の危険性を説明するというのを法規制していくということとで理解してよろしいのでしょうか。

○政府参考人(森本学君) 先生御指摘の省令の規制は取引所取引を取り次ぐときの規制でございまして、今回、総合取引所の問題も、これも取引所取引の問題であるということとでございます。

○竹谷とし子君 私は、取引所取引についても店頭取引についても、この利益相反というものが含まれている場合は顧客に説明をするべきである、これが投資家保護につながるというふうに考えております。このことについては、また金商法の改正の審議の際にも引き続き質問をさせていただきます。

質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○中西健治君 みんなの党の中西健治です。

松下大臣、よろしく願います。今後、

できればかみ合った議論をしていきたいというふうに考えておりますので、その前提として幾つかの疑問点を今日はぶつけさせていただきたいと思ひます。ぶしつけな質問も含まれると思ひますけれども、初回だから是非聞いておかなければならないと思ひまして質問をさせていただきます。

まず、大臣の金融行政とのかかわりについて伺ひたいと思ひます。

大臣は、大学の農学部を卒業後、建設省に入省されて、議員になられてからは一貫して農水関係の委員会に所属されていたと理解しておりますけれども、金融行政へこれまで何らかのかかわりがあったんでしょうか。

○国務大臣(松下忠洋君) 私は、平成五年、一九九三年に初当選いたしました。ちょうどバブルがはじけて、それから失われた十年が始まり、不良債権処理に明け暮れた十年だったと思ひつています。住専の問題がありました。そして、あの多額の不良債権を金融機関が抱えて、そして金融システムの機能が機能しなくなつたというときに、国を挙げてどういうふうな金融システムにするのかということになりました。

私は農林族と言われていますけれども、そのとおりでございますけれども、当時、農業系統の金融機関が最後に多分四兆円ぐらいのお金をこの住専の關係に振り込んで、投資して、それを回収できなくなつたと。それをどうするかということで、国中挙げて、あの当時の予算委員会は大変な議論をしておりました。そのど真ん中に農林族として入っておりました。

その後、農林水産政務次官としてこの問題にもずっと取り組んでまいりましたから、その面では、経済の血液である金融がどういう役割を果たしているかということは十分体の中にしみ込んでおります。

また、内閣府の副大臣として竹中大臣の下で骨太方針を作りました。経済財政諮問会議、その中で一番議論になったのは、やはり我が国の金融のシステムをしつかり安定させるという大事なことです。

でありましたし、その問題をやりました。

経済産業副大臣として、中小企業、そして今の根こそぎ空洞化と言われる状況の中で、この金融がどういふふうな大事かということに身にしみて思ひつておりますし、このことがヨーロッパの中で今いふような金融問題起つておりますけれども、そのことが我が国に貿易としてどういふ影響があるのか、我が国の金融システムにどういふ影響があるのかというところは、もう肌で感じてどういふものかというのとは分かつているつもりでございます。

○中西健治君 金融大臣のポストは、亀井大臣、自見大臣に続いてこれで三代連続国民新党所属の方が就任されることになったわけですが、郵政民営化については国民新党として大きなこだわりがあるということで、それは横に置くとしても、金融大臣ポストが国民新党ポストとなつていくことについてはどのように感じていらつしやるでしょうか。

○国務大臣(松下忠洋君) これはお答えできません、私としては。内閣の中で、野田総理が大事な判断されたというふうな何つておられますし、努力をしたいと、そう考えています。

○中西健治君 内閣総理大臣が決めたことだということでありまうけれども、この金融担当大臣と郵政民営化担当大臣は利益相反の可能性があるとすることはかねてから指摘されておりました。郵政グループのゆうちょ、かんぽに対して殊更に甘くなつてしまふのではないか、こうしたような指摘ということなわけですが。

大臣は、大臣就任早々の記者会見、これは産経新聞の記事でありますけれども、日本郵政の金融二社の新規事業参入に関して、他の金融機関との適切な競争が阻害されるという懸念については問題ないというふうに述べたようでありますけれども、これが事実だとすれば、金融担当大臣としては非常に不適切な発言だと言わざるを得ないと思ひます。金融システムの安全性や金融市場の公平

性を守るべき立場にあるのにこうした発言をしたとすれば、それについては納得いく説明をしていただかなければいけません、ここはどういうふうな釈明されるでしょうか。

○国務大臣(松下忠洋君) 法に従つて我々は行政をしていくということが根本にありますから、そこはしっかりと守りながらやっていきたいと、そう考えています。

今のお話ですけれども、郵政民営化法上、その金融二社の新規業務、これは他の金融機関等との適正な競争關係等を阻害するおそれがないと認めるときに認可すること、こうなっています。これはしっかりと書き込まれております。報道各社とのインタビューにおきまして、私はこのような郵政民営化法等の枠組みに基づき適切に判断する旨を述べております。

金融庁としましては、この金融二社から申請があつた場合には、この郵政民営化法の枠組み及び金融機関の監督上の観点があります。これを踏まえて、郵政民営化委員会の御意見を承つた上で適切に対応していくと、そう考えています。そういう趣旨です。

○中西健治君 ということは、おそれがないと言つたわけではなくて、おそれはあるんだけれども、法律の枠組みにきちつとつとつていけば、それは解消されるであらう、そういった趣旨だということではよろしいですか。

○国務大臣(松下忠洋君) 私が申し上げたこの趣旨でございますので、よろしく御理解をお願いいたします。

○中西健治君 そもそも指摘されている郵政改革担当大臣と金融担当大臣の利益相反について、どう考えますか。

○国務大臣(松下忠洋君) 法にのつとつて適正に判断して実行していくと、そういうふうな言い聞かせてやりたいと考えています。

○中西健治君 話題を変えます。大臣は、中小企業円滑化法に関して、来年度の延長に関して白紙という表現を記者会見で使われ

ました。今日も何度か話題にはなつていますけれども、この円滑化法の再延長、これは今回で最後だということは法律には書かれていません。です、私もほかの委員の方も自見大臣に、それを最終だということを担保するものは何かあるのかというのを聞いたところ、大臣談話で今回が最後だと言っているからこれが最終的な担保になると、こういう答弁をこれまで受けてきているわけです。それに対して、松下新大臣は白紙だということを書いてしまつたということは、大臣談話を、またこれを百八十度転換してしまふようなことになつてしまつていくわけですが、こうした経緯を踏まえた上で、そして大臣談話の重要性も踏まえた上で白紙とおつしやられたんでしょうか。

○国務大臣(松下忠洋君) 先ほど申し上げたとおり、この最終延長というのは、これは来年三月末まで、中小企業金融円滑化法の最終延長は三月末までだという政府方針に変わっておりません。ですから、このことはしっかりと確認しておきたいと、そう思っています。

白紙と申し上げましたけれども、いろんな議論の中で、東日本の大震災、それから福島県原発の収束と復興再生、その中の中小企業の人たちのいろんな努力、そういうものがいろいろ出てきていまして、その中で二重ローンの問題、それから立ち上がつていくためにどういふ抜本的な対策をすべきなのかという議論が幅広くいろいろやり取りがありまして、その中で、まだ中小企業が立ち上がつていくために十分な環境整備ができていない。というのは、地域がまだほとんど都市計画が進んでいませんので、中小企業がどういふふうな立地するかということもまだ分かつていない。そういう中で、一年たつてどういふふうなその地域がなつていくか、もう一度考え、その状況を見ながらいろんな中小企業支援対策というのはあるべきではないかという一般論として申し上げたんです。

ですから、この円滑化法の問題については、これは自見大臣ともしっかり引継ぎがあつて、そして来年の三月で最終延長だということは確認してありますので、それは皆さん方に御心配を掛けることはない、そういうふうには思っています。

○中西健治君 今のお話は九〇％ぐらい分かるような気がするんですが、ちよつと分からないのは、やはり来年の状況によつては、今、現時点での判断では最終延長だけれども、来年の、まあ二月、三月が分かりませんけれども、来年の状況によつては再々延長も可能性としてはあり得ると、そういうことですか。

○国務大臣(松下忠洋君) これは最終延長はないということを確認した上で言っているわけです。

そして、東日本やあの地域のいろんな中小企業対策について、今やっているものがありますけれども、それはいろいろやつた上で、一年間たつてどういふふうになっているかということは、これは当然、普通の感覚として検討しながら、また新しい対策をどうすればいいのかということは考えることはあるんじゃないかということを申し上げたわけですね。

○中西健治君 そうしますと、いろんな政策パッケージは考えることはあるかもしれませんが、円滑化法の延長、再延長ということはないという事でよろしいですね。

○国務大臣(松下忠洋君) 先ほど申し上げたとおり、最終延長だということです。

○中西健治君 私自身としては、大臣自らがこれまでの実態を勉強、検証されるのは大いに結構なことだというふうには当然考えていますし、是非積極的に進んでいきたいと思っています。

大臣は記者会見の中で、ゾンビ企業と呼ばれているようなところには大事な血税は使つてはいけなし、しっかりと見極めていかなければならないと発言もされておりました、私自身も全く同じ認識を共有しているところでありますが、これまで、この円滑化法の運用に関しては、金融庁の実態把握が少し甘いんじゃないかと、二度三度延

長を申請している企業の数と、こういったことも把握できていない、そういったようなこともあるので、あと金融機関の貸出総額に対する割合なんかも把握できていないということもある、円滑化法の効果というのが見極められないじゃないか、こういう指摘をこれまでしてきております。

そして、この委員会でも、これは、じゃ局長に来ていただいているので局長にお伺いしますけれども、細溝監督局長は、より実態把握できるようにするというについては検討していきたいというふうな私に答弁してくださっておりますけれども、その後の進捗状況はどのようになっていますか。

○政府参考人(細溝清史君) 委員の御指摘に対してお答え申し上げたのが三月二十八日だったかと思っております。その後、この中小企業金融円滑化法の最終延長の法案が通りました。

したがって、その後、出口戦略ということで、政策パッケージを三省庁、内閣府、中小企業庁とも一緒に作つて作っておりますが、その中で、いろいろな件数の見方ですね、どれぐらいの貸付条件変更先があつて、そのうちどれぐらいがまさにこれから手を付けていかなきゃいけない件数だろうかといったところを関係省庁と今意見交換をして、それぞれ見方がございますから意見交換をして、それで、今後政策パッケージを実行していくといった状況でございます。

○中西健治君 今日何度か質問が出ている、話題になつていて、公募増資に関連してインサイダー取引についてですけれども、大臣も所信の中で適切に対処していくと言っておりますけれども、課徴金の引上げですとか、情報提供者への罰則強化ということでは、それだけでは実効性のある改善策にならないのではないかというふうな私自身は思っております、公募増資のプロセスそのものを変えていかなければならないということなんじゃないかなというふうには思っています。取締役会の増資の決議から増資の完了までに半月以上掛かつてしまふ、これ自体を見直していか

なければいけないということだと思つていますが、これは金融庁だけの問題ではなくて、当然会社法ですから法務省にかかわる問題だというふうには考えておりますが、日本の資本市場の信頼性を取り戻すという意味においては、やはり金融庁が旗を振つてやつていかなければならないことだと思つていますが、そこまで取り組む気があるかどうかについてお伺いしたいと思います。

○国務大臣(松下忠洋君) 公募増資に関連したインサイダー取引に関する問題に關しまして、この公募増資手続期間を見直すべきではないかとの御指摘があることは承知しています。そういう提案もあります。

仮に公募増資手続期間を短縮する場合には、その公募増資手続期間を定めた、おっしゃつたように会社法の改正が必要となります。そのことも分かっています。また、実務上、この需要調査をしながらいかに、そのときにプレヒアリングを行うということが必要になってくると、こう考えています。そこにいるいろいろな課題があるんじゃないかというふうにも考えています。

公募増資時におけるインサイダー取引事案において、主幹証券会社から公募増資情報が漏えいしたことを踏まえ、公募増資手続期間の短縮についてはプレヒアリングの解禁につながるという事です。ですから、慎重に検討されるべき問題ではないかなというふうには考えています。

○中西健治君 今の答弁に対してですが、慎重にということとは、会社法改正までは視野に入れて動こうと思つていないということか、思つていないことか、そこだけ最後に答えていただきたいと思ひます。

○国務大臣(松下忠洋君) 関係省庁との関係もありますから、そこはこの場で答えるわけにはいきませんが、慎重にということとは、そういうことも含めてプレヒアリングの解禁につながる、事前に短縮することでまた情報が漏れてしまふというもののいろいろな課題もあると思つていますから、ここはよく整理することから始めたい、そ

う思つています。

○中西健治君 質問を終わります。どうもありがとうございました。

○大門実紀史君 大門でございます。松下大臣、大変御苦労さまです。

私も基本姿勢は一点だけお聞きしたいと思ひますが、金融の専門家がなくても大丈夫です。亀井大臣という方がおられましたけれども、金融の専門家がいらっしゃらなければ、円滑化法の決断をされるのか、大変喜ばれております。郵政の民営化なんかも、郵政の正社員化ですね、正社員化していく問題も踏み出されたりするという大変決断をされたわけでございます。

私がちよつと心配なのは、国民新党そのものがそういう亀井さんのような信念がなくなつていんじゃないかと。郵政さえ通してくれば消費税でも何でも賛成する。信念がないというか、信念が小さいというか、そこが一番私、それでも大臣がいられているのかというところは、私、松下さんは副大臣のときに何度かやらせてもらったからお人柄は知つていらっしゃるけれども、ちよつと国民新党いかなるもんじやないかと思つていられるんですけれども、その辺いかがですか。

○国務大臣(松下忠洋君) 六人の小さな政党で今踏ん張つていますけれども、今の激励と、そして御忠告もしっかりと受け止めて、切磋琢磨して日本のために励みたい、そう考えています。ありがとうございます。

○大門実紀史君 じゃ、本題に入ります。

昨日は、実は改正貸金業法の完全施行から昨日がちょうど二年目になりました。大臣も替わられたので、私、大臣替わるたびに基本的なお考えを聞いておりますので、この貸金業法、サラ金問題については質問をいたしますけれども、これはかつてはサラ金問題、多重債務問題が社会問題になりました、やみ金被害だの自殺だの家庭破壊だの大変な事態を引き起こして、被害者の会の方々、運動団体の方々、弁護士会、司法書士会という方々の運動、そして最高裁の判決もあつて、二〇〇六

年に国会でも党派を超えて良識的な議員の皆さんが力を出して、金融庁もいろいろ知恵を出して、国会では全会一致で通ったものでございます。

これは何のための、当時私がかかりましたけれども、何のための法改正かというところ、一言で言えば多重債務者をなくすということが最大の眼目なわけでございます。つまり、返済し切れない借金を抱える人たちがかなり増えてしまつて、それは、金利が高いから一つのサラ金に返すためにまたほかのサラ金から借りるということで、数軒のサラ金から借りるというような多重債務者が増えたということが最大の、それを減らす、なくすということが最大の眼目だったわけでございます。

この法改正によって多重債務者の数はどういふふうに変化したか、まずちょっと説明をしてくださいます。

○政府参考人(森本学君) お答えいたします。

多重債務者の数を知るための一つの指標として従来から、貸金業から五件以上無担保無保証借入れの残高のある人の数を参考にしております。その統計の推移といたしましては、十九年三月末が、御承知のように改正貸金業法、十八年十二月に成立したわけですが、十九年三月末が百七十一万人、二十二年が八十四万人、翌年が七十万人、そして今年の三月末が四十四万人と減少しておるところでございます。

○大門実紀史君 法改正だけではなくて、金融庁もそうだし、自治体でも相談窓口が設置されて、さつき言いました弁護士会、司法書士会、被害者の会の活動などもあつてここまで減少してきたということ、かなり明確に法改正の効果があつたというふうに思います。まだまだ全面解決とは言えないでいるような問題があることは確かです、それはこの方向で、法改正の方向で努力していくことが重要だと思ひます。

ところが、ところがこの間、我が党以外の与野党の議員の一部の人たちですけれども、この貸金業法を見直せと、利息制限法も見直せと、とんでもない動きが始まつております。

貸金業者の方々は大変なのは事実ですから、そういう方々の意向を受けてだと思ひますけれども、自民党が小口金融市場に関する小委員会というので提議をまとめましたけれども、何と金利規制を三〇％に上げると、総量規制を撤廃しろと、等々の政策を出しております。民主党の中でもワーキングチームがつくられまして、関係者からヒアリングを始めております。また、みんなの党も公明党の皆さんも、一部の議員ですけれども、含めて超党派の勉強会というものが開かれておりまして、二、三十人でございますけれども、実は私の仲のいい方もおられます。ふだんまともな方なんですけれども、どうしてこんなものにかかわるのかと申し上げたいですけれども、特に衆議院議員ですね。

もうとんでもない。はつきり申し上げて、貸金業界から一定のパーティー券なりなんなりをいただいている方が堂々と国会の場でいちゃんもんを付けて、金融庁のいろんな資料にいちやもんを付けて、やみ金に行くのが増えているとか、経済が悪くなるとか、むちゃくちゃな質問をやっている議員が自民党でおります。

よく野放しにされているなと思ひますけれども、特定の業界、特定の企業からお金をもらつて国会質問をすると、これは受託取賄の大変危険性がありますよ。ましてや、そういう人たちが集まつて議員立法をやると、議員立法でそれが通つたりしたらこれはもう本当に大変な問題ですから、そういうことを分らないで多分やっていると思うので、西田さん辺りから注意しておいてほしいなというふうに思ひますけれど、今、そういうことが始まつたのがちょうど二年ですので、注意を喚起しておきたいと思ひます。

昨日、日弁連が、そういう状況を踏まえて、資料をお配りいたしましたけれど、抗議声明、会長の、まあ簡単に言えば抗議声明を出しております。これはそういう民主党、自民党、あるいはちよろちよろと参加していますけれど、ほかの党の議員を含めた超党派の皆さんに対して出してお

ります。

これはもう全面的に、もし出てきたら全面的にやるしかありませんし、当時、二〇〇六年のときは国会も騒然とするほどの状況でございましたし、まともな議員の方もたくさんいらつしやると思うので、やるしかないと思ひますけれど。

まず、金融庁の姿勢として、大臣が替わられましてのお伺ひいたしますけれど、金融庁として、政府として貸金業法の見直し、あるいは利息制限法の見直しというお考えはあるんでしょうか。

○国務大臣(松下忠洋君) この法律は、現行法ですけれども、委員御指摘のように、全会一致で平成十八年十二月に成立したものでございます。全会一致でございます。施行後の状況を見ましても、今局長の方から話がありましたけれども、多重債務者対策の上で相応の効果があつたものと、この認識をしています。

現時点で、制度につき直ちに見直すべき点はないのではないかとこのうふに考えています。

○大門実紀史君 それで、ちよつと政府参考人で結構なんですけれど、政策的なものが出てまいりましたので伺ひますけれど、例えば金利を今一五から二〇というところに、まあ二〇まで下げたわけですけれども、三〇％に戻すと、何か変動金利みたいな言い方もしていますが、要するに三〇％まで取れるようなことになったら、多重債務者というのが増えるんじゃないですか、減るんじゃないですか。仕組みからいってどうなるんですか。

○政府参考人(森本学君) 上限金利を変えた場合に多重債務者が増えるかどうかというのは、一概に申し上げることは難しいと存じますが、上限金利を引き下げることの効果といたしまして、返済能力の少ない、乏しい方に対する貸出しが減るであらうといったことが当時前提として考えられていたということはあるかと思ひます。

○大門実紀史君 森本さん、当時どこにいらつしたか知らないけれども、もうちよつと勉強しなきゃ駄目ですよ。一概に言うことが難しいなして問題じゃないですよ。簡単ですよ、これ。な

ぜ多重債務者が生まれてきたかとかね。

何が問題かといつたら、こういうことなんですよ。返済能力関係なく貸しましよと、リスクは金利で担保しましよと、高金利でね。これだけのこの仕組みが多重債務をつくつてきたわけです。当時、あの三國谷さんが、前長官の三國谷さんがあなたの立場だったかと思ひますけれどね。

それで、みんなでその仕組みをつくるから、つまり、関係なく貸すからリスクを取るために金利を高くできるようにする。だから、金利を高くできるようにすることが幾らでも貸すということになつて、多重債務者を生むわけですね。もう簡単なんです。この仕組みをつくつてきたから、だから三〇％にしたら、前の二九・幾らよりも更に三〇％なんかにしちやつたら、多重債務が増えるのは当たり前じゃないですか。分かりませんか。

じゃ、もう一つ聞きますよ。この自民党が出しているような総量規制を撤廃したら、多重債務者はどうなりますか。増えますか、減りますか。

○政府参考人(森本学君) 総量規制は、返済能力の乏しい方に対する貸付けがみだりに行われないうんという観点から設けられているものでござ

います。

○大門実紀史君 撤廃したらどうなるの。

○政府参考人(森本学君) 多重債務者というのはある意味では結果でございますので、制度を変えたときに結果がどうなるかということ、あらかじめ明確に申し上げることは困難でございますが、総量規制を撤廃いたしますと返済能力の乏しい方に対する貸付けが増えるおそれがあるということだと思ひます。

○大門実紀史君 もうちよつとよく勉強してください。

大事なことは、今、全ての金融問題が解決したわけでもございません。事業者なんかはすぐお金借りたいと、そうしないと手形が落ちないとか、いろんな事態があるわけです、今でも。それに対してきちつとろんな政策的な手当ては考えな

きやいけないわけですから、それを、まさにこの日弁連の中にあるように、本来のそういう、だからといってまた短期の高金利に戻すんじゃない、やっぱり本来の経営支援策を政府としてはきちっと考えていくということに尽きるわけであって、だからといって三〇％に戻す、総量規制、元のもくあみに戻すなどというのはとんでもない方向だというふうに思います。

大臣にもう一言お聞きいたしますが、基本的に考えなきやいけないのは、政府が、国会議員が考えなきやいけないのは、この日弁連のところにもありますけれども、本来の中小事業者なりそういう生活困窮者に対するもつと厚い支援だ、もつと機敏な支援だというふうに思いますが、大臣、いかがですか。

○国務大臣(松下忠洋君) 弱者に対する支援というの、どういう場合であれ、いかなる場面であれ、やっぱりしっかりと対応していくのが大事だと、そう思っています。そのことが、私がいつも言っていますけれども、人の不幸の上に自分の幸せを築いてはいけません、こう言い聞かせて政治してきましたけれども、そういうことを気付かせる一つの大きな基本だというふうには思っています。

以上です。

○大門実紀史君 終わります。ありがとうございます。

○委員長(尾立源幸君) 本件に対する質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(尾立源幸君) 金融商品取引法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。松下内閣府特命担当大臣。

○国務大臣(松下忠洋君) ただいま議題となりました金融商品取引法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

我が国金融資本市場を取り巻く環境の変化を踏

まえ、我が国市場の国際競争力の強化及び利用者利便の向上を図るとともに、グローバルな金融資本市場の混乱を踏まえた金融システムの強化及び利用者が安心して取引できる規制を整備していくことが重要な課題となっております。このような状況を踏まえ、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、新成長戦略、日本再生の基本戦略等に基づき、我が国市場の国際競争力の強化及び利用者利便の向上を図るため、証券、金融、商品等を横断的に一括して取り扱う総合的な取引所の実現に向けた措置を講じることとしております。

第二に、店頭デリバティブ取引の公正性、透明性の向上を図るため、一定の店頭デリバティブ取引について電子取引システムの使用を義務付けるなどの措置を講じることとしております。

第三に、適切な不正取引規制を確保するため、課徴金の対象を追加、拡大するなどの課徴金制度の見直し、企業の組織再編に係るインサイダー取引規制の見直しを行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長(尾立源幸君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。

午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午後零時十分休憩

午後一時開会

○委員長(尾立源幸君) ただいまから財政金融委

員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、大塚耕平君が委員を辞任され、その補欠として安井美沙子君が選任されました。

○委員長(尾立源幸君) 財政及び金融等に関する調査を議題とし、AIIJ投資顧問による年金資産運用問題に関する件について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○広野ただし君 民主党・新緑風会の広野ただしです。

松下金融大臣、大臣御就任おめでとうございます。そしてまた、午前中は大臣所信に対する質疑ということで、そしてまた、午後はちよつと気は重いでしょうけれども、また心痛むと思います。

このAIIJの集中審議ということでございます。

浅川社長、そしてまたアイティーエム証券の西村社長はか二名、合計四名が逮捕されると、こういう事態に立ち至っているわけでございます。

そういう中で、今日午前中もお話いろいろと出ましたけれども、金融庁また証券監視委員会の監視あるいは取組が遅れたのではないのかと、こういう点がやはり非常にあるのではないかと思っております。

情報もいろいろと、今日も若林委員だったですか、からもありましたけれども、随分早くから情報が入っていたにもかかわらず、そして当委員会においても昨年の秋に金子委員が指摘をいたしました。そういうこともありますが、行政処分等、強制調査等も随分遅れたんじゃないのかと、こういう思いがするわけでございます。

そして、三月の二十三日にはAIIJの登録取消が行われ、また同日にアイティーエム証券の業務停止命令六か月間、こういうものが出されました。

そういうことについて、遅過ぎたんじゃないのか、お答えいただけますか。

かという点についてどのように考えられているのか、お答えいただけますか。

○副大臣(中塚一宏君) 先生の御指摘であります。が、検査監督当局といたしまして、早期に不正の端緒であるとか心証をつかむことができなかったという意味において誠に遺憾であると、そういうふうに思っております。

一方、証券取引等監視委員会の情報受付窓口に対しましては、AIIJ投資顧問に関する情報が平成十七年度以降、今回の検査開始までの間に四件寄せられておりまして、そのうち三件は匿名、実名は一件であったというふうに承知をいたしております。情報受付窓口には毎年六千から七千件の情報が寄せられているということであって、そのうちの金融商品取引業者に対する情報は一千件程度ということになっておるわけなんですけれども、そういうことになった数々の情報の中から重要性等を判断をし検査を行っているということでもあります。

今回のいろいろな御指摘、御批判を真摯に受け止めて、限られた人的資源を的確にそして有効に活用しながら、検査監督、オン・オフ双方において、より一層情報収集能力、分析能力、それからリスク感応度というものを高め、再発防止に努めてまいりたいと、このように思っております。

○広野ただし君 特に、同僚議員の金子委員からの指摘があつて以来、前大臣でありましたけれども、金融庁と監視委員会との間でちよつとキャッチボールのようなことが行われ、監視委員会の所管ですから、そこからのいろんな情報を得てというようなことをいろいろとやっておられました。

ところで、その監視委員会、これはやはり個別案件のことについてはいつもおっしゃらないと、こういう話なんです、が、今までの監督責任といえますか監視責任といえますか、それについてどう考えられるのか、お答えいただけますか。

○政府参考人(岳野万里夫君) 今回のAIIJ投資顧問及びアイティーエム証券に対する検査におき

まして明らかになった問題は、大変重大な問題であるというふうに認識しております。これまでこうしたことが結果として長年にわたり発見できなかったことにつきましては、検査部局でございませう証券取引等監視委員会としても誠に遺憾でございまして、改めるべきところは改めてまいりたいというふうに考えております。

時間を短く端的にということだと思っておりますので、私どもとしては、今回の反省を踏まえまして、取りあえず二点のことを前に向けて進みたいと思っております。

一つは、やはり投資一任業者につきまして接触を増やすという必要がございますので、金融庁による一斉調査の結果等も踏まえまして集中的な検査を行うこととしたいと思っております。

また、情報に関しまして様々な御批判、情報の取扱い、活用につきまして様々な御指摘をいただいております。確かに、年金関係のホールセルの情報と、一般個人投資家、消費者から来る多数の苦情と情報の性格、質が違っておりますので、そういったことを踏まえまして、今回、年金運用に関する情報の収集・分析体制を強化することといたしまして、専門の窓口として年金運用ホットラインを開設し、専門家による積極的な収集と質の高い分析を行いまして、投資一任業者の検査に反映させていきたいと思っております。

この二点を皮切りに、今後、更に監視委員会としても検査の実施の優先度の判断を適切に行っていくために、金融庁とも連携しながら、情報の収集・分析能力並びにリスク感度を高めていきたいというふうに思っております。

○広野ただし君 おっしゃるとおり、この厚生年金基金関係、特に今回の場合でも五十万人以上の方々が被害に遭われているようなことになりました。非常に社会的影響が大きいものでありますから、特にその点については大きく関与してもらって監督責任を果たしていただきたい、こう思います。

ところで、そもそもこの投資顧問業あるいは投資

一任業者ですが、このことについて、ヨーロッパは認可制になっておりますが、アメリカは登録制、自由であります。日本もこの登録制というものをやってみようという動きがございまして、その点はどうでしょうか。

○副大臣(中塚一宏君) 平成十八年に金融商品取引法を整備した改正によりまして、参入規制は認可制から登録制へと変更することとなりました。それまでは各業法による縦割り規制だったわけなんですけれども、すき間のない横断的なものにするということ、それから金融イノベーションを促進するという、そういう観点からの改正でございます。

ただ、投資一任業に対する規制につきましては、現行の登録要件と、それと過去実施をしておりますた認可要件の間に大きな差異はございませう。参入後の規制監督の枠組みについても、現行の金商法と旧投資顧問業法との間に大きな差異はないということについては是非御理解をいただきたい、そう思います。

しかし、いずれにしても、再発防止について、この事案で明らかになった問題に対しまして、金融実務を踏まえ、実効性のある方策を検討をしてまいりたいと考えております。

○広野ただし君 それと、厚生年金基金の方々からお聞きしますと、信託銀行が絡んでいたから、まあ信託銀行が入ればというような、安心してというふうなこともあったようであります。

信託銀行は受託者責任という点がありますが、この点いかがでしょうか。

○国務大臣(松下忠洋君) 本件においては信託銀行は投資判断を行う立場になく、またA-I-Jにより基準価額等が改ざんされたために信託銀行等によるチェック機能が妨げられたということが報告されております。実効性ある再発防止策を関係省庁等と連携しつつ早急に検討していかねばならないというふうに考えております。

○広野ただし君 やはり信託銀行は大手ですし、いろんな情報網を大量に有していると思うんですね。そういう中で、契約上はいろんな免責事項等はあると思いますが、忠実義務あるいは善管義務といいますが、そういう観点からも信託銀行の管理責任といいますが、そういう点も大いに考えてもらいたいなと、こう思うわけでありませう。

それとも一つ、年金コンサルタントですが、これは投資顧問業ではないんですね。そして、しかし年金に関して、運用に関してコンサルタント的なことをやると、こういうことになっているんですが、登録の必要もないということになっておりますが、この点どうでしょうか。

○副大臣(中塚一宏君) まず、その投資顧問業についてという点なんではあります。金融商品取引法上の投資助言・代理業のうち、顧客との間で投資顧問契約を締結し、有価証券の価値等や金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に関し助言を行う業務を、これを投資顧問業としておるところであります。

一方、年金コンサルタントの業務というのは、これは明確な定義が存在しておるわけではありませう。ありませんが、一般的に年金基金の制度設計のコンサルティングでありますとか、あるいは年金財政のコンサルティングでありますとか、資産運用コンサルティングなどが総合的に行われていると、そういうふうに承知をいたしております。

ですので、年金コンサルタントが顧客との契約に基づいて資産運用コンサルティングの一環として有価証券の価値等あるいは金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に関連して顧客に助言を行っている場合には、これはその年金コンサルタントの行為は投資助言・代理業に該当をいたしますので、金融商品取引業の登録が必要になると、こういう関係でございます。

○広野ただし君 国会でも、今回の場合、東京年金経済研究所ですか、の方をお呼びして、ここの

ところが投資助言とか代理業的なことをやっているわけで、ここのところが全く無登録でやっている、こういうところもよく考えていただきたいと思ひます。

ところで、厚生年金基金についてお伺いしたいと思ひます。

この厚生年金基金、今回にかかわるところは随分と天下りが出てくるということでありませう。全体的には三百数十の基金のところに七百人ぐらいの天下りが行っている。運用に関して特別の才能等を持ってもらなければと思ひますが、どうもそういうことでもなかったということなんです。厚生労働省、この天下りについて、特に厚生労働省からの者が大宗を占めております。この点についてどう考えておられるか、お答えいただきたいと思ひます。

○副大臣(辻泰弘君) この問題につきましては、政府・与党ということでございまして、広野先生と同じ問題意識を持って取り組んできたところでございませう。

まず、三月二十八日に再就職状況調査というのを発表させていただいておりますけれども、詳しくは時間の関係上申し上げませんが、厚生年金基金に、役員に国家公務員再就職者のいる基金数、役員については五百七十九基金中三百六十六基金というふうなことでございまして、また、役職員のうち国家公務員再就職者は七百二十一人というふうなことがございました。

こういった状況は、かねがね私どもとしても取り組まなければならぬということで、具体的に平成二十二年九月三日付けの厚生労働大臣書簡によりまして、厚生年金基金の役員選任につきまして公募の実施というところを要請してきております。先ほどの調査結果によりまして、公募の実施状況は低いということが判明したところでございませう。そのため、今年三月三十日付けで改めて公募実施の徹底に関する大臣書簡を發出するとともに、公募の手続について具体的に定めた通達

を発出させていただいたところでございます。

今後は、各基金ごとに公募要請を行う、そしてその報告を求める、こういったことを通じて公募の実施を指導していくという対応していきたいと考えております。

○広野ただし君 特に厚生年金基金、中小企業が大宗であります。そういうところが一生懸命灯をともすような形で、また運用を一生懸命やっている、そういう中において、まあ何といたしますか、中小企業に巣くうといえますかね、そういうような考え方であつては、それこそ野田総理の言っているシロアリといえますか、そんなことになってはとんでもないことなんで、これは厳に慎んでやっていただきたいなと、こう思うわけであります。

そしてまた、厚生年金基金、累積損失が非常に多くなっている。これは今日午前中若林委員も指摘されました。数千億円になつていゝんではないかというような指摘もあるわけですが、その中で、何しろ運用予定利率というのがもう非常に高く設定されているんですね、五%台。こういうことでは、現状においてほとんど不可能なことをやっていると、この予定利率を引き下げるべきではないのかなと、こう思うんですが、いかがでしょうか。

○副大臣(辻泰弘君) 御指摘をいただきました掛金額の計算に当たって用いられた予定利率は、平成九年までは一律に五・五%とされていたわけでありまして、現在は厚生年金基金が年金給付等積立金の運用収益の予測に基づいて定めることとされておるところでございます。各基金ごとに定めるものとなっております。

厚生労働省もいたしましては、平成九年の予定利率の自由化後も、基金財政の健全化の観点から、毎年度の決算等に基づき必要に応じ予定利率の見直しを指導してきたところでございます。しかしながら、予定利率の引下げは掛金の引上げにつながるということでございまして、現在も多くの基金が予定利率を五・五%と見込んでいる状況

がございます。

このようなことから、現下の厳しい金融経済情勢を踏まえまして、厚生労働省といたしまして、掛金を段階的に引き上げることにより実施しやすくする、掛金の引上げの開始を猶予するなどの負担の緩和にも一定の配慮をし、引き下げやすくしてきたところでございます。

今後とも、現在行われております有識者会議における議論なども踏まえまして、そのような措置の延長等も含めて検討をしていきたいと、このように考えております。

○広野ただし君 厚生年金基金、中小企業が廃業をしたり倒産をするということになりますと、またその連帯保証もするというようなことになつていて、これはもう本当に苦しいところが更にまた苦しくなるといふようなことが起こつております。ですから、今、厚生年金基金は数百万人の方々が入つておられると思いますが、これを将来どうするかという点がやはり非常に大事な行政の課題ではないかと思ひます。

ところで、今日午前中もありましたが、それを、こういう予定利率のところで累積損失も非常に多い、こういう中で廃止の方向に持つていくのか、そして解散等の要件なんかを緩和してやっていくのか、そういうところについて厚生労働省のお考えをお聞かせください。

○副大臣(辻泰弘君) 御指摘の点でございますけれども、厚生年金基金制度につきましては、午前中も申し上げたところでありますけれども、今年四月から有識者会議をもちまして検討させていただいておるところでございます。その内容は、資産運用と財政運用の両面からの検討ということでございます。

その中では、先生御指摘いただきました制度の今後の在り方についても御意見をいただいているところでございますけれども、現時点で一定の方向性が出ていゝんものではないと思ひます。片や、午前中も申し上げましたけれども、与党サイドからは将来的な廃止というふうな御意見もいた

だき、また、各党派、各党の先生方からいろいろな御意見をちょうだいしているところでございますが、有識者会議におきましては、今月末を目途に検討結果をまとめるということになつておりますので、その結果、また与野党それぞれの皆様方からいただいております提言を踏まえまして、厚生労働省として対応方針を策定し、対応していきたいと、このように考えております。

○広野ただし君 当面は、比較的運用状況のいいところとの、また近くの業種的なところも考えて、基盤強化のために合併をしていくとか、あるいは連合会との共同運用というんですか、というような形で当面はということはあると思ひます。しかし、将来的に、本当にこういう運用益で稼ぎ出せるのかということを考えますと、私ども与党の方で将来的には廃止の方向へ持つていくということを打ち出しているわけで、よくまたここを考へていただいてやっていただきたいと思ひます。

そして、そのときの、代行運用というんですか、これをやっているわけですが、これの返済の面、そういうことについての、代行部分の返還についての軽減措置、これも今日午前中ございました。十年、最長十五年というような延長等もやろうということでもあります。そしてまた、損失処理期間の延長についても考えようということでもあります。そしてまた、解散時の連帯保証の軽減という点についてもいろいろ要望が各厚生年金基金関係から来ておりますが、その点、厚生労働省はどういうふうにご考へられるでしょうか。

○副大臣(辻泰弘君) A I J の方の関連でまず申し上げさせていただきますと、A I J 投資顧問に運用委託を行つておりました厚生年金基金に対する当面の対応といたしましては、現在、平成二十三年度決算に関するデータを各基金それぞれから徴集をいたしまして、その財政影響等を分析をいたしているところでございます。各基金が決算を確定する今年の秋ごろまでには一定の対応方針を示したい、このように考へております。その際に

は、掛金の急激な上昇を招かないようにという点も十分配慮して対処していきたい、このように考へているところでございます。

そして、御指摘もございました基金の解散に際しての代行部分の返還額の軽減、あるいは分割納付時の連帯債務の在り方、こういった論点につきましても、現在、先ほど申し上げております有識者会議で議論をいただいているところでございますけれども、その結論等も踏まえまして対応方針を策定して対応していきたい、このように考へております。

○広野ただし君 それでは、今日、日銀総裁も来ていただいております。欧州の信用不安問題でございますが、ギリシャの再選挙もあつて、ユーロ離脱の懸念は今ある程度払拭されたのかなということかと思つております。そしてまた、今G20で、メキシコのロスカボスですか、でG20を開催されていると。

こういう中で、やはり世界は狭くなつて、世界全体が相互依存関係を非常に深めている中で、欧州に対しても国際協調という観点には非常に大切なことで、対岸の火事だからほつておくというわけにはやっぱりいかないので、それがいつか新興国に及び、また日本の貿易等にも大きな影響を、そして経済に大きな影響を及ぼすということだと思ひます。

そして、もう今まで、I M F で日本は六百億ドルですが、基盤強化に、これは財務省でしようか、にされ、またヨーロッパ中央銀行、E C B に資金供給、このところ、これは第一回、第二回とオベをやつておりますけれども、このところ日銀はどういうような協力をしておられるのか、伺わさせていただきます。

○参考人(白川方明君) お答えいたします。先生御指摘のとおり、国際的な経済の依存関係が非常に強くなつていゝん中で、欧州の情勢というのは日本の経済に対しても非常に大きな影響を与えます。為替を通ずる面、それから貿易を通ずる面、それから金融システムを通ずる面、様々な

ルートで日本経済に影響を与え得るものでございます。

欧州の中央銀行も含めて、中央銀行間の協力の体制ということでございますけれども、まず行っていますことは、日常的なこれは意見交換、情報交換を行っております。これは、私のレベルでも、それからスタッフのレベルでも緊密に連絡を取り合っております。

その上で、資金の供給という点での協力も行っております。一つは、これは、ドルの資金供給について協調体制を組んで現に実行をしております。日本銀行を含め主要国の中央銀行は、アメリカの中央銀行であるFRBとドルのスワップ協定を結びまして、ドルを調達し、その上でそれぞれの国内の市場におきまして金融機関に対して金額無制限でドルを供給できる体制を組んでおります。

それから、それぞれの通貨、例えば日本でいきますと円、それからドル以外の通貨、例えばユーロとかポンドとかカナダ・ドル、スイス・フラン、こういった通貨でも資金供給ができる体制を昨年の十一月末に、これはお互いに議論をしましてつくりまして、この枠組みをいつでも発動できるという体制になっております。

リーマン・ショック以降の景気を見てもそうでございますけれども、金融システムの安定性が崩れますと、世界経済に対して非常に大きな影響を与えますし、日本経済にも影響を与えます。したがって、この流動性の供給という面で今密接な協力体制を組んで臨んでおります。

○広野ただし君 それと、これに伴って、アジア新興国にも波及をする、そういう懸念もあるんじゃないのかという点もありますので、アジア諸国に対してはどういう考え方でしょうか。

○参考人(白川方明君) アジアの新興国との関係でございますが、これは日本銀行というか、主としてこれは政府の関係で、まずチェンマイ・イニシアチブというのがございまして、この点でドルの資金供給ができる、あるいはそれぞれの自国の

通貨の供給ができるということで体制を組んでおります。

それから、中央銀行独自の取組ということでいきますと、日本銀行は韓国あるいは中国の人民銀行とスワップ協定を結んでおりまして、相手が例えば円を必要とするときには、例えば円が供給できるという体制を組んでおります。

それから、昨年、これはタイの中央銀行との間でこういう取決めに結びました。つまり、例えば日本の企業がタイに進出している、あるいは進出している日本の企業を支援するために日本の金融機関が進出するというときに、現地通貨、タイ・バツで資金供給を行うときに、日本国債を担保としていつでも資金供給ができるという体制も、これはタイの中央銀行と日本銀行が相談して、この制度も実はもうスタートさせております。こうしたことを通じてアジアの金融市場の安定ということについてもしっかりと努めていきたいというふうに思っております。

○広野ただし君 それと、なぜ日本が、日本もいような意味で経済的にデフレ状況で苦しい中でユーロに対しても円高になると、こういう事態になっていきます。かつてないくらいに円高になって、百円を切る、ユーロがですね、まあ切るといふ言葉になるのか、九十八円台とかですね、そういういろいろな形になっております。

日銀さんはこの間も、ドルに対しては外貨建て融資といいますが、という形で一兆円だったですが、ドルに対してはなされました。日本も欧州との関係は非常に深いわけで、貿易も盛んであります。やはりユーロに対して円高になるということで非常に影響も、苦しんでいる企業もいっぱいあるんじゃないかと、こう思うんですが、そういう、まあここでおっしゃるのはどうかと思います。が、ユーロに対する外貨建て融資というような措置というものは、どうでしょうか、御検討いただけないでしょうか。

○参考人(白川方明君) お答えいたします。日本銀行は外貨資産を約五兆円有しておりますし

て、この五兆円の外貨資産をどのような形で使うことによって中央銀行としての責務を果たせるのかということについて先般改めて検討を行いました。その方針を発表いたしました。

一つは、これは日本の金融機関が外貨の資金繰りに窮するときに資金供給を行える体制を組んでおく。つまり、いざという場合に外貨資金が供給できるということでございます。それから二つ目は、これは国際金融協力ということでございます。それから三つ目は、今先生御指摘の、私どもの言葉で言いますと、成長基盤強化の支援の一環として外貨資金を貸し付けるといふことでございます。

現在、日本銀行が保有している外貨資産については、これは現在の国際金融市場の実態を反映しましてドルが大宗を占めております。この持っているドル資金を使ってドルを貸し付けるといふことでございます。

したがって、ユーロでそうしたことを行うというためには、そのユーロ自体をあらかじめ持っているといかないわけですが、現状、日本銀行のユーロの保有というのは大きな金額ではございません。そういう意味で、日本銀行として現在持っているその外貨資金の有効な活用という点で、先般、中央銀行としてはそれほどその例が多いわけではございませんけれども、こういう制度を始めましたけれども、ユーロについてはそういう状況にあるということ御理解をいただければというふうに思います。

○広野ただし君 先日も質問に大分前に立ちましたときに、安住大臣に、これは円と元、中国との関係ですね、これ、中国との貿易がこんなに多くなっているのにドル建てにしたりという形になっているわけですね。ですから、円・元決済、直接決済というものを申し上げて、それが今かなり実ってきている状況だと思います。

ドル偏重というのはやはりおかしいんで、そういう面では、ユーロ、こういうときに、ユーロに対して円高になっているわけですから何らかの措

置を是非お考えいただきたいと、こう思うわけがあります。

ところで、もう一つ、国際協調は物すごく大切なんですが、日本のヨーロッパに対する債権ですね、これが日本の銀行セクターで主要四か国あるいは対EUでしようか、五千三百億ユーロ、五十三兆円ですか、という形に債権が、銀行債権があります。そして、その中で公的部門、要するに国債等の、これが主要国四か国で千八百億ユーロ、だから十八兆円でしょうか、という形になっております。そういうものの債権保護、これはクレジット・デフォルト・スワップシステムというか、CDS等のこともあるとは思いますが、これは日銀さんがいいのか、財務副大臣がいいのか、その点ちょっとお答えいただければと思います。銀行の債権保護、日本の邦銀ですね、債権保護ということですか。

○参考人(白川方明君) 御質問の趣旨は、日本の金融機関が持っているユーロ建ての債権の、あるいは有価証券の金額ということ……

○広野ただし君 大体言いましたから。全体的には五十兆兆円ですね。

そういうときに、どうやって、まあもちろん国際協調でそういうことが起こらぬようにという形で考えていくわけですが、実際問題として、また、銀行というのは足が速いですから、債権をいろいろな形で別のものに持っていくというようなこともやっているんじゃないかとは思いますが、全体的にどういうような、邦銀の債権保護をどういうふうに考えるかということです。

○参考人(白川方明君) 先生御指摘のとおり、日本の金融機関が欧州の様々な有価証券を保有するという金額は、これ大きな金額になっております。金融機関の経営の健全性、ひいては金融システムの安定性をしっかりと維持するということが非常に大事でございます。

この点については、まず個々の金融機関自身がつかりとしたリスク管理に取り組むということが、これは大原則であります。それから、しっか

りとした自己資本の備えを持つということも大事でございます。この点では、日本の金融機関は、今回の欧州の危機に先立ち、一九九〇年代の後半に金融危機を経験したということもありまして、この面での体制整備というのは随分進んできているというふうに思います。

その上で、これは金融庁も日本銀行もそうでございますけれども、個々の金融機関のリスク管理体制、これを検査、審査を通じてしっかり見ております。それから、その上で、金融システムの一 corner で何か問題が起きたときにこれが大きな影響を及ぼすのではないかとという問題意識だということふうに思います。

この面では、まずはユーロという資金につきましては、これはユーロの欧州の中央銀行がしっかり資金を供給することが大事でございますし、それから、国際金融市場全般の混乱ということになりますと、これは何といたしてもこれはドルでございます。そういう意味では、そのドルの資金供給という面で、先ほど申し上げましたスキームを使ってしっかり供給をしていくという体制を組んでおりまして、こういうことを通じてしっかりと金融機関の安定性を維持していくということに取り組んでおります。

○広野ただし君 安住財務大臣がG20に行っておられると思いますが、それで藤田副大臣に、ヨーロッパの信用不安問題についての財務省の見解を伺いたいと思います。

○副大臣(藤田幸久君) 日曜日のギリシャの総選挙におきまして、二つの政党が中心となった新しい与党が、この財政健全化ということ、それから様々な構造改革を行うと、そういう形で選挙結果になったということは、G7の財務大臣会議の中でも評価しております。ユーロ圏に残っていたのだということが、これは全ての関係国にとつての利益だという立場で評価しております。

ただ、これでもって根本的な問題が解決したというわけではございませんで、やはり財政と实体经济と金融、それから先ほど来対岸の火事という

話が出ていますが、やっぱり去年から見えておまして、兩岸というよりも、川を挟んでというよりも、やっぱりリンクをしておりますし、それに民主主義という要素がやっぱり非常に大きな要因でございますし、やはりいろいろな意味でのマネーゲーム的な動きといったことも含めまして、これからやっぱり相当この金融システム全体について注視していかなければいけないというふうにしてっております。

○広野ただし君 終わります。

○佐藤ゆかり君 自由民主党の佐藤ゆかりでございます。AIIJの集中対政府審議、引き続きさせていただきます。

本日お昼近くに、AIIJの関係者、浅川AIIJ投資顧問社長外三名が、水増し価格でファンドを販売し約七十億円をだまし取った詐欺罪で逮捕されました。金商法違反は逮捕容疑には含まれていないということでございます。

報道によりますと、このだまし取った約七十億円ですけれども、AIIJ投資顧問が実質的な経営破綻に既に陥っていた運くとも二〇〇九年春先ごろ以降に、運用の意思がないのに解約の払戻金の調達のためにその運用収益と絶対収益をうたつて、少なくとも新規顧客資産として五百五十億円をだまし取っていたと、その一部であるというふうに報道がされているわけでございます。

実は、この四月の当委員会の証人喚問でアイティーエム証券の西村氏は、AIIJ関連業務から七十三億円程度の利益を得ていたと、そしてさらに、水増しした資産評価額に基づいて過大な管理手数料も受け取っていたということを認めておられております。

本日の立件の根拠となっておりますこのだまし取った約七十億円についてですけれども、アイティーエム証券の西村社長が認めた過大な管理手数料というのは含まれているのでしょうか。刑事局長、お願いします。

○政府参考人(舟本馨君) お答えいたします。その西村社長の管理の収益は含まれておりま

せん。

本日の逮捕容疑の概要でございますけれども、AIIJ投資顧問社長、またアイティーエム証券会社社長ら四人は、平成二十三年六月及び七月ごろ、AIIJ投資顧問が実質的に販売運用するファンドの純資産額が過小となっていたにもかかわらず、二つの年金資金の担当者に対して虚偽の運用実績等を記載した資料を提出するなどして運用実績が好調であると誤信をさせまして、同ファンドを買い取ることを決定させ、同年七月下旬及び八月下旬ごろ、この買い付け代金として合計七十億円をアイティーエム証券名義の口座に入金させてだまし取ったというものでございます。

○佐藤ゆかり君 そうしますと、アイティーエム証券としては共謀という形になりますでしょうか。

○政府参考人(舟本馨君) 四人の逮捕の中にアイティーエム証券の社長及びそのもう一人社員も含まれておりますので、共謀ということになります。

○佐藤ゆかり君 今回はちょっと、やはり残念ながら捜査の結果が出るのが遅いということが私ども大変感じるところであります。それをまず一点、苦言を冒頭申し上げておきたいと思えます。

その捜査の遅さの原因なんですけれども、私も市場関係者にいろいろこの間、三月、四月、五月と聞いてみたわけでありまして。そうしますと、一つにはやはり、この金融検査体制で先ほど来話題に上っておりますけれども、金融検査を行う金融知識のある人材が少ないということ、そして、今回はケイマン諸島に取引が及んでいるように、海外当局、金融当局との連携が不足しているのではないかと。連携において、金融知識を有する者が連携に当たることができていないのではなからうかと、そういう声は市場関係者からも多々指摘として、想像の範囲かもしれませんが、上がってきているわけでありまして。

そこで、海外当局との調査共助の体制について

少し話題を移したいと思いますが、今回、AIIJ投資顧問が抱えていた残存資産の中に、九十億円程度既に海外に移されているのではないかと聞かれている資金の部分がございまして。通常、海外の会議ですと、総理大臣ですとか財務大臣、あるいは日銀総裁等はG7ですとかG8、G20という定期会合がありまして、こういう国際会議の場というのがあるわけでありまして、こと金融になりますと、大体枠組みづくりというのは主に、IOSCOと云われますが、証券監督者の国際機構というのがあります。そこが舞台になって広げられているところでありまして。ここで決めることというのは、いかにせん拘束力がないというのが多く感じられるわけでありまして。

今回、海外当局との調査共助についても、このIOSCOが多国間での取決めというものの枠組みを提示して、日本の金融庁もそれに署名をして加入しているわけでありまして。多国間MOU取決めといえますけれども、お互いにそれぞれ金融犯罪等の疑いのある事件が発生したときに、国際的にまたがるときに、相手国に対して日本の金融庁が調査の依頼をするというような相互関係の取決めがあるんです。ただ、これは相手国によつては遅々として調査を進めてくれなかったり、それに対して何か罰則の規定があるとか、そういうわけではございません。ですから、進まなくなると進まない、そういう状況にあるわけでありまして。

私が申し上げたいのは、松下金融担当大臣、新任で来られたわけでありまして、この金融担当大臣の位置付けなんですけれども、やはりこういうIOSCOを中心とした拘束力のない枠組みに頼っていると前に進まない。要するに、足りないものは、日本の金融当局、金融担当大臣をトップにして、やはり金融外交のこともっとパイプを強めていただいて、海外の金融当局とのパイプを強めながら、連携して説得力のある外交カードというのをつくる努力というものをやはり日々していただかなければいけない、そういう補完的な役割というのが重要性を増してきていると思うんで

そこで、松下金融担当大臣にお伺いしたいんですけれども、政権交代してこの三年間、国民新党から、金融担当大臣のポストというのは指定ポストのようになっているわけでございます。ですから、この金融行政に関してはこの三年間で様々な蓄積と、剛腕も含めてですね、十分もう蓄積をされておられると思うんですが、今後、松下大臣は、今申しましたようなIOSCOとは別の、大きな意味で金融の連携を図る外交強化というのに進み出られるお考えでしょうか。

○國務大臣(松下忠洋君) 国民新党がこの金融銀行を独占している、それは私にも重みになっていないわけじゃないんですけれども、これは、国民新党がということではなくて、やはり郵政との問題もございましたし、そしてまた野田総理からの、おまえ、ここをやれということを承っておりますので、全力を挙げて取り組んでいきたいと、そう思っております。

今、IOSCOのことがございましたけれども、現在、八十六の当局が署名しておりますし、多国間情報交換枠組みとしてこれは極めて大切な役割を果たしているというふうに思っております。これは、二〇一三年の一月までに全加盟当局がこの多国間の情報交換枠組みに署名を行うことということが義務付けられておりますから、引き続き力を尽くしてやっていきたいと思っております。ロシアとか、インドネシアとか、アイルランド、アラブ首長国連邦というのは、これはまだ未署名国でありますので、これは非常に大きな大国でもございます。これは力尽くして努力していきたいというふうに考えております。

○佐藤ゆかり君　ＩＯＳＣＯの枠組みですと結局拘束力がないわけですから、幾ら加盟国を増やしても、いざというときの実効性において乏しいということで指摘をさせていただいたわけでありますので、私の申し上げたことは、そのＩＯＳＣＯの枠組み以外で、アメリカというのは調査

の案件が出ると非常に強いやはり国力でもって相手に追ってくるわけでありますけれども、そういう形で日本も外交カードを金融担当大臣として独自に展開をし太めていただきたいと、そういう趣旨で御質問をさせていただいたわけであります。

さて、次の問題に移りたいと思いますが、今回、このA I Jの問題は多大な損害を引き起こした再びあってはならない問題であるというふうに考えております。

そこで、再発防止策に向けてなんですが、一つには、やはり悩ましいのは、この日本の金融市場の競争力にある意味、国際観点から維持しながら、そういう意味では事前規制をできるだけしないような努力を行いながら、しかしながら再発防止をするという意味で事後監視体制の強化あるいは罰則の強化、こういうものでやはりコンプライアンス遵守をまともにする健全な業者は報われるような市場環境整備というのが大事ではないかというふうに思われるわけでございます。

そこで、証券業協会が例えば申しますと、金商法の第六十四条の一で外務員登録というのが法的に義務付けられているわけでございます。これは登録制になっております。実は、証券業協会の自主規制で外務員登録をするためには、資格試験を受けて合格した者が登録できるというふうになっているわけであります。この法的規制とそして自主規制の組合せによって証券業に携わる者は一定の監視が効いているわけでございます。

それで、この運用業、投資顧問会社ですかア
セットマネジメントですか、投資信託ですか
投資法人ですか、いろいろありますけれども、
この運用側については一切登録制というのが従
事者に対して課されていない、そして自主規制も
余りないということで、全く、ある意味ざるのよ
うな状況になっております。

金融担当大臣、この証券業に準ずるような形で、運用業でも運用従事者に対する登録義務の規定と資格試験の自主規制などが必要ではないと

○国務大臣(松下忠洋君) 自民党によるこのAI
J問題プロジェクトチームの提言におきまして、
今お話がありました運用従事者にかかわる公的・
自主的規制整備と情報共有として御指摘の内容が
盛り込まれていることは承知しております。

運用事業者、運用従事者に対する登録制や自主規制につきましては、そのような制度設計が可能なかどうか、それから、本事業のような案件の再発防止についての程度実効性があるか等について慎重な検討が必要というふうに考えています。

例えば、仮に運用従事者に対する登録制や自主規制を具体的に設計する場合、例えば以下の点について検討が必要だというふうに考えています。運用業や運用従事者をどう定義するのかというところが一つございます。それから、外国で運用業を行い、又は運用に従事する者に規制を及ぼすことができるかということが一つある、ここを整理する必要があります。それから、自主規制機関、これは投資顧問業協会等でございますけれども、実効性ある運用を行うことが可能かどうかということも一度検討する必要があるというふうに考えています。

いづれにしましても、金融庁としましては、金融実務を踏まえて健全な投資運用業務を阻害することのないよう留意しつつ、実効性ある方策を早急に検討してまいりたいというふうに考えています。

○佐藤ゆかり君　まさに早急に検討をして、私どももA-I-I問題に関するプロジェクトチームで、自民党PTでは私、事務局長をやらせていただいで、多くの皆さんが御参加の下で提言をまとめていただきました。そこで、やはり運用業も証券業と同じ肩の高さで監視の体制を組んでいかないと、結局こういうことになるんですね。

浅川さんも最初は証券業側にいたと。そして、都合があつて辞められて、そしてこの運用側に来て問題を起こしていると。そして、A I J投資顧

問に、今回は逮捕の対象にはなりませんでしたが、松木新平さんという方もおられたわけ
でございます。この方も、証券業で元常務さん
をやっておられて、そしてこの方は九五年に逮捕さ
れ九七年に起訴されて、総会屋事件で利益供与の
商法違反、そして、損失補填の金商法違反です
ね、これで起訴されたわけでございます。要は、
松木新平さんの場合には、その結果、判決が出た
ときに八か月の懲役で三年の執行猶予付きであつ
たということで、ほとんど骨抜きのような懲罰に
なっていたわけでありまして、結果として、この
運用業界に最近はおられたと。今回の問題に関与
されておられたかどうかというのは私どもは分か
りませんけれども、しかしながら問題の会社に巻
き込まれているということは紛れもない事実でござ
います。

ですから、やはり証券業と運用業界と同等の監視体制制お互いに、証券で悪いことをした人間が運用業にどんどん流れ込んできてまた過ちを繰り返す、そういうことのないように、悪いことをした人間というのはやはりある一定の期間、運用業であれ証券業であれどちらでも就業することができなくするような、ある意味、一定期間金融業界から追放するような仕組みというのが問題の再発防止について極めて必要ではないかなというふう

に思うわけでございます。

そこで、金商法ですけれども、証券業の方では、金商法第六十四条の二で外務員登録の規定と同時に、法令違反などをしたいいわゆる不適切行為者ですけれども、この不適切行為者については五年間外務員として復帰をさせないという禁止条項が付いているわけでございます。ですから、これをむしろ、運用業にも外務員と類似した定義の登録を法規制でさせると同時に、不適切行為者が発生した場合には、金商法で五年間なり十年間なり就業を禁ずる等の罰則強化というのを設けるべきではないかと思いますが、松下金融担当大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣（松下忠洋君） 数々の御提案をいただ

いております。いずれにしましても、この運用従事者に対する登録制や自主規制については、そのような制度設計が可能かどうか、それから本事業のような案件の再発防止についての程度実効性があるかどうか等について、慎重な検討が必要と考えておりまして、そこはしっかりと、御提案でございましたから、検討をしながら、次のステップに進んでいきたいと、そう思っています。

○佐藤ゆかり君 実効性を確かめながらとか技術的な御答弁ではなくて、今日は大臣の所信も含めてお伺いしたわけでありますから、やはりこういう問題、多大な問題の発生を受けて、金融担当大臣として、政治家としてどのようにお進めになりたいかと、そちらの方をむしろお聞きしたかったのですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(松下忠洋君) 今回のA-IJ問題は、今回は逮捕者も出ましたけれども、A-IJがある、そしてここに年金の基金を持っていますところがある、ここに信託等の資産を管理しているところがある。そこをそっくり今度はアイティーエムで全部運用を任せていると。そして、それを外国の方のファンドと結び付いていろいろしている。実際よく見えないところもたくさんあったし、当然報告受けるべき運用の内容等も報告受けていないということの中で、一つ一つが十分に私たちそれぞれの分野の人たちが中身をしっかりと把握することができていなかったというふうに思っています。

そういう意味で、今度の事件は様々なことを私たちに教えてくれていますので、それはしっかりととらえた上で、こういうことが起こらないような実効性のある仕組みというのはいくらもあなきやいかぬと、そう思っていますので、そういう意味で検討していきたいと、そう考えます。

○佐藤ゆかり君 是非その意思を共にしていただきたいというふうに思います。

それで、先ほどから苦言を申していますが、証券取引等監視委員会の今回余りに対応が遅いのではないかということは、我が党の中からも方々か

ら声が上がっているとおりであります。それと、やはり捜査対象のばらつきがあつてはならないので、これで一件落着を決してすることなく、引き続き捜査を続けていただいて、きちっと万全な結果というものをを出していただきたいと思うんですね。

といいますのは、例えば、先ほど来お話を少し出ましたけれども、年金コンサルタントをやっておられた石山氏、今回は逮捕の対象に入っておりません。ところが、証人喚問のときには、その石山氏というのは投資運用における助言、代理業務のようなものを行っていたということが実質的に判明をしているわけでございます。これ実際に運用のコンサル代理業、投資顧問の代理業のようなものをやっている、当然これは違法行為でありまして、無登録業者の扱いになるわけでございまして、無登録業者者に仮に、石山氏が認定されますと、金商法の百九十七条の二で、懲役五年以下、そして罰金五百万円以下、あるいは併科というところになるわけですね。ですから、今回石山氏という名前が全く今朝の発表には出ていないわけでありまして、その是非についてあからさまに白、黒というわけではありませんが、きちっとした捜査はやはり最後まで続けていただきたいということをお願い申し上げたいと思います。

同時に、もう一点、今回は金商法違反の容疑といたのは落とされたわけでございますけれども、最初投資一任業務に対する偽計の疑いも言われていたわけでありまして、偽計によつても、最初は三年以下とも今回言われたんですが、例えば利得目的の偽計ですと、偽計にもいろいろな種類がありますが、懲役十年以下のものもあるんですね。ですから、なぜ懲役三年以下のカテゴリーを念頭に捜査を進められるのか。その辺は十分にこれからもう少し視野を広くして、委員会には客観的な動きをお願い申し上げたいと思います。

さて、時間が限られましたが、最後に、少し厚生年金基金の方のお話に移らせていただきたいと思ひます。自民党のA-IJ問題に関するプロ

ジェクトチームで先週提言案をPTとして決定させていただいております。既にその中にある分割納付における連帯保証の廃止の提言ですとか、あるいは基金を解散するときの返還額の減額措置などを提言していただいて、政府案で、先ほど来報道で言われているとおりですが、どうも自民党案を少しばかりをされているような気がするところでございます。

それで、一方で民主党のPTの方は、四月に既にA-IJ問題の中間報告で、政府系金融機関から基金の加入事業者に対して補填資金を融資する制度というものが提言の中に入っているわけです。この民主党案について、政府系金融機関からの融資制度について、今回政府案に取り込む御予定はおありになるのか、厚労副大臣にお伺いします。

○副大臣(辻泰弘君) まず、先生御指摘いただきました代行割れ基金の国への返還額の在り方という問題につきましましては、先ほど来申し上げております四月に設置しました有識者会議におきまして、現在論点の一つとして議論をしていただいているところでございます。その会議におきましては、厚生年金基金の多くは中小企業で構成されている、母体企業は現在厳しい状況にあるということとございまして、早急な対応が求められているのではないかと御議論もいただいているところでございます。

そして、代行割れでも解散ができる特例解散につきましまして、御指摘いただきましたような返還額の算定の見直し、あるいは分割納付時の連帯債務の在り方、こういった問題についても見直すべきではないかといった御議論をいただいているところとございまして、今月末を目途に結果をまとめさせていただくことにしております。それを踏まえ、また、先生方からいただいている、各党からもいただいております提言なども踏まえまして、厚生労働省として方針を決め、対応していきたいと、このように考えているところでございます。

そして、先生から御指摘いただきました与党の、民主党の提言にある政府系金融機関による公

的融資ということについての、政府案への取り込みいかんという御指摘かと思うわけでございますけれども、政府系金融機関からの融資ということになりますと、これは産業政策、中小企業対策という側面のアプローチもあるかと思うところでございまして、厚生労働省だけで判断し得るものかどうかということもあるかと思うわけでございまして、いずれにいたしましても、関係の省庁とも連携を取りまして、こういった中小企業の総合型の厚生年金基金、こういったことの対応に臨んでいきたいと、このように考えております。

○佐藤ゆかり君 この貸付けの方は、やはり構造不況業種で基金が解散できずにおられる。要するに、補填資金が賄えなくて解散したくてもできない困難な基金があるわけですから、そういうところに上限なしにこの政府系金融機関が融資制度で融資をするということは、恐らく返還できないわけでありまして、膨大な信用保証協会の焦げ付き問題にもなってくるということで、私どもではこういった制度にはむしろ反対でございまして、逆に返済額の減額、そして連帯保証を廃止することとできるだけ早期に財政が健全なうちに解散できるように仕組みの選択制を設けていくということとを提言させていただいているところであります。

それで一点、新聞報道や先ほどの御答弁でもありましたが、返還額を減額すると基金に加入していない厚生年金の一般サラリーマンの方々の負担が増えるのではないかと。その批判をどうかわすかという課題についての御指摘がありました。

ただ、ここで申し上げたいのは、厚生年金本体の積立て割合が今賦課方式で約四割です。それに対して、基金解散時に特例解散で求められる返還額というのは減額責任準備金です。そうしますと、この減額責任準備金というのは積立て割合四割よりも基金の積立て割合が高い部分の返還を求められるわけですから、現行制度で結局本体部分と基金の関係がどうなっていたかということ、本当

につめのあかまで削って血を飲むような思いで倒産すれば、補填資金を捻出させた中小企業に多めに返還をさせて、厚生年金本体の積立て割合の四割をそれ以上に少しばかりでも改善させるために基金からより多くの返還額を返還させるという、そういう仕組みに暗になっているわけであります。

ですから、元々基金は基金の問題、積立て割合四割の厚生年金の問題は、本体部分として社会保障の一体改革の中できちっと真つ正面から議論すればいい話であって、サラリーマンの負担が増えるから厚生年金基金が減額できないというのはお門違いの議論だというふうに私どもは思うわけがございます。その点について、いかがでしょうか。

○副大臣(辻泰弘君) 代行制度というのは、公的年金制度の保険料をある面お貸しをして運用していただいているという制度になるわけでございます。

代行割れということは、おっしゃったように返還額の算定方法もいろいろあり得るわけでございますし、減額なども検討すべしという御議論もいただいているわけでございますけれども、いずれにいたしましても本来返していたくべきものが返つてこないという状況があるならば、そういう状態が発生いたしましたら、それは国民全体といえますか被保険者の納めた保険料にしわ寄せがいくといえますか、その保険料で賄う分を持つてしまふということでございますから、そういった意味におきましては、そういった真面目に払っていただいている保険料納付の方々、それは国民と言つてもいいかと思いますが、その皆さん方にしわを寄せるといいますか、ある面その負担を求めるといふことになることとは事実として申し上げられると思います。

○佐藤ゆかり君 基金は基金の問題、そして厚生年金本体はより大きな問題を抱えているわけでありますから、その部分は本体の議論としてより抜本的な改善策の中で考えていくべきだと改めて

主張をさせていただきたいと思ひます。

時間も限られておりますので、最後にこの厚生年金基金の財務の悪化の問題ですけれども、やはり抜本的に立て直しをする、あるいはそれに向けて努力をする自助努力の部分、そしてできるだけ公的負担を減らしながら問題解決に向かうためには、加入している中小企業の事業主一社一社が日々厚生年金基金の積立て不足が生じたら、それをきちっと分りやすい数理計算の結果を見て積立て不足を会計上認識をして、そして会計上認識をした積立て不足額について引き当てをきちっと日々やって、そして願わくばそういう姿勢を推進するために引き当てについて損金算入をするということ、より健全な基金の財政に立ち直つていく道しるべになると私どもは考えるわけであります。

実際、財務省が平成十年の税制改正で退職給付の引当金の損金算入を廃止してしまつて十四年から全くななくなつて、聞くところによりますと、それで中小企業の引当金が、どんどん取崩しが進んだということも伺っているわけであります。ここで財務副大臣、この引当金、基金積立て不足の引当金に限つて今お伺いしています、損金算入をお考えになりませんか。

○副大臣(藤田幸久君) 今朝御質問いただきましたので、今調べてまいりましたけれども、積立て不足を解消するために加入事業者が引き当てを行う場合は損金に算入されると。ところが、その企業が内部積立てを行った場合には算入されないという扱いになっておりますが、これは確定債務に基づかず、御自身のあるいは自社の計算で行うことが可能となるので、課税の公平性等の観点から慎重な検討が必要ということになっております。

それから、この厚生年金基金というのは企業の外部の組織でありますので、そのこと自体がその基金の財政の安定に直接つながるかどうかということがもう一つ観点でございますので、いずれにいたしましても、その積立て不足への対応というのは所管の省庁において検討していただきたい

というのが今の立場でございます。

○佐藤ゆかり君 これで終わりますが、いずれにしても、解散のときに多額の補填金を求められて倒産する企業があるわけですから、その解散資金を準備して引き当てをしましょうという話をしていますので、是非前向きにお考えいただきたいと思ひます。

これで終わります。

○西田昌司君 自民党の西田昌司でございます。私もA-I-J問題について質問させていただきませんが、先ほど佐藤委員からもあったんですが、我々もこの問題が出てきたときに本当に余りにも、政府側といひましようか、対応が遅いんですね。そのことに非常に、何と言いましようか、不思議な気持ちでいるんです。といひますのは、私どももこの問題、先ほどありましたけれども、自民党の中でもP-Tをつくつていろんな分野から聞き取りをし、なぜこういう事件が起きてきたのかなという全体像を我々なりに感じ取つていっているんです。

そこで、私はそれに基づいて言うんですけれども、私自身は、これは浅川さん、今回逮捕されましたけれども、A-I-J個別の問題というものにあつたけれども、余りにも詐欺的なやり方でやってきている、ずさんな運用、こういう個別の問題あります。また背景があるんですね。その背景を考えますと、これ要するに金融緩和でこの規制が緩和されて、投資一任業が今までと違つて届出、登録制になつてきた。そうなつてくると、いろんな人がそこに集まつてきて、集まつてくることが活性化だと思つていたんだけれども、とんでもない人がいる。本当はそれを捕まえるためのルールなり、また大きな罰則なり、仕組みが実は欠けていたんじゃないかというこの制度の問題ですね。それからもう一つは、この規制緩和をすることによつて、その当時言われていたのが、要するに民間がそれぞれ規制を緩和することによつてお金を一番有利に投資できると、運用できると。この

代行制度にいたしましたとしても、政府が直接やるんじゃないやなくて、民間にそれじゃ二階建てをやつてもらひましようじゃないかと、そこで有利に運用できたらそれぞれ中小企業の年金の上積み部分ができると、そういう発想があつたはずなんです。ところが、それでやつてみたんだけれども、結果的にはこの二十年間ずっとデフレだったわけですね。ですから、デフレの中でどういふ運用をして、その損を取り戻すためにまた大きな利益のあるところにお金を出そうとする、それに付け込んでお金を集めようとする業者がいる、こういうことがこれミックスされて出てきたのが今回の問題ではないかと思ひます。

それで、今日、後でまた白川総裁にも質問しますが、なぜ白川総裁をお呼びしているかというのは、まさにこれデフレと非常に相關関係があると思つていいるからなんです。

そういう意味で、今日まず最初に質問させていただきますのは、まず松下大臣、新しく就任されて御苦労さまでございます、おめでとうございましてというよりも御苦労さまでございます。それで、先ほどからこの民主党政権、国民新党との連立になつてから、結果的に国民新党がこの金融行政を預かる形になっております。そして、国民新党の方々、まあ民主党もそうなんですけれども、本来言つておられたのはいわゆる自民党時代の規制緩和政策、これやり過ぎじゃないかと、それが郵政の民営化に一つ象徴的に言われるわけですね。私は何度でもこの場でも言つていますけれども、私は自民党の人間ではありませんけれども、随分前からその問題は駄目だというふうに言つてきたんですよ。そういう意味からしますと、今回のこの問題が出ましたときに、やつぱりと、だからやめておけと言つていたんだという気持ち物が物すごく強いんですよ。だから、多分大臣もそうじゃないかなと思ひます。

そうだとしますと、大臣だけじゃなくて民主党政権自体が、それ見たことかと、あれほど規制緩

和やり過ぎると大変だよと言っていたからなんだから、今我々が政権にいるからこそ、もっと徹底的にこの原因、今私が言ったような問題意識を持って、原因究明だけじゃなくて、そもそも制度に問題があったんじゃないかという、そういう大きな意識の下で取組がされるはずだと思うんですが、それがされていないように思うんですが、大臣、いかがですか。

○国務大臣(松下忠洋君) 郵政民営化のときもいろいろ議論になったのは、そういうことがあったと思います。三百兆近いお金を集める、それをどう運用するかというときの運用の仕方について問題があるということで議論になったと思います。そして、結局民営化をしたわけですけども、出口のお金の使い方についての議論よりも、それはどちらかに行っちゃって、むしろ入口のお金を集める方の出先の郵便局の問題やらその問題に入っちゃってしまっただけで、そこで尽きてしまう。

○西田昌司君 そんなことは聞いてないです。○国務大臣(松下忠洋君) そういうことを含めると、やっぱりお金の使い方をどうするかというところの議論というのはもっとしっかりあっていいと思います。

今回の三百兆円近いあのお金にしましても、それはほとんどが民営化のときには、これは業界や地域にしっかりと回しながら、そこで成長分野にしっかりと行き届くようにしながら、それで社会の活性化に貢献したいということが民営化の目標だったんですけれども、実際はほとんどが、全部が国債にばっか入ったままで動いていない。

だから、そういうことを含めると、この資金の運用の問題を含めて、お金がどういうふうに使われていくかということも議論があつてしかるべきだと、私はそう思っています。

○西田昌司君 ちょっと通告をしなかったの申し訳ないんですが、基本的なことなんで、これ通告する以前の問題なんではなかったんですが、要

するに問題意識、そのお金の使い方とかそういう話じゃないんです。

規制を緩和すればそこに有象無象が出てくる、リスクが出てくると。それに対してどういう整備をしておくか。また、もしそういうものが出た場合、どういう罰則があつてその抑止力があるのか。これはセプトなんだけれども、それがなかったのが今回の一つの原因じゃないかということ。それから、結果的にはこの規制緩和がデフレをつくったということ、これはまた後で言います、ということでは私はとらえてもらいたいと思つています。

それはちょっとおいておきまして、それで、取組の遅さを象徴していますのが、特に、今日ようやく逮捕されました。この問題が出たときに、私はすぐにこの委員会でも質問しましたよ。予算委員会でもしました。そうすると、当時の自見大臣は、とにかく今捜査中でありましてどうか、検査中といいますか、まだ犯罪者でもないか。ですから、浅川さんは非常に捜査に協力してもらつていますよという形で、もうお客さん扱いですよ。そして、それから先どういうふうな形でこれやっていくんだと言つても、ほとんど我々はこの指揮監督も何も権限ないんだからと、この証券取引等監視委員会にお任せつ切りという、そういう印象の答弁だったんですよ。だから今日まで来てしまったんじゃないかなと思つてます。

ようやく今日、逮捕まで来たんですけれども、そこで私が分からないのは、これ逮捕したのは警察の方ですね、警察の方で、本当はこういういわゆる大きなお金が動いてきた事件なんかの場合には、東京地検特捜部というのが普通は、我々の感覚からすると、直接、捜査権持っていますから、行つてやるんですね。ところが、それがそうなつていない。この捜査の段階で、これ、監視庁と東京地検とはどういうこれ形で捜査、お互い協力しているのか、それともここは自分たちの領域だというのか、どういう形でこうなつたんでしょう。

○政府参考人(舟本馨君) お答えいたします。

監視庁におきましては、東京地検又は証券取引等監視委員会等との連携をしながら今日に至つたものと承知しております。

○西田昌司君 じゃ、協力しながらということであるそうなんですけれどもね。

そこで、じゃどういう協力だったのかということなんです。今日、実は私は、この委員会に証券取引等監視委員会の委員長さんをお呼びしていただんです。残念ながら、今までそういうこの委員会では呼ばれた慣例がないということなんです。どうか、お呼びしていただいてないんですがね。

私、何で呼んだかという、要するにこの委員長が検査の出身の方なんです。そもそも、この証券取引等監視委員会できた原因が何だかという、私の記憶によりまして、要するに、金融関係で証券業界の損失の付け替え等いろんな不祥事が続いた時代がありました。そこで、行政の一角をややなくて別の委員会をつくつて、そこでお目付け役をやつてもらうじゃないかと。そして、そこには、今までの証券局といましようか、いわゆる財務省の出身の者じゃなくて、お目付け役としてはちょっと怖い人にとつてもらうという感じでしょう、ですから検査の方が上に来ているんですよ。

じゃ、それでやってきたんですが、ところがその仕組みの中で、その怖い方が上にいるんだけれども、結局はこういう犯罪が出てきてしまう。そして、それだけじゃなくて、じゃ、その検査の方が上に一番トップにおられると直ちにその情報検査なり捜査機関に共有されて、もうばっばと早く強制的な捜査がされるとか、何か目に見えないところがあるのかなと思つてますが、実は全く逆さまじゃないかと。行政の方に、大臣に聞いても、いや、これは別のものですから我々はどうしようもないんですよ、実態がなかなか国会の中でも明らかにできませんでしたよ。ようやく今逮捕されましたけれども、そして、その逮捕されるまでの日数も非常に掛かっているし、実際に

逮捕したのは検査ではなくて監視庁じゃないですか。

そうなつてくると、ここにこの検査の出身の方がいる理由は一体何なんですか。素朴な疑問として私は思うんですが、これ、まず大臣、どう思われますか。

○副大臣(中塚一宏君) 現委員長につきましてありますが、これは長年検査において証券取引法違反事件等の経済事案の摘発にかかわつてこれたということで、こういった事件に関しましては高度な専門の知識、優れた識見をお持ちであります。

そういった能力と識見によりまして国会の同意をいただいて委員長をお務めをいただいているということでありまして、検査、警察等の捜査当局ともよく連携をしながら職務を遂行していただいていると、そういうふうにも思つております。

○西田昌司君 いや、だから、それじゃ答弁になつていないんですよ。

だから、検査の出身の方がいて一体どういうメリットがあつたのかと聞いているんですよ。今回の事件なら、個別具体的には言えなくても、何かそういうことが我々に分かるように、国会同意人事だと言つけれども、次、同意するかどうか分かりませんよ、こんな仕組みで、そもそもが。

もう少しちゃんと、だから何で検査を置いているのかということですよ。この個人の問題として言っているだけじゃないんです、これはシステムなんです。システムとしてそういうふうな機能しているのか、ちゃんと機能しているというふうに認識しているわけですね、じゃ。

○副大臣(中塚一宏君) 今申し上げましたとおり、任命以降、適切に職務を遂行していただいていると、そういうふうにも考えております。

○西田昌司君 それじゃ、もうちょっと聞きますが、要するに今のこの検査のシステムですよ、八条委員会になつて。それから、様々なこういう問題出てきたけれども、実際に調査する人員も

少ないし、あると思うんですけども、これはこのままでいいんですか。これはやっぱりこのシステムがおかしいという認識ないんですか。

○副大臣(中塚一宏君) 今までの質問にもお答えをしてまいりました、その検査監督体制の問題等も含めまして、今般の事件で明らかになった問題についてはちゃんと再発防止という観点からも対応していかなくやならぬ、検査監督体制の充実も是非お願いをしたい、そういうふうにも思っております。

○西田昌司君 皆さんの答弁、いつも、それは誰が聞いても同じような答弁ですよ。具体的に聞いているんだから、このシステムというのは委員長の検査で、数が足りないという話も言っていますから、私は、それを具体的に検討して答えてくれないと、どなたが質問しても誰でも通用するような答弁してもらっても意味ないんですよ、これは。もう少しやっぱり問題意識、だから、その問題意識の一番の元として、私は大土段からこの問題の裏にはこういう仕組みじゃなかったのかということを書いてあるわけですよ。

松下大臣、是非やっぱりそこは、今回初めて就かれましたけれども、これは政治家としての要するにセシスの問題ですよ、問題意識の。だから、そこはやっぱりしっかり持っていたいただきたいんです。

それで、もう一つお聞きしますのは、それではないと、今回の強制捜査も、それから証券取引等監視委員会のこの検査なんかもしまして、要するに、この金商法違反であるかどうか、それから刑事罰、刑法違反であるかどうかというのは今刑事事件になってきたらやりますが、問題は、もう片っ方で大きな被害者がいるんですよ。被害者を助けるためには、その財産、本当に損失したのか、どこかに隠していないのか、被害者救済の意味でいうとそこが一番ポイントになるんですよ。それから、そこをやっぱり大臣が政治家として、捜査権限は直接あなたにはないかもしれない

けれども、やっぱり方向性を示してみんなが納得できるような、頼りになるという、そういう姿勢をやっぱりアナウンスしてもらわなくちゃいけないと思うんですが、いかがですか。

○国務大臣(松下忠洋君) 先ほどから御指摘いただいております検事出身がどういう役割をしてどういう働きをしたのかということですが、これもやはり仕事の中身に就いてしっかりと対応してもらっていると思っております。

調査でございまして、捜査をするわけではございませんから、やっぱりそれなりのいろいろな苦勞はあると思っておりますけれども、今までのいろいろな経験の蓄積の中で、そのときそのときの判断はしっかりとさせていただいて、私はそう思っておりますし、そう働いてもらうようにしっかりとお願いしたいと、そう思っております。

その上で被害者の救済、これどうするかということについては、これは当然これからはっきりというお金のお返しをしていただくということが明らかになることによつて、その先何をどうすればいいのかということとは分かつてくると思っております。

まだそこは見付けられていない状態ですから、これから捜査の、厳正な捜査をして調べていただくことによつて、それで我々もまたそれに一緒になつて調査することによつて内容を明らかにすることから始めたいと、そう思っています。

今回の逮捕による厳正な捜査に非常に期待していると、そういうことです。

○西田昌司君 なかなか、いずれにしましても、現状がこれ分らないと我々も様々な制度の改善を始め、これできないんですよ。

ですから、委員長にお願いします。今回はここに来ていただけてませんでしたけれども、是非、証券取引等監視委員会の委員長に出席していただいて、この問題を我々委員会としても議論したいと思っておりますので、御検討をお願いいたします。

○委員長(尾立源幸君) ただいまの申出について

は理事会で協議をさせていただきたいと思っております。

○西田昌司君 それで、続きまして、日銀の白川総裁に質問させていただきます。

先ほどから申し上げてまいりましたように、要するに、私はこのA11事件だけではなくて、年金のこの元本割れというやつですね、結局代行割れというやつですね。この背景にあるのは、投資の失敗、運用の失敗という以前に、そもそも世の中がデフレ社会に落ちてしまつて、株価だって物すごく下がっていますよね。こういうものがある、どうしようもないわけですね。

ですから、この物価の安定というのが日銀の仕事ではありますけれども、何度も聞いていますけれども、デフレが物価の安定ではない、インフレ局面ですよ。このごろようやくその数値も多少言われるようになってきましたけれども、ほかの国が言っている数値がもっと高いものだから、結局向こうが三%と言つて、こっちが一%とか言つたら、やっぱりその差額分デフレなんです。

だから、もう少し白川総裁がまずこのデフレ局面からインフレの方に誘導していくという認識がないと、こういった問題、この投資の失敗の問題は救われないんですよ。まず、その辺についてどうお考えですか。

○参考人(白川方明君) まず、中央銀行、日本銀行の役割でございますけれども、日本銀行法に規定されていますとおり、物価の安定を通じて国民経済の健全な発展に資するということと、それから決済システムの安定を通じて金融システムの安定に貢献していくと、この二つが中央銀行としての大事な仕事だということに思っております。

先生御指摘のデフレのことでございますけれども、日本銀行として、デフレから脱却し、物価安定の下での持続的な成長軌道に復帰するということがこれは極めて大切な課題だということに思っております。

その際の物価安定の姿として数字的にどれぐらいのイメージなのかということは、先生御指摘のとおり、先般はつきりこの数字をお示ししました。日本銀行が今示している数字は当面一%ということでございます。もう少し高い数字の方がいいんではないかという議論があることはもちろん承知しております。ただ、日本経済がデフレになった、物価上昇率がマイナスになった九八年以前を実は振り返ってみても、日本の物価上昇率は欧米対比、これは低いと。あのバブルのときでも実は、一九八七年、八年、あれは〇%台でございました。あの空前のバブル景気のときですら実はそういう数字でございました。そういう中で、今、日本銀行が突然二という数字を出して、そのことだけで直ちに達成できるわけではございません。そういう意味で、日本銀行としては当面一%ということをはっきり意識しまして、中央銀行として金融面からしっかりと取り組んでいく、あわせて、成長力を高めていく努力、この二つがあつて日本経済がデフレから脱却していくという思いでございます。

そういう意味で、日本銀行としての役割はしっかりと果たしていきたいと思っております。

○西田昌司君 そこで、そういうふうな総裁おっしゃるんですけども、なかなかそれがそう容易ではないわけですよ、実際問題。日銀がやるこの金融政策といいますと、金利の調整ですよ、政策金利の決定の仕方。これが今〇・一%ぐらいですか、〇から、そうなつてきています。そうすると、もうほとんど金利で調整するというのはできませんよ。

そうなつてきますと、あとはどれだけ要するに銀行にお金を供給するかということで、今その供給をされておられます。それが、今までのいわゆる銀行券ルールという中で長期国債の保有の金額の中で買入れをやりますとかいう形があつたんです、それを超えて、今度は基金をつくつてやり出すということ、事実上これは銀行券ルールというのはこれは破棄されて、より一層買取りをするという、そういう意思表示をされたということですよ。

○参考人(白川方明君) お答えいたします。

多少技術的なことになって恐縮でございますけれども、先生よく御存じのとおり、日本銀行は今二種類の国債の買入れを行っております。一つは経済の成長に伴って趨勢的に増加する銀行券需要、これに対応して長期国債を買入れれるというものでございます。これについては、従来同様、資金供給の性格からして銀行券ということ意識しております。

一方、基金での買入れ、これは先生御指摘のとおり、金利がこれだけ低くなっていますから、そういう中で長めの金利に働きかけていくという趣旨からこれは長期国債の買入れを増やしております。これはいわゆる銀行券ルールの対象としていません。ただ、こちらの方はあくまでも目的は物価安定の下での持続的な成長ということで、そのことははっきり意識して政策運営を行っている、決してそういう意味で何か破棄をした、日本銀行の政策目的を破棄しているわけではもちろんございません。目的をしっかり意識してやっております。

○西田昌司君 まあ白川総裁、学者ですから言葉がなかなかこだわりがあるようで、事実上しかし我々はそういうように認識しているんです。

そこで、私はびっくりしましたのは、たしか先月、買入れをされて国債を買いますということ銀行に出したら、これは応札ができなかったんですね。要するに、札割れが起こったんです。この札割れが起こったことは大変だということ、国債がこれから暴落するんだということでもないことをおっしゃっている方が世の中にはおられるんですが、ちょっとこのことについて、白川総裁、説明してください。

○参考人(白川方明君) これも少し技術的なことになりますけれども、先生御指摘のとおり、国債の買入れにおきましていわゆる札割れというものが生じました。

どういう国債の買入れで札割れが生じたかというふうに申し上げますと、残存期間一年以上二年

以下の国債において応札の総額が日本銀行としての買入れ予定額に満たないというケースが生じました。これは五月初旬から中旬でございます。それから、五月中旬にかけては、これは銀行券見合いの国債買入れにつきましても残存期間一年以下の買入れにおいて札割れが生じました。

先生御質問のこの札割れの発生した背景でございます。これは二つございます。一つは、こうした期間、ゾーンですね、金利水準が一段と低下しているということでございまして、これはそれだけ日本銀行の金融緩和が浸透しているということございまして、金融機関からするともう国債を売るインセンティブが余りないということでございます。

もう一つは、欧州債務問題が発生し、全体に質への逃避ということが起きました。つまり、安全な資産に買いが集まるということで、したがって、日本銀行が国債を買おうと思ってもなかなか売ってこないということでございます。したがって、これは需給的にむしろその需要が強いということで日本銀行はむしろ買えなかったということなんです。

ただ、こういう事態が生じておりますけれども、しかし、日本銀行としては様々な方法を使って国債の買入れをしかり行って資金供給を行っていくということでございます。

○西田昌司君 つまり、これはいわゆる世間で言われている札割れで国債が暴落するというのは全く逆さなんですよね。むしろ、国債が非常に国際的にも信用が高い、金融機関も国債を持っており方が得だと。売って日銀の当座預金に置いておいても、本来ゼロですが、今〇・一％政策金利付けておられますけれども、それよりも国債を持っていた方が、一％なくてもそれよりも金利が付く。だから、民間銀行は要するに、本当は民間の方に資金需要があれば当然国債を日銀に買い取ってもらって、その資金で今度は新たな投資、融資をするんですよ。ところが、その融資の貸出

先がないから、それをしない。

それからもう一つは、今ヨーロッパの欧州危機なんかがあって何が起るか分からない。そのときに安全資産で固めておこうという、この二つの意思があつて今回札割れをしてしまったと、こういうことでよろしいですね。

○参考人(白川方明君) そのとおりでございます。

○西田昌司君 ということは、全く国債が、今、逆に言うとうと市場から、これは幸か不幸か、本当に市場の方が日本の国債を要求しているわけなんです。だから、日銀が買い取るんじゃなくて、今こそ政府が市場に安全資産である国債を供給する。そのことによって政府の方にお金が入ってくる。そのお金を基に、有効需要をつくる基となる雇用のためのこういう公共事業を始め耐震化のための、防災のための、そういう列島いわゆる強靱化というような公共事業整備を今する千載一遇のチャンスなんです。

少なくとも、余り政策的なことを言うとして白川総裁は答えるのを拒否されますから、拒否せず素直に言っていたければそれでもいいんですけれども、要するに、少なくとも、今国債が市場で消化される可能性があるところか、どんどん要求しているところ、このことだけは言えるでしょう。どうなんでしょうか。

○参考人(白川方明君) まず最初に、国債金利が低下していることの意味合いについて、先ほどお答えしたとおりでございますけれども、少し補足させていただきますというふうに思います。まず、現在札割れが生じている背景として二つ挙げましたけれども、最初の金融緩和が浸透しているということも、最初の金融緩和が浸透しているというところでございまして、それは言い換えますと、その分、これは日本銀行だけじゃなくて海外の中央銀行もそうでございますけれども、国債市場で中央銀行の存在が大きいです。とでございまして、ある意味では、国債市場が中央銀行に依存する度合いを高めているということでございますから、こうした状況がずっと続くとい

うふうに入々が思えば別でございますけれども、しかし、過去の例からしてずっと続くわけではないということも一方でやっぱり市場参加者は意識しているというふうに思います。

それから、二つ目の安全資産選好、質への逃避でございますけれども、これは現在、欧州の債務問題がこれだけ厳しくなっているわけでございまして、逆に欧州の当事者がしっかりとこの問題に取り組み、安全資産に逃避する必要があると思つたら、今度はその瞬間に逆に実は長期金利は上がる要因にもなつてまいります。

そういう意味で、現在の状況の説明としては先ほど申し上げたとおりでございますけれども、これはまた別の判断でございます。いずれにせよ、国債の市場の状況については、今申し上げたとおりでございます。

それから、財政政策の運営、こうした国債の市場と財政政策運営の関係でございますけれども、先生が御指摘のとおり、中央銀行総裁の立場から本来政府、国会で議論される財政政策そのものについてコメントするということは、これは差し控えたと思います。

その上で、かねてこの席でも申し上げておる一般論をまた申し上げたいわけでございますけれども、確かに財政政策を拡張していくということ、これは短期的な意味での需要をつくり出す効果があるということはそのとおりでございます。ただ、他方で、我が国における財政赤字が拡大し、政府債務残高もこれだけ増えているということになりますと、国債の将来にわたる返済能力というものも、これは非常に大事なことでございまして、そうした財政の持続可能性に対する信頼をしっかりと得ていくということも大事でございます。そういう意味で、財政政策をどういうふう運営していくのかということは、この二つのバランスをどう取っていくかと、それはまさに、政府、国会において議論されているというふうに思います。

私どもとしましては、大事なことは、中長期的な財政の健全化について、しっかりとした信託を確保しながら、またその中長期的な成長期待の向上につながるような財政の在り方を考えていくということが大事だというふうに思っております。抽象的なお答えで恐縮でございますけれども、そんなふうを考えております。

○西田昌司君 今、欧州問題もちよっとおっしゃいましたですが、しかし、欧州問題は、一応ギリシャがユーロを離脱はしないような形ですが、これしかし、白川総裁、ユーロをギリシャが離脱しようが残ろうが、そのまま残ろうが、いずれにしてもユーロ危機はずっと続くんですよ。つまり、ユーロの中に残るんなら残るで、ギリシャに対して誰が支援するのか、当然のことながら、これはフランス、ドイツ、こういう大きな国が自らのお金をそこに突っ込んでいくことをしない限りギリシャは助からないし、それを選択、一応したんですね、する方向の結果になっていると。しかしまた、離脱するんだったら、これはその代わり、知りませんというけれども、大きなデフォルトが起きるんですよ。その代わり、ギリシャは、いわゆるデフレからインフレになって、大インフレになるかもしれないが、これ逆に言えば、輸出ができるようになって、ある種の均衡が出てくる可能性もある。

いずれにしても、これから先出てくるのは、どっちの選択になってもユーロ自身は円に対して上がるんじゃないかと下がる、つまり円高の、そういう日本にとりましては円高リスクというのがずっと付いてくるはずなんですよね。そうやってきたときには日本は、それに引きずられてドルも安くなってきたから、要するに円の一人高というのがこれからしばらくずっと世界の経済、特に日本の経済を考えたときに一番大きな私はリスク要因だと思えますよ。

そうすると、ではこの中でどういうふうにするかといえば、外国に要するに輸出をして日本の経済を立ち直らせていくというそういう形じゃなく

て、内需、外需じゃなくて内需の方でやっていくという選択をせざるを得ないし、また逆に言えば、先ほど言いましたように、今その内需の最たるものが何かといえば、民間が国内で使ってくれてもいいですよ、しかし、それがデフレだから使えませんから、市場の中でも国債に対する需要が物すごい大きいときですから、今、政府が出して国内にそのお金を使っていくという物すごく一番大事なときだと思うんですね。

だから、そういうことを踏まえますと、円高というのを考えましても、この円高を考えると、国債発行にも今やっぱ何をするべきかというところ、国債発行して国内でその民需を増やしていくと、それから通貨量をそれによって増やしていくということ以外ないと思うんですが、いかがですか。

○参考人(白川方明君) お答えいたします。

まさに財政政策につきましましては、私の立場からは先ほどのお答えに尽きるものであると。

ただ、日本銀行の政策の構えということで申し上げますと、欧州の問題というのは、世界経済、したがって日本経済にとつてこれは最大のリスク要因だというふうに認識しております。この欧州の問題が日本経済に悪影響を与えていくということは、これを防がないといけない、経済の安定をしっかりと維持する必要があるというふうに思っております。

その意味で、まず、リーマン・ショックの後の経験が示すように、ギリシャの問題あるいはスペインの問題がきっかけとなって世界の金融システム自体がおかしくなると、このこと自体が最大のやっぱリスク要因になってまいります。そういう意味で、各国の中央銀行と協力をして金融システムの安定をしっかりと維持していくということが大事でございます。

それから、内需、外需の問題でございますけれども、これは私は、外需を取り込むことも大事ですし、それから内需をしっかりとつくる、これ両方ともやっぱ大事だというふうに思っております。

財政政策そのものについては、先ほど申し上げたことに尽きるというふうに思っております。

○西田昌司君 今日、本日は、本日は安住大臣と一緒に話を聞かせていただきましたが、残念ながら大臣はおられないので白川総裁だけに話になつていますが、

もう時間もないので最後にちよっと伺いたいのは、要するに、ちよっと白川総裁もお話しになるんですけども、要は日本の中で今、ヨーロッパは知りませんが、ほかの国は知りませんが、金融システムの危機があると、しかし今の日本の中で金融システムの危機なんてものは存在しないはずなんです。将来は分かりませんが、それはもちろん。今のこの状況の中では金融システムとしては日本は世界で一番安定しているんじゃないですか。

○参考人(白川方明君) 厳密に世界で一番と言え

るかどうかは分かりませんが、少なくとも先進主要国の中で日本の金融市場は非常に安定しています。これは様々な金利の指標、例えば銀行間の資金調達率の緊張度が表れてくる指標、これ短期金利の幾つかの指標がございますけれども、そういうのを見てみますと、日本の金融機関の状況あるいは円の資金指標、これは先進国の中では非常に安定しているというふうに思っております。ただ、そう申し上げた上で、これ金融というのは信用の上に成り立っていますので、しっかりと安定を維持する、これは中央銀行としての責務だというふうに思っております。

○西田昌司君 ですから、こういうことを考えますと、実は今、税と社会保障の一体改革あります、言われています。我々自民党は元々、この一兆円以上毎年毎年いわゆる社会保障費が増えていますから、その分は、当然これはいわゆる所得移転になるものですから、これを当然税金で賄っていく、若しくは保険料で賄っていく、当たり前です。ですから、これはいいんですよ、これはいいんですよ、

ところが、問題は、それ以前にまず今やらな

きゃならないのは、経済がデフレ化してしまっている。このデフレ経済をどうやって立て直していくかということが一番大事なんです。そのときの手法として先ほどから私は、金融システム自体が非常に安定している、先進国の中でもピカ一であるという日銀総裁からの話もありました。そして、この前の先月の日銀の買いオペでは、日銀が買いますと、国債を、言っても銀行が売ってくれない。これが、札割れという現象が起こるぐらい、実は民間銀行の中では投資先がないので困っているという現象がある。

ですから、まず我々はしなくちゃならないのはこちらの方なんです。ところが、これをしようと思つたら、要するにこれ、税でも何でもありません。予算の執行権を分かつている人が執るといことが一番大事なんですね。ところが、残念ながら、先ほどから私は皆さん方に質問してまいりましたけれども、今日は安住大臣おられませんが、予算の執行、編成する側の人間に、この一番の根本的な認識が非常に欠けている。一緒にしてしまっているわけですよ。つまり、本日は経済の今の、金融システム一番安定しているし、日本は世界で一番いい状態なのに、あえてお金を使わずに、政府ですすよ、小さな政府路線でいってしまつた。そして、更に間違つたことは、いわゆる子ども手当やそれから高速道路無料化という本来税でやるべきものを赤字国債でやってしまつて財政を悪くする。そして、それは当然雇用につながりません、乗数効果は一以下でありますから。そんなことの繰り返しでこれはGDPが落ちてきたと。しかし、世界の経済から比べるとまだ随分安定しているんです。

ですから、白川総裁が何度もおっしゃっていますように、安定はしているけれども、そのままほっておいて国債何ばでも出したらいということを私言っているんじゃないんです。だから、国債に頼るだけじゃなくて、今使すべきものは、今我々の世代で使うべき所得移転に係るような政策

は全部税でやるように、当然やらなきゃならない。しかし、将来投資又はこれから大きな防災のための、そういうようなものは国債でほとんどやっていっても、市場が信認しているということですね。

だから、こういう質問なら白川総裁答えられるんじゃないですか。もう少し大きな質問の仕方です。から。どうですか。

○参考人(白川方明君) 先ほど日本の金融システムは安定しているというふうに申し上げましたけれども、これは日本の金融機関の間の資金調達について不安はないということを上げたわけです。

ただ、一方で、日本の金融システムを見ていくときに潜在的な問題としては、やはりこれは、日本の金融機関は非常に多額の国債を有しております。最終的にその国債についてしっかり元本、利息の返済を行えると、つまり財政の持続可能性に対する信頼が今あるということで、この均衡が成り立っているわけでございます。

仮に財政の持続可能性についてクエスチョンマークが付いてきますと、先ほどの議論がこれは変わってまいります。そういう意味で、今、内外の投資家は、日本の財政の状況は確かに悪いけれども、しかし、最終的に日本はしっかり財政再建に取り組んでいく意思と能力があるはずだというふうに今信じていると、そういうふうな期待があるからだと。逆に言いますと、そうした期待が裏切られまると、この今私どもが議論していることが必ずしも妥当しなくなってくるということも、これは中央銀行の総裁としてやっぱり認識しているということでございます。

○西田昌司君 もう少し本音の話ができるように、また次回以降、白川総裁に、安住大臣と一緒に質問させていただきたいと思っております。

○荒木清寛君 まず、A I J問題につきまして警察庁にお尋ねをいたします。

先ほど浅川和彦被疑者始め四名の逮捕について

は御報告がありました。まず、この件につきまして、証券取引等監視委員会と共同歩調といいますが、一体となつて情報を共有しながら捜査を進めていると、こういう理解でよろしいんですか。

○政府参考人(舟本馨君) そのとおりでございます。

○荒木清寛君 監視委員会の方では三月二十三日に初回の強制調査を実施したということで、我々、浅川被疑者の逮捕ももう間もなくではないか、こう思つて注視をしておつたんですが、意外と時間が掛かりましたですね。これは、相当この逮捕に時間が掛かったのはどういう背景があるんでしょうか。

○政府参考人(舟本馨君) やはり関係被疑者の取調べあるいは関係者の取調べ、また財務捜査等々でこうしたスキームの解明というのに所要の時間が掛かったというふうな認識をしております。

○荒木清寛君 今回の逮捕は、被害者は二つの基金、長野市のA年金基金と練馬区のB年金基金でありまして、被害総額は七十億円というところでございます。我々承知しているのは、八十四基金から千四百五十八億円契約、受入れをしているわけでも、もう当初からこのいわゆるファンドは赤字であつたということですので、これはこの八十四基金のうちの相当の部分について詐欺が成立する可能性もあるのではないかと、こういう見立てでも成り立つと思ふんです。

それで、先ほどなぜ検察ではなくて警察なのかというお話がありました。私はそういう背景の中で相当大掛かりな捜査をしているなというふうな思つていたわけでありまして、そういう意味では、当然、今回の逮捕はもう序の口で、今後どんどん再逮捕、また全容解明といいますが、一網打尽に立件される、こういう理解でよろしいんでしょうか。

○政府参考人(舟本馨君) お答えいたします。今後の捜査の具体的な内容にかかわることでございますので、詳細は控えさせていただきますと存じますけれども、今日逮捕に至りましたのは、

二つの年金基金に關しましての詐欺罪が容疑が固まつたということで四人の被疑者を逮捕したわけでございます。今後、当然、被疑者の取調べを始めもろもろの捜査を尽くしまして、全容解明に向けて監視庁として捜査を尽くしてまいりたいというふうに承知をしております。

○荒木清寛君 それと、もう一つお聞きしたいのは、高橋成子被疑者を逮捕しているわけですが、我々も証人喚問しようと思つたところ、入院しておられて、病状が許さないという、こういうお話でありましたが、どこで逮捕されたんですか。

○政府参考人(舟本馨君) 具体的な逮捕場所のことにつきましてはちよつとお答えを差し控えます。二つにつきましては存じますけれども、被疑者につきました耐え得るという医師の判断も得まして逮捕をしたところでございます。

○荒木清寛君 これはまさに国民の関心が高い事件でありますので、全容解明に向けて全力投球をしてもいいかと、このようにお願いをしておきます。警察庁に対しては以上であります。

次に、監視委員会にお尋ねをいたします。この三月二十三日に初回の強制調査で、今日は二回目ということでございますけれども、前回の強制調査とはまた別のそういう事案を想定して調査をしたのか、あるいは前回の調査後どうした事実が判明してきているのか、お答えを願います。

○政府参考人(岳野万里夫君) 今先生から本日二回目の強制調査を監視委員会として実施している点についてのお尋ねかと存じます。

私も、三月に金商法の投資一任契約の締結の偽計に係る嫌疑で関係先の強制調査をいたしましたけれども、今回も投資一任契約の偽計に係る嫌疑で関係先の調査をしているわけでございます。

二回目の強制調査でございます。先生のお尋ねは中身が大分変わったのか、大きな進展があつたのかということでございますが、私どもの犯則嫌疑者は、三月あるいは今日共にA I J投資顧問

の浅川社長、高橋取締役ということでございまして、犯則嫌疑者に変更があるわけではございません。

○荒木清寛君 厚労副大臣にもお尋ねをいたします。

今回は、八十四年金基金でその加入者、受給者は八十八万人に及ぶとされております。このA I Jに委託をした部分についてはもう大宗が失われているわけでありまして、相当程度の加入者あるいは受給者に影響が及ぶ可能性があります。

この点につきまして、厚労省はA I J問題がこの年金基金の加入者、受給者に与える影響について、どういう対策を取ってきたのか、あるいは取るのか、教えてください。

○副大臣(辻泰弘君) A I J投資顧問に投資を行つておりました企業年金の多くは、中小企業が集まつてくる総合型の厚生年金基金でございまして、今回の事件はこうした中小企業の経営及び従業員の老後生活に大きな影響を与える問題であると認識しているところでございます。

私どもの対応いたしましたしましては、現在、A I J投資顧問に運用委託を行つておりました厚生年金基金等の平成二十三年度決算に関するデータを各基金それぞれから徴集、収集をいたしまして、その財政影響等を分析しているところでございまして。各基金において決算を確定いたします今年の秋までには掛金引上げのやり方など一定の方針を示したいと、このように考えているところでございます。

A I J投資顧問に対する委託額が多かつた基金では積立て不足が生じ、掛金引上げが必要になる場合もあるかと考えるわけでありましてけれども、その場合には母体企業への影響も十分に考慮して対処していきたいと、このように考えております。

○荒木清寛君 委員長、警察庁は私もう結構です。ので、よろしく。

○委員長(尾立源幸君) それでは、舟本刑事局長、御退席ください。

○荒木清寛君 次に、このA-I-I投資顧問に対する検査あるいは監督の在り方がもう少し早く手を打てなかったのか、こういう点でお尋ねをしたいと思います。

まず、金融庁と監視委員会にお尋ねをします。アイティーエム証券は、二〇〇九年二月に「一年金情報」という専門誌がA-I-Iが分かる形で投資顧問の詐欺容疑について掲載をしました。その直後に顧客に対して、そうではなくて当局のお墨付きがあるのかのごとく内容の手紙を送っていたという報道がありますが、こうした事実関係については金融庁あるいは監視委員会において確認をしているのか、お尋ねします。

○政府参考人(細溝清史君) 今委員御指摘の報道があったことは承知しております。

ただ、その報道の中で、アイティーエム証券が顧客あてに送付した手紙の中にあります、金融庁に問い合わせたところ、事実ならとくに検査に入っているとのコメントでしたといった記述がございますが、これは金融庁、証券取引等監視委員会及び関東財務局としては、アイティーエム証券からそのような問合せを受けた事実はありません。したがって、そうしたコメントをした事実もありません。

仮に、アイティーエム証券が事実と反し報道したとおりの文面を顧客あてに送付していたとすれば、極めて遺憾でございます。

○荒木清寛君 そもそも、二〇〇九年二月の「一年金情報」という専門誌に投資顧問の投資疑惑が報道され、それはA-I-I投資顧問を指すことは明らかであったわけですから、その時点で何か金融庁等において対応を取ったのか、教えてください。

○政府参考人(細溝清史君) R&Iがいかなるレポートを出していたということについては承知しておりますが、これはもう一般論として申し上げますと、日常の監督におきましては、同社からの定期的な報告や外部からの情報を含め、様々な情報を活用して監督を行っているところでございます。

○荒木清寛君 監視委員会にお尋ねしますが、午前中の質疑でも、アイティーエム証券に対しては二〇〇六年、二〇〇九年に単独の検査に入ったというところございました。

A-I-I投資顧問に対してはそうした検査を行っていたんでしょうか。

○政府参考人(岳野万里夫君) A-I-I投資顧問につきましましては、本年一月に入りました検査が第一回目の検査でございます。

○荒木清寛君 私は証人質疑でも取り上げましたが、このA-I-I投資顧問の浅川社長につきましましては仕手筋との好ましくない関係等、うわさされてはいたわけですね。そういう、いわく付きとは言いませんけれども、様々なそういう良からぬうわさがあつた者が社長をしている投資顧問でありますから、そういう観点で目を付けたということとはなかったんですか、これまでは。

○政府参考人(岳野万里夫君) 結果として、検査に入つたのは今年の一月が初めてでございます。

○荒木清寛君 大臣にお尋ねしますが、金融庁あるいは監視委員会においても少し早く何か手を打つたのではないかと、そういう反省はあります。

○国務大臣(松下忠洋君) 大変厳しい環境での調査だったと思いますが、四件のいろいろな情報提供があつたり、本人も呼んで、そしていろいろな事情を調査したというような経緯もありましたから、やはりもう少しよく今回のことを掘り下げ、そして検証して、何をすべきだったかということとしっかりと再発防止のために生かしていきたいと、そう思っていますし、我々としても反省すべきところはあつたんじゃないかなというふうにも思っています。

○荒木清寛君 今日午前中も、この金商法の対象であります投資運用業者は三百社ぐらいあつて、毎年十社程度検査するのがあるが手一杯だという、こういうお話だったかと思えます。平成二十二年度も十五件しか検査できなかったとい

う実情がございます。

今回の事件の反省を踏まえるという意味では、証券取引等監視委員会の陣容の充実ということはこれは十分検討しなければいけないと思えます。ど、そうした意味も含めての先ほどの大臣の答弁であつたんですか。

○国務大臣(松下忠洋君) 相当複雑な中身の込み入った調査でございますから、これは相当気を遣いながら、しかも多くの労力を使いながらやってきた調査だったと思つていいますし、現在もそれを続けております。

その中で、やっぱり現在のある陣容、現在存在する陣容を使つて、人員を使つて、そして二十四時間それなりの労力を使つてやっていることにいつては、私たちはよく頑張つてやっていると思えます。それでも、やはりもっと人数は多ければよい、もう少し事前に何か情報をつかんで的確に対応すればよかったという、そういう工夫の仕方はいっぱいあつたと思つていいますが、まだ我々は与えられた人数で今努力しているということしか言えない、たくさん人があればそれでいいという人たちもおられますけれども、質を高めて、そして現在の陣容で努力していくことをしています。

○荒木清寛君 今回のA-I-I問題を受けまして、二月二十九日、金融庁は投資一任業務を行う全ての金融商品取引業者に対する一斉調査を行うことを公表し、回答を得、この第一次調査について四月六日にその結果が公表されております。

この第一次調査において判明した業者の傾向、問題点について、金融庁に説明を求めます。

○政府参考人(細溝清史君) 第一次調査から得られました投資一任業者の全体的な傾向といたしまして、大きく三点、代表的なものを御紹介したいと思います。

現に顧客と投資一任契約を締結しております二百二十九社のうち、年金と投資一任契約を締結している業者は百二十二社、約五三%でございます。

この百二十二社のうち、運用総資産の八〇%以上を国内年金から受託している業者は二二・七%、かなりいるということでございます。一方、国内年金からの受託割合が二〇%未満の業者は五六・三%、過半は二〇%未満であつたということでございます。

それから、この投資一任業務に関しまして、外部監査、業務監査を受けている業者、これは二百二十九社中百二十二社、約半分、四八・九%ということが判明しております。

○荒木清寛君 この第一次調査結果公表の際に、一部の投資一任業者に対して更に深度ある第二次調査を実施する旨を明らかにしておりますが、そういう意味では、どういう点を問題としてこの第二次調査を一部の業者について実施をしたのか、その問題点について、今の報告も踏まえて御報告願います。

○政府参考人(細溝清史君) この第一次調査は、そもそもより深度のある第二次調査を行うために全投資一任業者に対して実行したものでございまして、その中から問題点といえますが、よりリスクがありそうなるものを第二次調査の対象先として選定して第二次調査をやっているところでございます。

その選定に当たりましては、例えば運用に占める年金の受託比率の状況でありますとか、外部監査の状況といった点を踏まえて選定して、今調査をしているところでございます。

なお、この第二次調査の対象とならなかった業者につきましても、逐次ヒアリングを行っていくこととしております。

○荒木清寛君 先ほどからも議論になつておりますが、規制緩和によりまして、こうした投資運用業者につきましましては登録制になったわけでございます。旧投資顧問業法に基づく監督とこの金商法に基づく、登録制に基づく監督とどのような差異があるのか、お尋ねします。

○政府参考人(森本孝君) お答えいたします。現行の投資一任業者と旧投資顧問業法の投資一

任業者の規制の差でございますが、旧投資顧問業法におきましては、投資一任業務を行うためには内閣総理大臣の認可が必要であつたわけでございしますが、現行の金融商品取引法におきましては、登録が必要となっております。

ただし、両者を比較いたしますと、投資顧問業法の認可基準と現在の金融商品取引法の登録拒否要件はほぼ同等であるといったことがございますし、また、業者の行為規制につきましては、現行の規制の方が適合性の原則の適用がある等、充実している面がございます。

また、参入後の監督の枠組みにつきましては、これは大きな差がないといった状況になっておるところでございます。

○荒木清寛君 先ほど、投資一任業務を行う者に対する第一次調査の結果、外部監査をしている業者はおおむね半分であつたと、こういうお話でございました。私は、この認可制から登録制になつても、逆に厳しくなつていきますよというお話だつたんですが、この外部監査を受けているところがおおむね半分であつたという点は、これは今後検討の余地のあるデータではないかと思つております。

公認会計士の連盟のニュースを読みまして、こうした私募ファンドといひますか、投資運用業者に對しましては監査法人による監査を義務付けるといふ、こういう客観性のある規制の強化が必要ではないかという提言もいただいております。私も賛同するものでございますけれども、この点について松下山田担当大臣はどのようなお考えを持っておりますか。

○国務大臣(山下忠洋君) 今回の事案で様々なことが明らかになってきています。これをまずしっかりと我々は検証して整理しなけりやいけません、そう思っています。基本は、国民の資産、この安全な運用、これをどうやって担保していくかということが大事だと思つています。そのためにも、再発防止策、これは徹底させる。そして、事前にあらゆる情報をしっかりと取り上げた上

で、それがこういう災害を事前にどこまで察知できて予防できるかということも大事だと、そういうふうにも思っています。

とにかく、実効性のある、そして再発防止策、これをしっかりとつくり上げていくこと、これに尽きると、そう思っています。

○荒木清寛君 まだ具体的なお話じゃなかったんですが、大臣もおっしゃったように、監視委員会の陣容を増やすということはそうなかなか現実的にすぐできないわけでありまして、こうした外部監査を義務付ける等は是非、すぐできることでありますから、今後検討してもらいたい、このように思います。

厚労副大臣に重ねてお尋ねをいたします。厚生年金基金等の資産の運用につきましては、かつては資産の種類ごとに配分割合の上限を定める五・三・三・二規制が存在をいたしましたけれども、平成九年に撤廃をいたしました。こうした規制を撤廃した経緯について、まず説明をお願いいたします。

○副大臣(辻泰弘君) 荒木先生御指摘いただきましたように、厚生年金基金等の資産運用につきましては、かつては資産の種類ごとに配分割合の上限を定めるいわゆる五・三・三・二規制と言われるような資産配分規制がございました。

しかしながら、一九九〇年代の日米金融協議を契機とする金融自由化の流れの中で、投資顧問の参入、運用規制の緩和等が行われ、経済界や企業年金関係者からの御要望等もいただく中で、平成九年にいわゆる五・三・三・二規制と言われるような運用の規制は撤廃された次第でございます。

○荒木清寛君 今回のA-I-J問題では、年金基金の側がその預かつてある基金の相当部分をA-I-Jに一括して預託をしていたと、そういう事実もございします。これは一般の常識でも、やはりリスクを避けるために分散投資をするというのが、まあそういうお金を運用する一つの原則ではないかと思ひますけれども、そうしたことはなつていなかったわけですね。

今の五・三・三・二規制が撤廃されても、その後、厚生年金基金の運用に関するガイドラインが策定されて、分散投資をその中では掲げているということでございますけれども、実際には、それはガイドラインで掲げたものの余り守られていなかったという、こういう現状にあつたんでしょうか。

○副大臣(辻泰弘君) 厚生年金基金等の資産運用状況につきましては、各基金から毎年度提出されます資産運用業務報告書によりまして、各基金の総資産額や債券や株式等の資産構成別の資産額、信託銀行、生命保険会社等の運用機関別の資産額などについて把握しているところでございます。

しかしながら、運用規制撤廃後は、どのような資産にどの程度委託するか、あるいはどのような運用機関に委託するかは各基金が自主的に判断することとされておりました。厚生労働省として、これまでこれらの点について具体的な指導は行つてきていないところでございます。

こうした厚生労働省のチェックの在り方につきましては、現在開催しております有識者会議でも論点の一つとして挙げられておるところでございます。御指摘いただいたとおり、報告書の内容等から見直しや監査におけるチェック事項の見直しが必要ではないかと、御意見もいただいております。

ございまして、今月末を目途に検討結果をまとめさせていただくことになっておりますので、その結果も踏まえ、また皆様方の御意見も踏まえつつ必要な見直しを図つていきたいと、このように考えております。

○荒木清寛君 今、副大臣からありました有識者会議の六月下旬における取りまとめでは、お話がありましたように、この分散投資の徹底等についてどういう方向性が打ち出されるということなんでしょうか。大体、今もうある程度のは出てくるんですか。

○副大臣(辻泰弘君) 先ほど来申し上げております有識者会議は今年四月に発足をさせていた

て、個別の厚生年金基金などからのヒアリングを含めてこれまで六回審議をさせていただいたところでございますけれども、この有識者会議におきましては、厚生年金基金等の在り方について、資産運用、財政運営の両面から検討させていただいたところでございます。そして、資産運用の在り方につきましては、五月中旬の会議におきまして、分散投資の徹底、運用体制の強化、行政監査等におけるチェック機能強化などを柱とする見直しの方向性をたたき台としてお示しをいたしました。とおおむね御了承をいただいたところでございます。

先ほど申しましたように、今月末の最終的な検討結果の取りまとめを踏まえて対処していきたい、このように思っております。

○荒木清寛君 年金基金につきましても、きちんと預託者といひますか年金の受給者等に報告をするために財務諸表の会計監査を私は活用すべきだと思つておりますが、そうした点についてもこの報告書あるいは厚生労働省のまとめで取り入れていきますか、いく予定はありますか。

○副大臣(辻泰弘君) 厚生労働省といたしましては、これまで各基金に對しまして業務執行体制やその内容、それをチェックする内部監査の実施内容等についての点検を行うよう指導させていただいてまいりました。

御指摘いただきましたような年金基金の財務諸表の外部監査の義務付けにつきましては、最終的に事業主がその分の負担をすることになろうかと思ひますが、その負担をどう考えるかという課題、あるいは、これにつきましても、義務付けにつきましては法改正も必要になるのではないかと、いう問題もございしますので、それらの課題をどうするかということがあろうかと思つております。

有識者会議におきましても、資産運用の在り方について、先ほど申しましたけれども、チェック機能の強化などを柱とする見直しの方向性をお示しただいて了承をいただいたところでございしますけれども、それらの問題も含めて検討していき

たいと、このように考えております。

○荒木清寛君　もちろん外部監査を頼めば事業者の負担はあるわけですが、今回のように預けていたお金が大宗を失われてしまうということから比べれば幾らの負担でもないわけでありまして、是非真剣に検討してもらいたい。必要なのは閣法で出してもらえば、我々何も反対しませんので、そこは御心配要りませんので、その法改正が要るということとを理由に思いとどまるということとは御心配要らないと思います。

それで、次に厚生年金基金等の運用体制と特定投資家制度についてお尋ねをいたします。

現行の金融商品取引法では、投資家保護の観点から、投資家に対する業者の説明義務や適合性の原則等の規定が設けられております。そういう意味で、先ほど旧投資顧問業法よりも投資家保護になっていくというお話もございました。一方で、金商法ではプロの投資家に対しましては、業者の義務を一部緩和するために特定投資家制度を設けたところでございます。

ところで、投資家としての厚生年金基金等につきましては、この特定投資家制度はどのように運用されているのか、金融庁にお尋ねをいたします。

○政府参考人(細溝清史君)　年金基金につきましては、原則としては一般投資家、いわゆるアマでございまして、自ら金融商品取引業者に対して申出を行う、いわゆるプロ宣言と言われるものでございまして、そうしたことを行って当該金融商品取引業者が承諾した場合には、当該金融商品取引業者との間で特定投資家、いわゆるプロに移行することが可能となっております。

今申し上げましたように、個々の顧客が特定投資家として取り扱われるかどうかは相対で個々の業者と顧客の間で決定されることとなっております。金融庁としてはその詳細は把握しておりません。

ただ、厚生労働省の方から三月に調査結果が公表されておまして、その中で拝見いたします。

と、厚生年金基金五百五十八基金のうち百六基金が特定投資家と回答されておられます。またA-I-I投資顧問と投資一任契約を締結されていた実績のある厚生年金基金八十八社のうち二十二社が特定投資家と回答されていると承知しております。

○荒木清寛君　今お答えのありましたように、厚生年金基金等については原則としてアマだと思えますし、国会においていただいた年金基金の関係者のお話を聞いておつてもプロではないなど、このように実感をした次第でございます。しかし一方で、厚生労働省の調査によりまして、今お話しのように、原則としてアマというんですけれども、二割近くがこの特定投資家という扱いになっているわけでございます。

この厚生労働省の厚生年金基金の運用体制等に対する調査結果では、運用にかかわる役職員の約九割は資産運用関連資格を持っていない、資産運用関連業務の経験がないと回答しております。先ほどのお話のように、もう原則としてアマといいますが、プロの投資家にはなれないということとをこの調査も物語っているわけでありまして。

しかし、実際には一定程度の基金が特定投資家となっているわけでありまして、こういう実態を考えますと、厚生年金基金について特定投資家になり得るための要件等を少し見直すというか、ハードルを上げるといいますか、そういう必要があるんじゃないかというふうに考えますが、これは厚生労働省も含めて、金融庁及び厚生労働省にお尋ねをいたします。

○副大臣(中塚一宏君)　特定投資家でありまして、その知識そして経験、財産の状況から、自ら適切なリスク管理が可能と考えられる者を特定投資家と、この位置付けておまして、その特定投資家と取引を行う場合には書面の交付義務等の情報格差の是正を目的とした行為規制を適用除外をすると、こういうことでございます。

今先生から御紹介のあったような実態にこれ照らし合わせておまして、その実態も踏まえた上で、特

定投資家制度の在り方自体、関係省庁とも連携をしながら見直しをし検討していきたいと、そう考えております。

○副大臣(辻泰弘君)　荒木先生、お聞きのとおり、特定投資家の要件は金融商品取引法において定められているところでございます。

厚生労働省といたしましては、今後、金融庁において見直しが行われるような場合には、私どももいたしましたように、厚生年金基金への周知等を含めて連携を取らせていただき対処していきたいと、このように考えております。

○荒木清寛君　最後に、まとめとしまして金融担当大臣にお尋ねをいたします。

A-I-I問題につきましては、該当する厚生年金基金の加入者あるいは年金受給者につきましては、固唾をもって、どういう影響が及んでくるのか本心に心配をしております。そういう意味で、早期の收拾策を政府としてもきちんと打ち出す必要がございますし、また、先ほど打ち出したような再発防止対策についても早くこれは打ち出していただけて、年金制度も含めた全体のこの信頼回復に努めてもらいたいと考えております。

最後に大臣の決意をお尋ねいたします。

○国務大臣(松下忠洋君)　国民の大事な資産の運用にかかわる極めて深刻な事態が発生しているわけでございます。何よりも信頼をしっかりと勝ち得なければならぬ、信頼を損なってはならないと、これを勝ち得なさいかぬということが大前提にあると、そう思って全力を挙げなさいかぬと思っております。

今回の事案がどういうことだったのか全容をしっかりと確認した上で整理して、そして事前に少しでも早くこういう事態を察知する、そういう情報収集、分析、この力を付けなさいかぬといことが大事なことでして浮かび上がってきています。その上で、再発防止策を徹底してつくっていく、実効性のあるものにしていかないかぬといことと、力を尽くしてやっていきたいと、そう考えています。

○荒木清寛君　終わります。

○中西健治君　みんなの党の中西健治です。午前中に引き続き質問をさせていただきます。

まず、このA-I-Iの事件を受けての金融庁の一斉調査について伺いたいと思っておりますが、その前に、五十嵐財務副大臣が、ほかにも四社ほど同じようなやり方で資金集めをしている投資顧問があつて問題になるだろうというような発言をしておりました。金融大臣からは非公式に抗議されたということのようですけれども、どうしてこのような発言があり得たと金融庁は考えるのか、金融庁から情報のリークがあつたのかどうか、それについてお答えいただきたいと思っております。

○副大臣(中塚一宏君)　今御紹介のありました五十嵐財務副大臣の発言なんではございますが、そういう発言があつたということは報道を通じて存じ上げております。

それで、五十嵐財務副大臣のそういった発言には、当庁の一斉調査などの実態把握に基づくものではございませんし、それから五十嵐財務副大臣の発言に関する報道は、支援者との私的な勉強会における自由な意見交換の中で、A-I-I問題に関する様々な見方があることについて個人的に述べた内容を踏まえたものと、こういうふう聞いております。

四月二十三日に五十嵐財務副大臣御自身が記者会見をされて、発言の根拠について金融庁から何か情報を受けてお話をしたわけではありまないと申し述べられているというふうにも伺っております。

○中西健治君　金融庁からの情報のリークはないということをおっしゃっているようでありましても、それでは、金融庁は五十嵐副大臣にこの四社はどこなのかという情報を取りに行つていますか。

○副大臣(中塚一宏君)　発言自体は私どもの情報に基づくものではありません。今私どもはちゃんと調査をしておるところでありまして、五十嵐副大臣にその四社がどこであるかということについ

ではお尋ねをしたとは聞いておりません。

○中西健治君 それはちょっとおかしいんじゃないですか。これまで、それは金融担当大臣、今ちょっと前に言ったこととして、事前に少しでも早く情報を取りに行く、こういうふうになんて言わないですか。それなのに、政府のしかるべき人が、私的懇談会かもしれない、けれども、四社と言って、危ないところがある、問題になるだろうと言っているのに、どうして情報を取りにいかないんですか。大臣、お願いします。

○国務大臣(松下忠洋君) 繰り返し申し上げておりますけれども、全容をしっかりと説明して、そして何が問題だったのか、これをしっかりと整理する必要あると思っています。その中には、やはり情報収集、分析、その力が十分だったかどうか、今回の具体的な事例も照らしてしっかりと検証していきたいと思っています。

○中西健治君 今日の答弁、具体的な答えがほとんど大臣から返ってきていないということに、委員の皆さん大変不満に思っているんじゃないかと思えます。第二のA-I-Jを防ぐために、この四社があるんだからすぐさま聞きに行く、それを今やるべきじゃないですか。

○国務大臣(松下忠洋君) しっかりと対応します。

○中西健治君 是非しっかりと対応していただきたいというふうに思います。

四月六日に出ました第一次調査の結果を見ますと、先ほど荒木委員の方からも質問にありましたけれども、投資信託との一任契約における外部監査の状況について海外私募、これは先ほど答えありませんでしたが、海外の私募では九五%超が監査を受けています。その一方、国内私募では過半数をちょっと超える五六%しか監査を受けていない、この状況について金融庁の問題認識を聞かせてください。

○政府参考人(細溝清史君) 第一次調査で公表いたしました投資信託、ファンド等の外部監査の状況でございます。

公募につきましては、海外、国内ともにはば、

かなりの高い率で監査を受けておりますが、私募につきましては、委員御指摘のとおり国内と海外でかなり差がございます。これは法制上の違いもあるかと思っておりますが、したがって一概にも言えないと思っておりますが、外部監査に要するコストとファンドに対する信頼性、リスクを勘案した投資家の選好、ファンドにおける投資対象の分かれやすさなど、様々な要因や実務慣行を勘案して個別事案ごとに定められているものと考えております。

国内が五六・三%とえらく低いではないかと、こういう御指摘でございますが、国内の私募投信につきましては、御案内のとおり法制上の義務付けがございません。したがって、運用会社が国内業者であつて、投資対象が国内上場株などの場合は価格が明確でございますので、一定の信頼性、透明性があるといった理由により必ずしも外部監査を行わないケースも多いと聞いております。

○中西健治君 まさに問題意識がそこにありまして、法的に義務付けされていない。だからこそ、透明性の高いものについてはリスクは少ないのかもしれないませんが、透明性の低いものについてもやはり監査が行われていないものがたくさんあるというところだと思っておりますので、監査が軽視されている、その現状に踏まえてやはり義務付けをするべきであろうというふうに私は考えております。

第二次一斉調査、今行われているということだと思いますが、そこで一部の業者について第二次調査が行われている。この結果はいつごろをめぐりに出そうとしているんでしょうか。

○政府参考人(細溝清史君) 現在、第一次調査を踏まえて第二次調査に入っておるところでございます。

この第二次調査につきましては、対象の業者名、業者数、報告内容、ヒアリング内容等々につきまして、風評被害につながりかねないことから、今後ともなかなか対外的に申し上げることは差し控えたいと思っております。また、この第二次調査の内容につきましても、概要を公表するかどうかも含め、現時点において取扱い方針は未定でございます。

○中西健治君 いろんな風評被害なども考えると、対象になって問題があるところは公表できないのかもしれないが、問題がなかったところ、これは積極的にできれば公開していただきたいというふうに思います。あと、先ほど四社の名前を財務副大臣に聞きにくいことを対応するということですから、当然この二次調査にその一社でも含まれていないのであれば、それを全部含めるべきであろうというふうに私は申し上げておきます。

それでは、厚生年金基金の在り方について、解散をしやすいようにすべきであるという観点から幾つか質問をさせていただきます。

今朝の新聞に出ておりました改革案、有識者会議の改革案にしても、あと民主党さん、自民党さんから出ている案にしても、やはり厚生年金基金の解散はもう少し広く認めるべきであろうというふうになっているかと思っております。現在、厚生年金基金の解散が進まない理由、これについて厚労省はどのように整理していますでしょうか。

○大臣政務官(藤田一枝君) 厚生年金基金の解散については、昨年成立いたしました年金確保支援法によつて、いわゆる代行割れの基金であっても分割納付によつて解散できる特例解散という制度を導入したところでございまして、また国への返還額についても特例措置を講じているところでございます。

しかし、こうした措置をとつてもなおかつなかなか進んでいない状況がございまして、やはりそれは産業構造の変化などによつて母体企業の負担能力が著しく低下している、こういう基金では返還額の負担などが大きく、また分割納付中に倒産企業が出た場合には残りの企業が連帯して債務負担をしなければならぬ、こういったことが支障となつて解散の意思決定ができないところもあると、このように承知をいたしております。

○中西健治君 今挙げられたのは、責任準備金が十分に支払えないということ、あと連帯責任について挙げられたということかと思っておりますが、いろんな厚生年金基金にお話を伺に行きますとまづ言われるのが、解散の条件というものが余り明確でないというのか、代議員の四分の三以上の同意ですとか受給者への説明、最低責任準備金の支払のほかにいろいろあるということですか。そうしたものも実際ハードルになっているということですが、それについて実際にそういうハードルがあるのかどうか、それについて教えてください。

○大臣政務官(藤田一枝君) 今委員の方からお話がありましたように、厚生年金保険法では、厚生年金基金の解散手続として、代議員会での四分の三以上の多数による議決、そして厚生労働大臣による認可というものを求めています。また、厚生労働大臣の認可については、受給権保護の観点から、理由要件と事前手続要件、この二つを求めています。

具体的には、理由要件といたしましては、母体企業の経営状況について債務超過の状態が続くなど著しく悪化をしていること、また加入員数の減少等によつて今後掛金が著しく上昇し掛金負担が困難であると見込まれること、こうしたことを求めています。

さらに、手続要件でございますけれども、これは事業主の四分の三以上の同意、加入員の四分の三以上の同意、全ての受給者への説明、また労働組合の同意、こうしたことを求めています。

○中西健治君 今おっしゃられた理由要件及び事前手続要件ですけれども、例えば会員企業の五〇%以上が赤字じゃなければいけない、こんなようなことを満たさなかったのだ、ある県の厚生年金基金は解散が認められなかった、こんなことが言われているわけですけれども、全て明文化されて公表されていると考えてよろしいんでしょうか。

○大臣政務官(藤田一枝君) 基本的なところはガイドラインの中に示させていただいております。

そしてまた、具体的なその要件については、いろんな通知等々でもお示しをさせていただいているところでございます。

○中西健治君 法律、政令、通知等に掲載されていない、そうした内規がたくさん存在するのではないかと、それが指摘されておきまして、もしあるのであれば全て公表すべきであるというふうに思いますが、それはもうないということですか。それとも、あるんだけれども、それはケース・バイ・ケースに対応しているということでしょうか。

○大臣政務官(藤田一枝君) ただいまの解散の申請に当たっての要件あるいはその際に企業の側の年金から提出いただく資料ということについては全て明文化をされているところでございます。

○中西健治君 いろんな年金基金の方が明文化してくれて、明確化してくれているのは全て厚労省は答えているという理解でよろしいということですね。分かりました。また、ちよっと厚生年金基金と話してみたいと思います。

連帯責任についてですけれども、この連帯責任、有識者会議の方でも解除するべきである、こんなような方向性の提案を出そうということのようですが、私も最低限これぐらいはするべきなんじゃないかというふうに思っています。もし、総合型ではなくて単独型の厚生年金基金が、仮に母体企業が倒産するというところでこの年金基金が立ち行かなくなるといったことになった場合には、結局のところ、厚生年金本体に負担が及ぶということになるのではないかと思います。単独型ではそういう理解でよろしいですか。

○大臣政務官(藤田一枝君) 単独型の場合でも、そこは全部母体企業が負担をするということになっております。

○中西健治君 私が申し上げているのは単独型の場合の母体企業が倒産した場合ということで、倒産した企業に対して国が若しくは厚生年金基金が求償はしにいきますけれども、結局のところそれは支払えないわけですから、厚生年金本体

の負担になるという理解でよろしいですね。

○大臣政務官(藤田一枝君) 最終的には不能決算という扱いになります。

○中西健治君 それであれば、単独型とせめて同じような取扱いというのをこの総合型でもしてあげる、それが連帯責任の解除ということなんではないかと思いますが、私の理解でよろしいでしょうか。

○大臣政務官(藤田一枝君) この点については、現在有識者会議でも御議論をいただいております。その御議論を踏まえて、しっかりとした結論を出してまいりたいと、このように考えております。

○中西健治君 是非、単独型とは少なくとも同じような取扱いを総合型の会員企業にも認めてあげてほしいというふうに私自身は思っております。

それから、解散をしやすくなるための積立金の減額についてですけれども、厚生年金本体は、積立金を保有するといえながらも、賦課方式でありますから、過去の分の給付債務約八百三十兆円に対応する積立金は現在百四十兆円。これまでの国庫負担百九十兆円と合わせて三百三十兆円ということになりましたから、三百三十兆円を八百三十で割ってあげると、四割しか積立金がないという、実体的にはないということの意味しているわけでありまして、これ代行返上に際して、この四割というのに合わせて給付債務も四割で認めてあげる、こうした考えはいかがでしょうか。

○大臣政務官(藤田一枝君) 御指摘の積立金百四十兆円の中でございますけれども、これは厚生年金基金の代行給付に必要な積立金二十兆円も含まれておりまして、これは代行返上等に際して必要な積立金が返還されることを前提としておりますので、代行返上に対して御指摘のような六割減額をした場合は、厚生年金本体の財政に影響を与えることになるというふうに思います。

また、厚生年金本体の財政は現役世代の保険料で高齢者世代の給付を支えるといういわゆる賦課方式を基本としておりまして、積立金は将来の現

役世代の保険料が過剰とならないように積み立てているのに対して、厚生年金基金の積立金は、将来の給付に必要な費用を事前に積み立てるという積立方式の考えの下に行われておりますので、このように目的も性格も異なる積立金の比率だけを比較してそれを適用するということは必ずしも適切ではないのではないか、このようにも考えます。

ただ、なお、厚生年金本体は、年金給付に必要な費用をその都度現役世代が支払う保険料で賄う賦課方式を基本とした世代間の支え合いの仕組みで運営されているために、企業年金のように過去の加入期間に対応した給付に見合う積立金を保有しなければならぬという、こういう考え方は取っていないというところでございます。

○中西健治君 いろいろお話しいただきましたけれども、やはり何らかの措置をしなければならぬというところなんだろうと思えますので、やはりこの四割というののも一つの目安として成り立ち得るのではないかなというふうに私自身は考えております。

続きまして、受託者責任ガイドラインについてお伺いいたします。

厚労省が平成九年に作成しました厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについてですけれども、そもそもこの年金基金は、従業員の資産を管理している、運用している投資会社のようなものですか、これは本来金融庁が所管するべきなのではないか、こんなような意見もあります。それについてはどのような考えですか。

○大臣政務官(藤田一枝君) 確かに厚生年金基金でも御指摘のような資産運用に関する業務というのは行っているわけでございますけれども、そのほかに事業所からの掛金の徴収であるとか、受給者への年金給付、そして加入員の適用業務、こうした幅広い年金業務を行っております。

また、資産運用についても、厚生年金基金自体が株式等を売買するのではなくて、多くは信託銀

行や生命保険会社等の民間の運用機関に資産運用を委託しまして、基金はこうした運用機関の選定であるとか評価というものを行っているわけでございます。御指摘のような投資会社のようなものというには必ずしも当てはまらないのではないかと、このようにも考えております。

○中西健治君 そうおっしゃいますけど、ガイドラインの中で、理事、理事長が運用責任を負うというふうに明記されているわけですから、当然、それは投資会社とは言えないかもしれませんが、責任は大きく持っているということなんじゃないかと思うんです。

私自身は、投資顧問業であれば、証券アナリストですとかファイナンシャルプランナーですとか、こうした資格を持っている人はたくさんいるわけですが、この年金基金について何らかの資格要件を設けるとか、やっぱり理事の方々、常務理事の方々とともにもう少し知見を磨いてもらう、こうしたことが必要なんじゃないかなと思うんです。

こういうふうに申し上げるのは、今回、A-I-Jの問題、A-I-Jに引っかった基金とやはり引っかかっていないところがあるわけですね。地域的特性もあって、例えば大阪なんかはほとんど引っかかっていないんです。それはなぜかというと、大阪に年金基金のオピニオンリーダー的な人がいて、アイティエム証券が来たときに質問をいろいろして、これは駄目だということを大阪府内でいろいろ言ったというのがあってほとんど引っかかっていないんですよ。そういう人がいれば引っかからないというのを考えると、当然やはり年金基金側にもそれなりの知見が要求されるんじゃないかなというふうに思うんですが、そこら辺はどうお考えですか。

○大臣政務官(藤田一枝君) 大変なかなか難しい御質問でございますけれども、今御指摘のありましたように、基金の役職員に求められる資産運用の知識というのがこれから非常に大事になってくるというふうに考えています。

三月二十八日に調査をいたしました、そうした資格を持つているのか、有無についての調査結果を見ますと、資格がないというのが九割というところで、何らかの資格を持つていところが二割程度。しかも、過去そうした職に就いていたかという経験についても尋ねましたところ、九割が経験なしと、経験があるのが僅か三割と、こんな調査結果が出ております。

これはなかなかやっぱり問題があるということ、今、有識者会議の方でもいろいろ御検討いただいておりますけれども、これからやっぱり資産運用に携わる役職員については研修をきちっと実施を、今までもしてきておりますけど、更に強化をしていくとか、その研修の受講を義務付けるとか、こういうこともやらなければならぬというふうに考えているところがございます。

○中西健治君 私は、金融機関出身を要件にする、そんなようなことはしない方がいいと思っております。金融機関が出身だからってよく分かっているというわけじゃないので。やはり、ただ勉強はしてもらわなきゃいけないだろうというふうに思うので、それは是非してもらわなきゃいけないと思います。

それから、同じガイドラインで会議録等の作成、保存が求められていますけれども、AIIJに投資した基金がその決定をした際の議事録などは提出を受けているんでしょうか。

○大臣政務官(藤田一枝君) 御指摘の代議員会の議事録は、予算、決算時の議事録については厚生労働大臣への届出となっております。その他の場合には厚生労働大臣への届出義務というのは課せられておりませんで、監査において必要に応じて参照しております。

今回、いろんな問題が明らかになってまいりまして、改めて有識者会議の方で今いろんな御議論をいただいておりますけれども、この点についても行政監査等の在り方についても御議論をいただいておりますので、しっかりその結論を受けて対応してまいりたいと思っております。

○中西健治君 続きまして、最後になりますけど、信託銀行の役割について金融庁にお伺いしたいんですけども、信託銀行は、名義貸しあるいは腹貸しと言われるようなサービス、そして事務処理のほかは何をフィーの対価として提供しているのでしょうか。フィーをもらっているわけですから。金融庁の見解をお聞かせください。

○政府参考人(細溝清史君) 信託契約にはいろんな契約がありますので一概に申し上げることは困難でございますが、本事業のようないわゆる年金特定信託契約、年金特金ですが、につきましては、信託銀行は、投資一任業者からの運用指図に従い、信託財産の保管、処分等の資産管理を行うということとされているというのが一般的であると承知しております。

具体的にどのような仕事をするのかということでございますが、このような契約におきましては、信託銀行は、投資一任業者の運用指図に従いまして、有価証券の受渡しや代金の決済、信託財産に含まれる株式の議決権の行使などを行う。また投資一任業者の運用指図において指定された先から時価等の情報を入手し、委託者に対し信託財産の状況の定期的な報告を行う場合が多いというふう聞いております。

○中西健治君 今のおっしゃられた業務の中に入っているといえは入っているわけですが、もし、しっかりと行われているとも言えないのが、やはり信託銀行はトラスティーということですから、トラスティーの業務の中には当然、自分名義で預かっている金融資産の価値、価格付けの妥当性についての検証というものも入るべきなんだろうと私自身は思っております。

先ほど広野委員の方からもあったかと思いますが、信託銀行は一任業者からの運用報告書と監査報告書を受け取り、資産価格の妥当性について検証を行うべきではないのかという意見について、どのように金融庁はお考えでしょうか。

○副大臣(中塚一宏君) 今回のあの一連の事件で、契約上ということではありますが、信託銀行

はそういった情報入手をする立場になかったということがあります。

投資一任業者はもとよりですけれども、それこそ海外ファンドの受託銀行からも基準価額や監査報告書が国内信託銀行に直接届くような仕組み、これを構築をしていくことを含めて検討したいと、そう思っております。

○中西健治君 是非ともその方向性で信託銀行の役割を強化する、責任を高める、そうしたことをしていただきたいと思っております。

私の質問は終わります。ありがとうございます。

○大門実紀史君 大門でございます。

先ほど西田さんが証券監視委員会委員長の話をされておりました。ちよつと聞いて私も思い出し、たことがあるので、通告はしていませんけど、簡単なことなのでちよつとお聞きしたいと思っております。

二〇〇九年の「年金情報」ですね、さっきから出ていますが、「年金情報」という雑誌で日本版マドフという記事が出て、もう暗にAIIJのことを言われているということで大騒ぎになったわけですね。そのとき浅川氏が複数の年金基金の人間に対して、AIIJを調査するかどうか確認をしたと、大丈夫だということを説明して、複数の二つ以上のところに説明して回っているんです。

そのときに、私はその浅川氏がそういうことが尋ねられる、質問ができる金融庁にそういうルートがあるのかどうかということで私なりに調べてみましたら、通常はないですね、ああいう人ですから大変重要な方とのつながりがあるということが分かりました。これ、当時の証券監視委員会に

おられた熊野祥三さんですね。この方は野村証券の顧問まで務められて、その後、証券取引監視委員会の委員長補佐官をやられて、さらにその一年後に証券取引監視委員会の委員に昇格されております。証券監視委員会の委員というのは、ただの委員という肩書ですけれど、大変重い、最高幹部

の一人ですね。この方がおられたんです、そのとき。直接、浅川氏がこの熊野さんに面談できる関係だったかどうかはちよつと分かりません。そこまで確認は取れておりませんが、第三者を介してでもそういうことを尋ねたり、あるいは様子を聞いたり聞いたりすることがあったのかどうかですね。

言われていますとおり、これはもうみんな言っていますけれども、この野村出身者、野村グループの出身者がもうあちこちで不祥事を起こしているわけですね。そのときにこの証券取引監視委員会の重要ポストに野村の顧問を務めた人がいたということでございます。

ちよつとそのころにいろんなことが起きたわけですが、この熊野さん、今民間に行かれておりますけれども、熊野さんに浅川さんとのつながり、あるいは野村のグループからこのAIIJ問題で何かあったかどうか、そういうことはお尋ねになったことございますか、この熊野さんに対して。

○政府参考人(岳野万里夫君) 熊野委員は、一昨年十二月に監視委員会の委員を退任されておられます。ということもございまして、今、大門先生から御質問いただいたような事項につきまして熊野委員に確認した記憶はございません。

○大門実紀史君 民間の方なので難しいということとは分かりますけれども、これだけの問題になっております。

〔委員長退席、理事大久保勉君着席〕

それで、今日もう皆さん言っていますけれども、AIIJがおかしいという話はつい最近出てきたんじゃないかと、二〇〇九年からあったわけですね。これは金融庁にもそういう情報が寄せられていて、私も決算委員会のように取り上げましたけれども、詳しくやりましたが、金融庁は浅川氏にヒアリングまでやっているわけですね。ヒアリングまでやっている見抜けなかったというのはあるんですが、本当に私は、今日出ているように、金融庁あるいは監視委員会の情報管理の問題とか

体制上の問題だけだったのかと、どうもちよつとしつくり来ないところがあるんです、この問題に
関して言えば。

やっぱりそういう疑念が払拭できませんので、
この熊野さんの動きがなかったか、やっぱりきちつと確認ぐらいはされるべきだと。国会に來い
と言っているわけじゃないので、お尋ねされるべきだ
と思いますし、西田さんからあつたこの佐渡
さんですか、今の委員長ですね、この佐渡さんが
委員長になったときに熊野さんは更迭されたとい
いますか、辞めたわけですね。その後、オリンパ
スとか……（発言する者あり）そうでしょう、ま
あ、更迭かどうか知りません。とにかく今の委員
長になってから熊野さんは辞められていますよ
ね、それは確かですよ、時間的に言えば。（発
言する者あり）ちよつと後で、ここでやり合つて
もちよつとあれですから。

いずれにせよ、今の委員長になられてからオリ
ンパスとかA-I-Jが発覚してきている。熊野さ
んの時代には表に出てこなかったという点がある
わけですね。私は、この経過をやつぱり今の
委員長に大事な問題ですので直接聞いてみたい
と思いますので、西田さんと同じように、参考人
として呼んでいただきたいと委員長にお願いした
いと思います。

○理事（大久保勉君） 後日理事会で審議したいと
思います。

○大門実紀史君 それで、関連でいえば、先ほど
自民党の若林健太さんの質疑を聞いていても、岳
野さんの答弁ちよつと変だなと思つたのは、通常
の調査では金融商品の中で調べませんと、その
とおりだと思いますよ。証券会社へ行つて全ての
金融商品まで検査のときに調べていたらもう膨大
な時間が掛かりますから。ただ、このときは、A
I-Jに対するやつぱり疑惑とかうわさとかいろん
な情報とかいろいろ飛び交つた時期ですよ。ね。
このときにアイティーエムに入つてA-I-Jとの関
連が分からないわけありませんから、当然やつぱ
り、全部の検査で金融商品全て調べないなんて

無理なことを言っているわけじゃないんです、こ
のときはやつぱり金融商品を調べるべきではな
かつたのかと。先ほど若林さんの質問に対して一
個一個調べていられませんかとおっしゃいました
けれども、これは違うんじゃないかと思うんです
ね。そこはやつぱりきちつとしておいた方がいい
んじゃないかと思ひます。

もう一つは、仮にさっき言つた熊野さんとか、
いろいろその変な工作がなかつたとしても、いか
にもこの監視委員会がはけていたというのはあり
ますし、何といひますか、むしろ厚労省の方がい
ろんな情報というかわさ聞いたのか分かります
けれども、余りにもちよつと金融庁、証券監視
委員会が、このときの情報がいろいろ飛び交つて
いるのに無関心、何といひますか、情報網がな
かつたといひますか、そこは問題だと思ひます
よ。

もう一つは、仮にそういうことがなかつたとし
ても、もう一つ監視委員会の検査なり金融庁の検
査に欠けているものは私はあつたと思うんです
よ、欠けているものは。これは何か分かります
か。

○政府参考人（岳野万里夫君） 先ほど申し上げま
したように、私もなにも反省をいたしておりま
して、私もなにも欠けていたかなと思つていま
ことはございしますが、大門先生が何を私にも欠
けていると思つておられるかは存じません。

○大門実紀史君 結局、申し上げたいのは、やつ
ぱり年金基金だつたということですね。つまり、
私的な資金を勝手にいろいろ運用して、損しても
自己責任と言われても仕方がない部分もあります
が、年金基金でございしますから、現場で働いて
いる人たちの年金、もちろん委託関係があるから法
律的に問題なんではないと言つちやうかも分かりま
せんけれども、そうじゃなくて、そういう方々の
お金が運用されている証券会社とかそういう投資
顧問会社だといふ認識をやつぱり金融庁は持つ
て、通常の検査と違つて、やつぱり公共的性格の
強いものを扱つているところならば検査の在り方

ももつと多面的にやるとか、そういうことが重要
ではないかと思ひますね。今後によつぱり生
かしてもらいたいのは、こういう公的なお金を扱
うところについては通常の検査以上のものをき
ちつとやつてもらいたいというふうには、これは指
摘だけしておきたいと思ひます。

もう一つは、このA-I-J事件というのは詐欺、
犯罪行為なんですけれども、その背景に、これも
今日指摘がありました、数々の規制緩和の背景
があるわけですね。今言つたような公共的性格の
強い年金基金まで、結局ギャンブル、マネーゲー
ムの方に、リスクの高い金融商品に投資されて
いったという実態が明らかになつたわけござい
ます。

私もこの間、このA-I-J問題で調べて分かつた
んですけども、こういう年金基金と証券会社と
投資顧問会社との間で、幾らここで議論しても、
全然そんなものが形骸化されるような実態がある
と。つまり、箱貸しというやり方が横行されてい
るというのが分かりました。箱貸しというのは金
融庁は把握されておりましたか。

○政府参考人（細満清史君） 本来、投資一任業者
は、投資一任契約に基づきまして、自分が自ら投
資判断を行つて顧客資産の運用を行うべきものだ
と考えております。

一般論として申し上げれば、議員御指摘の箱貸
しというのは、投資一任業者が自ら投資判断を行
わずに顧客資産を運用しているということであろ
うかと思つております。そうした場合には、当
然、金融商品取引法に規定する忠実義務又は善管
注意義務に違反する場合がありますと考えており
ます。

○大門実紀史君 私もびっくりしたんですけど
も、実態は、年金基金というのは、一部の自家運
用を認められているところもあるんですけども、
そういう基金を除いて基本的に直接証券会社
と取引ができないんです。

（理事大久保勉君退席、委員長着席）
実態はどうなつているかといひますと、証券会

社の方が、今回もアイティーエムがそうですけ
れども、証券会社が、自分たちが組成した仕組
み債とかあるいは優先出資証券とかあるいはファ
ンドの投資信託とか、そういう商品を証券会社
が直接年金基金のところに持つて、今回行われ
ておりましたけれども、営業を掛けると、説明を
するのと。それで、話がまとまつた後で投資顧
問会社に入つてもらうと、運用を委託すると。
つまり、直接やつちやいないようなことをやつ
て、形だけ投資顧問会社が運用を委託される。

今回、まさにA-I-Jとアイティーエムがそう
ございしましたけれども、こういう形はほかでも
なりやられておりました、これは投資顧問会社
に言わせると、忠実義務とか最良執行義務がある
わけですから、本来、商品のリスクは投資顧問
会社が評価して、価格も妥当か評価するというの
は当たり前なんです、もう当事者同士でやつたも
のを投資顧問会社が運用委託だけ受けるだけと
もつとひどい例は、びっくりしたんですけども、
こんな例もあるそうです。年金基金の理事
長の知り合いの会社がこれから株式を上場する
と。こういうものにその年金基金が投資するた
めに、逆に投資顧問会社を活用するというよう
な例もあるそうです。

つまり、投資顧問会社
というものを箱として、その箱を貸すということ
から箱貸しと言われているんですけども、こん
なことが行われていけば、幾らきちつとしよう
と議論をしても、結局形骸化されて効果はな
くなるというふうな思ひます。

これ、厚労省、こういうやり方が横行して
いるという事実、まず御存じでしたか。

○大臣政務官（藤田一枝君） 今回のA-I-Jの
問題がいろいろと表に上つてきた過程で、そうい
うようなこともあつたやに話としては聞いてお
りました。

○大門実紀史君 是非、そういう点も含めて今
検討されているでしょうけれども、きちつとした
法にのつとつた、当たり前ですけども、法に
のつとつてやるように指導してもらいたいと思

ます。

もう一つ、規制緩和の中で、登録制、許可制もあるんですけども、私は、この流れの中で一番気を付けなきゃいけないのは、いわゆる五・三・三・二規制、これを取っ払うときの議論ですね、いいかげんな議論でしたね、もうとにかく金融緩和、規制緩和と、何でもありみたいな議論で、それがいろんなツケを今ごろ回してきたんだというふうに思います。

今回も、五月十六日の会議では、この厚労省の有識者会議で、この五・三・三・二規制のような資産配分規制には戻さないということを決められております。五・三・三・二というのは、五があれですよ、安全資産で、三が株で、あと三が外貨準備預金でしたかね、二が不動産ですよ。だから、もうそもそもデリバティブみたいなものは入っていないわけですけど、というふうなことは戻さないということ、その戻さないというのは手取り足取り配分決めるといことを言っているわけではありませんが、そもその考え方として、私は分散投資というのは必ずやってもらわなきゃいけないと。みんな分散投資というのを勘違いをしております、危ない商品でもそれを複数に分ければ分散投資だと思込んでいる人がいるわけですね。これ、分散投資じゃないですね。特に、年金基金なんかの考え方では、この昔の五・三・三・二の考え方が全部死んでいるわけではありませんか、違って、安全なもの、若干リスクはあっても利ざやが稼げるものと、この分散が本当の分散投資だと思うんですね。

これは厚労省、そういう認識されておりますか。

○大臣政務官(藤田一枝君) ただいま委員が御指摘になりましたように、分散投資はリスク度合いに応じて投資額を配分することでございますけれども、具体的には基金全体として許容できるリスクを考えながら、個別の資産の持っているリスク、収益の振れ幅であるとかそれぞれの資産の相関関係、違う動きをするようなものを組み入れて

いく、こうしたことを踏まえて資産を配分することであると、このように認識をいたしております。

○大門実紀史君 ですから、少なくとも公共的なお金を預かっている年金基金でございますので、今回の教訓からいって、安全資産に一定割合はちゃんと預けておくようにと、運用するようにということぐらいを、昔の細かい手取り足取り、五・三・三・二とかそこまでは申し上げませんが、一定割合はちゃんと、元本が今回みたいに全部なくなっちゃうようなことがないようにということ、今度のこの有識者会議の、あと厚労省もこれからの方針の中できちっと検討してもらいたいというふうに申し上げておきたいと思っております。

もう一つは、もちろんこのA-IJ事件が起きたのは規制緩和が背景にあったということの流れでございます、五月の二十四日ですから、A-IJ事件が起きた後でつい最近なんですけれども、経産省の産業構造審議会の商品先物取引分科会、資料をお配りいたしましたけれども、そこで、何を考えているのかというふうな方向が出されております。

この資料の左下と右下に書いてございますが、左下の方は何を言っているかというと、年金基金はこれから商品先物に誘導しようということでございます。右の下はもつとひどくて、公的年金まで、厚生年金や国民年金まで商品先物に誘導していこうという、要するにこういうことを書いているわけですね。

これは、何を背景にこんなこと書いてあるかというと、二枚目にあります、東京工業品取引所がそういう要望を、これは一番下に書いてございまして、そういう方向を要望しているからと、こういう取引所の要望に基づいて、産業構造審議会、年金をこれからはもつとリスクの高い商品先物に誘導しようというふうなことを、よりによってこのA-IJ事件が起きた後にもこんなものを出しているわけでございます。

金融庁は、こういう方向を承知しているんでしょうか。

○国務大臣(松下忠洋君) 適切な分散投資を行うということは、これは運用全体で見た場合のリスクの抑制に資するものだ、そう考えています。このような考え方も踏まえて、産業構造審議会の商品先物取引分科会の資料においては御指摘の記述が行われたと考えられます。安全かつ効率的な運用が求められる年金基金の運用方針の策定に当たっては、それぞれの事情に応じて適切な分散投資に資するか、過度なリスクテイクを行っていないかなどを十分に検証することが求められるというふうに考えています。

○大門実紀史君 ちよつとよく分からないんですけれども。

じゃ、もうちよつと金融庁の姿勢としてお聞きしますけど、これは産構審の資料で、方向でございまして、実は金融庁がこういうことに無関係で来たわけではないんですかね。

金融庁は今回、金融商品取引法、これから審議に入りますけれども、その柱の一つが総合取引所の整備ということになっております。これは金融商品とこの商品先物とデリバティブなどを一括して扱う取引所をつくるということでございますが、この総合取引所の設立構想を練り上げる段階で、金融庁だけではなくて経済産業省、そして農水省の三者でこういう取引所について検討して、チームをつくってやってこられました。

その三者の中間整理というのがあるんですけれども、三者でやってきた、チームでやってきたものと、さらに今後は、これはあれですね、今度は商品先物取引活性化協議会というんですか、ということ、三省で引き続き協議するということになっておりますが、これは今回のA-IJの前ですけれども、二〇一〇年の十二月にまとめた中間整理で、更なる規制緩和として言っているのがこれと同じことでございます。年金を、年金のお金を商品先物取引に運用してもらおうと、こういうことに誘導していくことが検討されているわけですね。

経産省の方は、昨日もちよつとレク受けましたけど、ちよつとほけてますので、全然分かっていませんので、これからちよつと謙虚に考えてみる、とか言っていましたけれども、少なくとも金融庁は、この間、A-IJのことをやってきて、いろんな実態を見てきて、こういう商品先物に年金基金を誘導しようということを、まさかと思っておりますけれども、金融庁は今の時点でいかがお考えですか。

○国務大臣(松下忠洋君) 今までの三省でのいろいろな議論の経過はあったと思います。また、新しい事態も起こってきていますから、どういう形で運用していくのがいいのか、またもう一度みんなの知恵は借りる必要があると、そう思っています。

結論がどうなるかは、これはここで予断を持ちませんけれども、そういうことが必要かなと思っておりますが、この構造審議会の先物取引分科会でこういう議論が行われたのかきちんと検証する必要があると、そう思っています。

○大門実紀史君 今日、大臣、新しく就任されたばかりでございますし、この話は初めて聞かれたと思いますが、是非、大臣のイニシアで、そう簡単に、軽々に年金基金、これだけの被害を起すこと、どれだけの人がこれからの老後の生活困るかと、ここまで起こした事態を踏まえて、こんな軽々しく商品先物、危ないですよ、商品先物は、リスク高いですよ、そこに年金基金を誘導しようなんてことを金融庁が口に出すべきではないということ、踏まえて、慎重な検討を大臣にお願いして、質問を終わります。

○委員長(尾立源幸君) 本日の調査はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後四時十三分散会

【参照】

金融機関別の代位弁済の状況
(平成23年4月～平成24年3月)

資料1

(単位: 件、百万円)

金融機関名称	代位弁済		保証債務残高(平均)		業務純益(%)
	件数	金額	件数	金額	
	うち、100%保証制度の代位弁済件数	うち、100%保証制度の代位弁済金額			
三井住友銀行	3,195	2,767	54,036	47,224	94,197
三菱東京UFJ銀行	2,078	1,601	29,803	21,119	78,589
みずほ銀行	1,781	1,610	25,984	23,290	67,828
りそな銀行	1,326	1,150	22,335	18,507	47,553
静岡銀行	1,343	885	17,058	12,660	62,991
近畿大阪銀行	1,358	1,081	16,901	12,375	27,909
大阪信用金庫	1,471	1,215	16,404	13,016	29,624
尼崎信用金庫	1,226	866	15,526	10,623	32,137
埼玉りそな銀行	922	772	14,819	11,952	30,907
関西フューチャ銀行	861	697	12,673	9,654	18,061

※業務純益については24年3月期、信用金庫については23年3月期。

参考) 大阪厚生信用金庫 435 360 6,013 4,710 3,379 41,122 4,024

(出典) 金融庁・中小企業庁提出資料を基に大久保勉事務所作成
平成24年6月19日 財政金融委員会 民主党・新緑風会 大久保 勉

資料2

大阪府中小企業信用保証協会の保証状況

(平成23年4月～平成24年3月)

(単位: 件、百万円)

	保証債務				代位弁済				代位弁済/保証債務					
	件数		金額		件数		金額		件数		金額		80%保証	
	全体	100%保証	全体	100%保証	全体	100%保証	全体	100%保証	全体	100%保証	全体	100%保証	80%保証	80%保証
構成比	175,524	132,962	2,689,000	1,867,862	6,805	5,714	89,358	71,989	3.88%	4.30%	2.56%	3.32%	3.85%	2.12%

全国の信用保証協会の保証状況

(平成23年4月～平成24年3月)

(単位: 件、百万円)

	保証債務				代位弁済				代位弁済/保証債務					
	件数		金額		件数		金額		件数		金額		80%保証	
	全体	100%保証	全体	100%保証	全体	100%保証	全体	100%保証	全体	100%保証	全体	100%保証	80%保証	80%保証
構成比	3,282,380	2,151,537	34,446,374	22,496,881	77,586	57,050	860,797	640,614	2.36%	2.65%	1.82%	2.50%	2.85%	1.84%

(出典) 中小企業庁提出書類を基に大久保勉事務所作成
平成24年6月19日 財政金融委員会
民主党・新緑風会 大久保 勉

資料3

大阪府中小企業信用保証協会

役員名簿

24.5.31現在

理事長	上田 博 (常勤) (前)大阪府会計管理者
専務理事	近藤 耕造 (常勤) (前)東京海上日動火災保険株式会社第二部長
常務理事	山本 隆一 (常勤) (前)大阪府中小企業信用保証協会会長兼コソプアライアンス協会会長
理事	林 昌雄 (常勤) (前)大阪府中小企業信用保証協会会長兼コソプアライアンス協会会長
理事	笠原 哲 (非常勤)大阪府商工労働部長
理事	磯本 正博 (非常勤)大阪商工会議所専務理事
理事	寺田 勝史 (非常勤)大阪産業振興機構専務理事
理事	山口 春夫 (非常勤)大阪府中小企業団体中央会専務理事
理事	○ 芦辺 真幸 (非常勤)三井住友銀行執行役員
理事	○ 根来 茂樹 (非常勤)りそな銀行常務執行役員
理事	○ 園 深 (非常勤)三菱東京UFJ銀行専務執行役員
理事	○ 柏崎 博久 (非常勤)みずほ銀行常務執行役員
理事	○ 水坂 智品 (非常勤)近畿大阪銀行常務執行役員
理事	森 島弘和 (非常勤)池田泉州銀行取締役融資本部副部長
理事	○ 松村 昭夫 (非常勤)関西第一銀行取締役兼専務執行役員
理事	○ 植野 征治 (非常勤)大阪信用金庫専務理事
理事	高橋 知史 (非常勤)大阪信用金庫専務理事
理事	小原 克志 (非常勤)商工組合中央金庫執行役員大阪支店長
監事	行田 善信 (常勤) (前)大阪府中小企業信用保証協会審査部部長
監事	森 真二 (非常勤)弁護士法人中央総合法律事務所代表社員弁護士
監事	渡邊 尚資 (非常勤)渡邊公認会計士事務所公認会計士・税理士

(順不同)

(出典) 大阪府中小企業信用保証協会ホームページ (○印は大口保証事務所付加)
平成24年6月19日 財政金融委員会 民主党・新緑風会 大久保 勉

六月十五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、社会保障の充実を口実にした消費税の税率アップを行わないことに関する請願(第一四六六号)

一、年金財源確保のため、庶民増税・消費税増税をせず、大企業・富裕層に応分の負担を求めることに関する請願(第一四六七号)

一、国税通則法の改悪反対・納税者の権利確立に関する請願(第一五〇六号)

第一四六六号 平成二十四年六月一日受理

社会保障の充実を口実にした消費税の税率アップを行わないことに関する請願

請願者 千葉県白井市池の上二ノ一三ノ九 牧本今朝吉 外二千二百十四名

紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第一四六七号 平成二十四年六月一日受理

年金財源確保のため、庶民増税・消費税増税をせず、大企業・富裕層に応分の負担を求めることに関する請願

請願者 東京都世田谷区野沢三ノ二二ノ一ノ一二 増田靖彦 外九十九名

紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第四六一号と同じである。

第一五〇六号 平成二十四年六月五日受理

国税通則法の改悪反対・納税者の権利確立に関する請願

請願者 広島県三原市中之町五ノ二七ノ七 田浦晶三 外二百四十八名

紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第二九六号と同じである。

六月十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、社会保障の充実を口実にした消費税の税率アップを行わないことに関する請願(第一五六九号)(第一五七〇号)(第一五七一号)(第一五七二号)(第一五七三号)(第一五七四号)

一、消費税増税撤回に関する請願(第一五七五号)

一、消費税増税に反対することに関する請願(第一五七六号)(第一五七七号)(第一五七八号)(第一五七九号)(第一五八〇号)(第一五八一号)

一、人間らしい暮らしを奪う社会保障と税の一体改革と消費税の大増税中止に関する請願(第一六四九号)(第一六五〇号)(第一六五一号)(第一六五二号)(第一六五三号)(第一六五四号)

一、応能負担原則に基づき、大企業等への課税を強化し、消費税の税率アップを行わないことに関する請願(第一六七三三三)

一、消費税大増税計画中止に関する請願(第一六七四四)(第一六七五五)

一、社会保障の充実を口実にした消費税の税率アップを行わないことに関する請願(第一七三三〇号)

一、消費税増税撤回に関する請願(第一七三一一号)(第一七三二二号)

一、消費税増税に反対することに関する請願(第一七三三三)(第一七三四四)

一、消費税増税を行わず、社会保障・税一体改革を撤回することに関する請願(第一七三三三)

一、安易な消費税率引上げ反対に関する請願(第一七三三六)

一、社会保障や震災復興を口実にした消費税増税を行わないことに関する請願(第一七八〇号)

一、社会保障を口実にして消費税の大増税を行わないことに関する請願(第一七八一〇号)

一、消費税の増税反対に関する請願(第一七九

八号)

一、消費税大増税計画中止に関する請願(第一七九号)

一、大企業・富裕層に応分の負担を求め、庶民増税・消費税増税をしないことに関する請願(第一八〇〇号)

第一五六九号 平成二十四年六月八日受理

社会保障の充実を口実にした消費税の税率アップを行わないことに関する請願

請願者 京都府舞鶴市岡田由里七九九 竹ノ内雅幸 外五千八百二十五名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第一五七〇号 平成二十四年六月八日受理

社会保障の充実を口実にした消費税の税率アップを行わないことに関する請願

請願者 広島県三次市十日市東一ノ六ノ一 五 寺重佳代子 外五千八百二十五名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第一五七一号 平成二十四年六月八日受理

社会保障の充実を口実にした消費税の税率アップを行わないことに関する請願

請願者 札幌市豊平区月寒東二条一ノ七ノ一ノ七二九 伊藤一郎 外五千八百二十五名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第一五七二号 平成二十四年六月八日受理

社会保障の充実を口実にした消費税の税率アップを行わないことに関する請願

請願者 千葉県木更津市高砂一ノ七ノ二二 佐久間志津子 外五千八百二十一名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第一五七三号 平成二十四年六月八日受理

社会保障の充実を口実にした消費税の税率アップを行わないことに関する請願

請願者 宮城県名取市手倉田字根根四三三ノ二〇六 藤原純子 外五千八百二十五名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第一五七四号 平成二十四年六月八日受理

社会保障の充実を口実にした消費税の税率アップを行わないことに関する請願

請願者 大阪府松原市天美西三ノ二〇九ノ二七 高橋裕和 外五千八百二十五名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第一五七五号 平成二十四年六月八日受理

消費税増税撤回に関する請願

請願者 愛知県豊田市朝日町一ノ五ノ三 榊原博郎 外千名

紹介議員 谷岡 郁子君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第一五七六号 平成二十四年六月八日受理

消費税増税に反対することに関する請願

請願者 名古屋市港区東蟹田二、〇一七 大西美好 外千三百三十七名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第九七号と同じである。

第一五七七号 平成二十四年六月八日受理

消費税増税に反対することに関する請願

請願者 和歌山市園部一、〇三一ノ一二 菊矢由美 外千三百三十七名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第九七号と同じである。

第一五七八号 平成二十四年六月八日受理

消費税増税に反対することに関する請願

請願者 北海道旭川市忠和五条三ノ三ノ八 藤森靖浩 外千三百三十七名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第九七号と同じである。

第一五七九号 平成二十四年六月八日受理

消費税増税に反対することに関する請願

請願者 東京都府中市浅間町四ノ一〇ノ二 森下みつ子 外千三百三十七名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第九七号と同じである。

第一五八〇号 平成二十四年六月八日受理

消費税増税に反対することに関する請願

請願者 埼玉県羽生市東六ノ一二ノ二六 田野操 外千三百三十七名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第九七号と同じである。

第一五八一号 平成二十四年六月八日受理

消費税増税に反対することに関する請願

請願者 堺市中区土師町一丁一二ノ一三 橋本唯 外千三百三十七名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第九七号と同じである。

第一六四九号 平成二十四年六月八日受理

人間らしい暮らしを奪う社会保障と税の一体改革と消費税の大増税中止に関する請願

請願者 浜松市中区早出町一、五〇〇ノ八ノ二〇四 金原后江 外千七百八十名

紹介議員 井上 哲士君

東日本大震災と原発事故で全ての生活の糧を奪

われた人々は、いまだに人間らしい生活を取り戻せない毎日を送っている。ところが、政府が進めようとしている「社会保障と税の一体改革」は、社会保障財源にするという口実で消費税増税を国民に押し付けるものである。一方、医療費の負担増、病院や介護施設からの追い出し、年金の支給開始年齢の繰延べ、生活保護基準の切下げと締め付けなどの改悪を進めるものとなっている。社会保障財源は大企業や高所得者への負担能力に応じた税金と大企業の負担で生み出すべきである。

については、次の事項について実現を図られたい。

一、消費税の増税をやめること。

二、社会保障の財源は、大企業・高額所得者の優遇税制を廃止し、適正な課税によって生み出すこと。

第一六五〇号 平成二十四年六月八日受理

人間らしい暮らしを奪う社会保障と税の一体改革と消費税の大増税中止に関する請願

請願者 京都市北区衣笠高橋町四二 森田順子 外千七百八十名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一六四九号と同じである。

第一六五一号 平成二十四年六月八日受理

人間らしい暮らしを奪う社会保障と税の一体改革と消費税の大増税中止に関する請願

請願者 秋田市八橋三和町二ノ二〇 高橋初子 外千七百八十名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一六四九号と同じである。

第一六五二号 平成二十四年六月八日受理

人間らしい暮らしを奪う社会保障と税の一体改革と消費税の大増税中止に関する請願

請願者 長野市北尾張部九六 増田昭子 外千七百八十名

紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第一六四九号と同じである。

第一六五三号 平成二十四年六月八日受理
人間らしい暮らしを奪う社会保障と税の一体改革
と消費税の大増税中止に関する請願
請願者 福島県郡山市桑野四ノ一三ノ一四
瀧澤直子 外千七百八十名

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第一六四九号と同じである。

第一六五四号 平成二十四年六月八日受理
人間らしい暮らしを奪う社会保障と税の一体改革
と消費税の大増税中止に関する請願
請願者 和歌山県海南市日方一 一 梶本
訓子 外千七百八十名

紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第一六四九号と同じである。

第一六七三号 平成二十四年六月十一日受理
応能負担原則に基づき、大企業等への課税を強化
し、消費税の税率アップを行わないことに関する
請願
請願者 兵庫県西宮市小曾根町四ノ二ノ一
四 萩原優子 外二百七十一名

紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第二〇四号と同じである。

第一六七四号 平成二十四年六月十一日受理
消費税大増税計画中止に関する請願
請願者 千葉県我孫子市我孫子四ノ九ノ一
〇三 渡辺初子 外百三十一名

紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第八〇八号と同じである。

第一六七五号 平成二十四年六月十一日受理
消費税大増税計画中止に関する請願
請願者 北海道網走市台町三ノ七ノ六 長
船楨浩 外千七百六名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第八〇八号と同じである。

第一七三〇号 平成二十四年六月十二日受理
社会保障の充実を口実にした消費税の税率アップ
を行わないことに関する請願
請願者 東京都羽村市神明台一ノ一七ノ三
平井豊 外三千三百三十四名

紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第一七三一号 平成二十四年六月十二日受理
消費税増税撤回に関する請願
請願者 東京都北区滝野川五ノ五一ノ九
永山千枝 外千六百九十七名

紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第一七三二号 平成二十四年六月十二日受理
消費税増税撤回に関する請願
請願者 大阪府城東区東中浜三ノ五ノ一六
ノ二ノA 西川あかね 外三千四
百四十四名

紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第一七三三号 平成二十四年六月十二日受理
消費税増税に反対することに関する請願
請願者 横浜市緑区長津田町三、〇一六ノ
一ノ一、三四五 塩野明夫 外千
八百五名

紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第九七号と同じである。

第一七三四号 平成二十四年六月十二日受理
消費税増税に反対することに関する請願
請願者 堺市堺区三宅町四丁二六二 小南
龍三 外二千六百三十七名
紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第九七号と同じである。

第一七三五号 平成二十四年六月十二日受理
消費税増税を行わず、社会保障・税一体改革を徹
回することに関する請願
請願者 堺市北区新金岡町二ノ五ノ七ノ一
〇六 田川研 外六百六十九名

紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第九六一号と同じである。

第一七三六号 平成二十四年六月十二日受理
安易な消費税率引上げ反対に関する請願
請願者 山口県山陽小野田市北竜王町一六
ノ二九 宗安力

紹介議員 森田 高君
この請願の趣旨は、第一〇四〇号と同じである。

第一七八〇号 平成二十四年六月十二日受理
社会保障や震災復興を口実にした消費税増税を行
わないことに関する請願
請願者 北海道北見市留辺蘂町栄町九七ノ
一〇 林正子 外二百十五名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第二五九号と同じである。

第一七八一号 平成二十四年六月十二日受理
社会保障を口実にして消費税の大増税を行わな
いことに関する請願
請願者 札幌市豊平区西岡三条八ノ六ノ三
佐々木武志 外十五名

紹介議員 紙 智子君

医療制度は、憲法第二十五条に基づいて、いつ
でも、どこでも、誰もが安心してかかれることを
目指してきた。しかし、政府は医療費抑制政策を
続け、国民の命と健康が脅かされており、直ちに
医療費を始めとした社会保障費の削減をやめて、
増額すべきである。また、政府・与党は、社会保
障の財源を口実に消費税を増税しようとしている
が、消費税は低所得者ほど負担が重い税制であり

増税は許せない。
については、次の事項について実現を図られた
い。

一、社会保障を口実にして消費税の大増税を行わ
ないこと。

第一七九八号 平成二十四年六月十二日受理
消費税の増税反対に関する請願
請願者 東京都稲城市東長沼一、九七四
長坂克枝 外千四百五十名

紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第八三三号と同じである。

第一七九九号 平成二十四年六月十二日受理
消費税大増税計画中止に関する請願
請願者 北九州市戸畑区沖台一ノ七ノ一ノ
一〇九 日高俊和 外千三百三十
四名

紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第八〇八号と同じである。

第一八〇〇号 平成二十四年六月十二日受理
大企業・富裕層に応分の負担を求め、庶民増税・
消費税増税をしないことに関する請願
請願者 東京都新宿区西落合二ノ一六ノ九
ノ一〇一 竹内享子 外四千九十
二名

紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第一一〇六号と同じである。

六月十九日本委員会に左の案件が付託された。
一、金融商品取引法等の一部を改正する法律案
金融商品取引法等の一部を改正する法律
(金融商品取引法の一部改正)
第一条 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二
十五号)の一部を次のように改正する。

第六百六十六条第一項中「譲受け」の下に「、合併若しくは分割による承継（合併又は分割により承継させ、又は承継することをする。）」を加え、同条第六項中第八号を第十二号とし、第七号の次に次の四号を加える。

八 合併、分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡若しくは譲受け（以下この項及び次条第五項において「合併等」という。）により特定有価証券等を承継させ、又は承継する場合であつて、当該特定有価証券等の帳簿価額の当該合併等により承継される資産の帳簿価額の合計額に占める割合が特に低い割合として内閣府令で定める割合未満であるとき。

九 合併等の契約（新設分割にあつては、新設分割計画）の内容の決定についての取締役会の決議が上場会社等に係る第一項に規定する業務等に関する重要事実を知る前にされた場合において、当該決議に基づいて当該合併等により当該上場会社等の特定有価証券等を承継させ、又は承継するとき。

十 新設分割（他の会社と共同してするものを除く。）により新設分割設立会社（会社法第七百六十三条に規定する新設分割設立会社をいう。次条第五項第十号において同じ。）に特定有価証券等を承継させる場合

十一 合併等又は株式交換に際して当該合併等又は株式交換の当事者である上場会社等が有する当該上場会社等の特定有価証券等を交付し、又は当該特定有価証券等の交付を受ける場合

第六百六十七条第五項中第八号を第十二号とし、第七号の次に次の四号を加える。

八 合併等により株券等を承継し、又は承継させる場合であつて、当該株券等の帳簿価額の当該合併等により承継される資産の帳簿価額の合計額に占める割合が特に低い割合として内閣府令で定める割合未満であるとき。

九 合併等の契約（新設分割にあつては、新設分割計画）の内容の決定についての取締役会の決議が公開買付者等の公開買付け等事実を知る前にされた場合において、当該決議に基づいて当該合併等により当該公開買付け等に係る株券等を承継し、又は承継させるとき。

十 新設分割（他の会社と共同してするものを除く。）により新設分割設立会社に株券等を承継させる場合

十一 合併等又は株式交換に際して当該合併等又は株式交換の当事者であつて公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者である会社が有する当該会社の株券等の交付を受け、又は当該株券等を交付する場合

第六百七十二条の十第一項中「この条」の下に「、第六百七十二条の十一第一項中「この項」の下に「次条第一項」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（虚偽開示書類等の提出等を容易にすべき行為又は唆す行為をした者に対する課徴金納付命令）

第六百七十二条の十二 次の各号に掲げる者（次項において「開示書類提出者等」という。）が当該各号に定める書類又は情報（同項において「虚偽開示書類等」という。）を提出し、提供し又は公表した場合において、特定関与行為を行つた者（以下この項において「特定関与者」という。）があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該特定関与者に対し、当該特定関与行為に関し手数料、報酬その他の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額に相当する額として内閣府令で定める額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 発行者 重要な事項につき虚偽の記載があり、若しくは記載すべき重要な事項の記載が欠けている発行開示書類（第六百七十二

条の二第三項に規定する発行開示書類をいう。）、有価証券報告書等若しくは四半期・半期・臨時報告書等、虚偽等のある特定証券等情報又は虚偽等のある発行者等情報

二 第二十七条の三第二項（第二十七条の十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付者 重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている公開買付届出書等

二 前項の「特定関与行為」とは、開示書類提出者等が虚偽開示書類等を提出し、提供し若しくは公表すること（これを「虚偽行為」という。）をいふ。次条の各号のいずれかに該当するもの又は開示書類提出者等が虚偽開示書類等を提出し、提供し若しくは公表することを唆す行為をいう。

一 当該虚偽開示書類等の作成に必要な会計処理の基礎となるべき事実の全部若しくは一部を隠蔽し、又は仮装するための一連の行為を行い、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき当該虚偽開示書類等を作成する者が当該虚偽開示書類等を作成することに關し、助言を行うこと。

二 前号に規定する隠蔽し、又は仮装するための一連の行為の全部又は一部であることを知りながら、当該隠蔽し、又は仮装するための一連の行為（第六百九十三条の二第二項に規定する監査証明を行う行為を除く。）の全部又は一部を行うこと。

第六百七十三条第一項第四号及び第六百七十四条第一項第四号中（「金融商品取引業者等に限る。」を削り、「その行う金融商品取引業（登録金融機関業務を含む。）の顧客又は第四十二条第一項に規定する権利者（第五項各号に掲げる者を除く。）を「自己以外の者」に改める。

品取引業者等に限る。）を削り、「その行う金融商品取引業（登録金融機関業務を含む。）の顧客又は第四十二条第一項に規定する権利者（第六項各号に掲げる者を除く。）を「自己以外の者」に改める。

第六百七十四条の三第一項第二号二（「金融商品取引業者等に限る。」を削り、「その行う金融商品取引業（登録金融機関業務を含む。）の顧客又は第四十二条第一項に規定する権利者」を「自己以外の者」に改める。

第六百七十五条第一項第三号中（「金融商品取引業者等に限る。」を削り、「その行う金融商品取引業（登録金融機関業務を含む。）の顧客又は第四十二条第一項に規定する権利者（第十項各号に掲げる者を除く。）を「自己以外の者」に改め、「場合」の下に（「第九項の役員等が同項の売買等をした場合を除く。」を加え、同条第二項第三号中（「金融商品取引業者等に限る。」を削り、「その行う金融商品取引業（登録金融機関業務を含む。）の顧客又は第四十二条第一項に規定する権利者（第十項各号に掲げる者を除く。）を「自己以外の者」に改める。

「自己以外の者」に改める。第六百七十六條第四項中「第六百七十二條の十一第一項に規定する発行者」の下に「、第六百七十二條の十二第一項に規定する特定関与者」を加える。

第六百七十七條の見出しを「課徴金に関する調査のための処分」に改め、同条中「内閣総理大臣は」の下に「、第六百七十二條の十二第一項」を加え、同条第一号中「質問し」を「出頭を求め、質問をし」に改める。

第六百七十八條第一項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 第六百七十二條の十二第一項に該当する事実

第六百七十八條中第二十七項を第二十八項とし、第二十二項から第二十六項までを一項ずつ繰り下げ、第二十一項の次に次の一項を加える。

22 第百七十二条の十二第一項に規定する開示書類提出者等が同項に規定する虚偽開示書類等を提出し、提供し又は公表した日から七年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該虚偽開示書類等に係る第一項第十一号の二に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

第百八十五条の七第一項中「第百七十二条の十一第一項」の下に、「第百七十二条の十二第一項」を加え、同条第十二項中「第百七十八条第一

項第十一号に掲げる事実の下に、「同項第十一号の二に掲げる事実」を加え、同項の表第百七十二条の二第一項に規定する発行者の項、第百七十二条の四第一項又は第二項に規定する発行者の項及び第百七十二条の十第一項に規定する発行者の項中「又は帳簿書類を」若しくは「帳簿書類」に改め、「検査」の下に「又は第百七十七号各号に掲げる処分」を加え、同項の次に次のように加える。

第百七十二条の十二第一項に規定する特定関与者	第百七十二条の二十六条(第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による報告若しくは資料の提出の命令若しくは帳簿書類その他の物件の検査又は第百七十七号各号に掲げる処分のいずれかを除く。	第百七十二条の十二第一項の規定による額
------------------------	--	---------------------

第百八十五条の七第十三項中「さかのぼり」を「遡り」に改め、同項の表第百七十二条の十一第一項に規定する発行者の項の次に次のように加える。

第百七十二条の十二第一項に規定する特定関与者	第百七十二条の十二第二項に規定する特定関与行為が開始された日	第百七十二条の十二第一項又は前項第百七十八条第一項第十一号の二に掲げる事実があると認める場合に限る。
------------------------	--------------------------------	--

第百八十五条の八第一項中「又は第十一号」を「第十一号又は第十二号」に改める。

第百八十五条の十九中「第百八十五条第一項」を「第百七十七条第一号若しくは第百八十五条第一項」に改める。

第二百五条の三第一号中「違反して」の下に「出頭せず」を、「陳述をせず」の下に「若しくは」を加える。

第二条 金融商品取引法の一部を次のように改正する。

目次中「第四十条の五」を「第四十条の六」に、「第百五十三号の四」を「第百五十三号の五」に改める。

第二条第一項第十九号中「類似の取引」の下に「(金融商品(第二十四項第三号の二に掲げるものに限る。))又は金融指標(当該金融商品の価格

及びこれに基づいて算出した数値に限る。))に係るものを除く。」を加え、同条第八項第一号中「市場デリバティブ取引」の下に「(金融商品(第二十四項第三号の二に掲げるものに限る。))又は金融指標(当該金融商品の価格及びこれに基づいて算出した数値に限る。))に係る市場デリバティブ取引(以下「商品関連市場デリバティブ取引」という。を除く。))」を加え、同項第十一号ロ中「(金融商品)の下に」(第二十四項第三号の二に掲げるものにあつては、金融商品取引所に上場されているものに限る。))を、「金融指標」の下に「(同号に掲げる金融商品に係るものにあつては、金融商品取引所に上場されているものに限る。))」を加え、同項第十六号中「受けること」の下に「(商品関連市場デリバティブ取引についての第二号、第三号又は第五号に掲げる行為を行う場合にあつては、これらの行為に關して、顧客から商品(第二十四項第三号の二に掲げるものをいう。以下この号において同じ。))又は寄託された商品に關して発行された証券若しくは証券の預託を受けることを含む。))」を加え、同条第十四項中「行う市場」の下に「(商品関連市場デリバティブ取引のみを行うものを除く。))」を加え、同条第十九項中「第百二十二条第一項」及び「第百十三号第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同条第二十一項第三号ロ中「前号」の下に「又は第四号の二」を加え、同項第四号中「第二十四項第三号」の下に「及び第三号の二」を加え、「同号」を「これらの号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四の二 当事者が数量を定めた金融商品第二十四項第三号の二に掲げるものに限る。

以下この号において同じ。))について当事者の一方が相手方と取り決めた当該金融商品に係る金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた当該金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引

第二条第二十一項第五号中「前三号」を「第二号から前号まで」に改め、同条第二十二項第一号中「第二十四項第五号」を「第二十四項第三号の二及び第五号」に、「以下この項」を「第三号及び第六号」に改め、同項第二号中「約定数値」の下に「(第二十四項第三号の二又は第五号に掲げる金融商品に係る金融指標の数値を除く。))」を、「現実数値」の下に「(これらの号に掲げる金融商品に係る金融指標の数値を除く。))」を加え、同項第四号中「場合の金融指標」の下に「(第二十四項第三号の二又は第五号に掲げる金融商品に係るものを除く。))」を加え、同項第五号中「第二十四項第三号」の下に「第三号の二及び第五号」を加え、「同号」を「これらの号」に改め、「又は金融商品」の下に「(同項第三号の二及び第五号に掲げるものを除く。))」を加え、同条第二十三項中「類似の取引」の下に「(金融商品(次項第三号の二に掲げるものに限る。))又は金融指標(当該金融商品の価格及びこれに基づいて算出した数値に限る。))に係るものを除く。」を加え、同条第二十四項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 商品(商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二条第一項に規定する商品のうち、法令の規定に基づく当該商品の価格の安定に関する措置の有無その他当該商品の価格形成及び需給の状況を勘案し、当該商品に係る市場デリバティブ取引により当該商品の適切な価格形成が阻害されるおそれなく、かつ、取引所金融商品市場において当該商品に係る市場デリバティブ取引が行われることが国民経済上有益であるものとして政令で定めるもの)をいう。以下同じ。))

第二条第二十四項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、「(昭和二十五年法律第二百三十九号)を削り、同条第二十五項第一号中「前項第三号」の下に「及び第三号の二」を加え、同項第三号中「商品指数」の下に「であつて、商品以外の物品の価格に基づいて算出されたもの」を加

える。

第二十八条第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 商品関連市場デリバティブ取引についての第二号第八項第二号、第三号又は第五号に掲げる行為

第二十八条第二項第三号中「前項第一号」の下に「第一号の二」を加える。

第二十九条の二第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第五号中「第二十八条第一項第一号」の下に「第一号の二」を加える。

第三十三条の二第三号中「行うもの」の下に「及び商品関連市場デリバティブ取引」を加える。

第三章第二節第一款第四十条の五の次に次の一条を加える。

(のみ行為の禁止)

第四十条の六 金融商品取引業者等は、商品関連市場デリバティブ取引等(商品関連市場デリバティブ取引又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理をいう。以下この条において同じ。)の委託を受けたときは、その委託に係る商品関連市場デリバティブ取引等をしないで、自己がその相手方となつて取引を成立させてはならない。

第四十二条の五ただし書中「掲げる行為」の下に「又は商品関連市場デリバティブ取引」を加える。

第四十三条の二第一項第二号中「及び第七十九条の二十」を「第七十九条の二十及び第七十九条の四十九」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四十三条の二の二 金融商品取引業者等は、その行う商品関連市場デリバティブ取引についての第二号第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為(以下この条、次条及び第七十九条の二十において「商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等」という。)に係る取引又は第三十五条第一項に規定する業務のうち商品関

連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る業務に付随する業務として内閣府令で定めるものに係る取引(第七十九条の二十及び第七十九条の四十九において「対象商品デリバティブ取引関連取引」と総称する。)に關し、第百十九条の規定により顧客から預託を受けた金銭若しくは有価証券その他の顧客から預託を受けた財産又は顧客の計算に属する金銭その他の財産については、内閣府令で定めるところにより、自己の固有財産と区分して管理しなければならない。

第四十三条の三第一項中「有価証券関連デリバティブ取引等」の下に「又は商品関連市場デリバティブ取引若しくは商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等」を加える。

第四十三条の四の見出し中「有価証券」を「有価証券等」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 金融商品取引業者等は、商品関連市場デリバティブ取引についての第二号第八項第二号、第三号又は第五号に掲げる行為に係る業務に關して、顧客の計算において自己が占有する商品(寄託された商品に關して発行された証券又は証券を含む。以下この項において同じ。)又は顧客から預託を受けた商品を担保に供する場合又は他人に貸し付ける場合には、内閣府令で定めるところにより、当該顧客から書面による同意を得なければならない。

第七十九条の二十第一項中「有価証券関連連業」の下に「(以下この章において「有価証券関連連業」という。)又は商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る業務(以下この章において「商品デリバティブ取引関連連業」という。)」を、「対象有価証券関連取引」の下に「又は対象商品デリバティブ取引関連取引」を加え、同条第二項中「対象有価証券関連取引」の下に「又は対象商品デリバティブ取引関連取引」を加え、同条第三項第

四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第三号中「金融商品取引業」を「有価証券関連連業」に改め、同号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 商品デリバティブ取引関連業務に係る取引に關し、一般顧客の計算に属する有価証券若しくは商品(寄託された商品に關して発行された証券又は証券を含む。以下この号において同じ。)又は金融商品取引業者が一般顧客から預託を受けた有価証券若しくは商品(第二号に掲げるもの、契約により金融商品取引業者が消費できる有価証券又は商品その他政令で定める有価証券又は商品を除く。)

第七十九条の二十第三項第二号中「金融商品取引業」第二十八条第八項に規定する有価証券関連連業に限る。以下この章において同じ。を「有価証券関連連業」に、「次号」を「第五号」に、「前号」を「第一号」に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 商品デリバティブ取引関連業務に係る取引に關し、一般顧客の計算に属する金銭又は金融商品取引業者が一般顧客から預託を受けた金銭(第二号に規定する金銭を除く。)

第七十九条の二十第三項第一号の次に次の一号を加える。

二 第百十九条の規定により金融商品取引業者が一般顧客から預託を受けた金銭、有価証券その他の財産のうち内閣府令・財務省令で定めるもの(商品関連市場デリバティブ取引に關して預託を受けたものに限る。)

第七十九条の二十一「証券取引」の下に「又は商品関連市場デリバティブ取引」を加える。

券関連連業」の下に「及び商品デリバティブ取引関連業務」を加え、「及び」を「並びに」に、「すべて」を「全て」に改める。

第七十九条の四十九の見出し中「範囲」を「範囲等」に改め、同条に次の五項を加える。

2 基金は、その顧客資産に係る業務の範囲を、第七十九条の二十第三項第一号、第三号、第五号及び第七号に掲げる顧客資産(同号に掲げる顧客資産については、対象有価証券関連取引に關するものとして内閣府令・財務省令で定めるものに限る。)のみに係る業務に限定する旨を定款で定めることができる。

この場合において、当該基金又はその会員である金融商品取引業者についての第七十九条の二十六第一項、第七十九条の二十八第一項、第三項及び第五項並びに第七十九条の五十三第一項の規定の適用については、第七十九条の二十六第一項中「金融商品取引業者」とあるのは「有価証券関連連業を行う金融商品取引業者」と、第七十九条の二十八第一項第一号及び第七十九条の五十三第三項第三号中「有価証券関連連業及び商品デリバティブ取引関連業務を行わない旨の第三十一条第四項の変更登録並びに」とあるのは「有価証券関連連業を行わない旨の第三十一条第四項の変更登録及び」と、第七十九条の二十八第三項中「他の基金の会員となる場合」とあるのは「他の基金(第七十九条の四十九第四項の規定による定款の定めがないものに限る。)の会員となる場合若しくは既に会員である他の基金(同条第二項及び第四項の規定による定款の定めがないものに限る。)(のみ)の会員となる場合」と、同条第五項第二号中「他の基金に会員として加入する手続をとつていること」とあるのは「他の基金(第七十九条の四十九第四項の規定による定款の定めがないものに限る。)に会員として加入する手続をとつていること、又は既に他の基金(同条第二項及び第四項の規定による定款の定めのないものに限る。)

のに限る。の)の会員であることとする。

3 前項の規定による定款の定めがある基金の会員である金融商品取引業者であつて商品デリバティブ取引関連業務を併せて行う者(第七十九条の二十七第一項に規定する政令で定める金融商品取引業者を除く。)は、同条第一項の規定にかかわらず、当該定款の定めがない他のいずれかの基金にその会員として加入しなければならない。この場合において、当該他の基金(次項の規定による定款の定めがないものに限る。)は、当該金融商品取引業者に関して、その顧客資産に係る業務の範囲を前項の顧客資産以外の顧客資産に係る業務に限定をすることができるとし、かつ、当該限定をした基金又は当該基金の会員である金融商品取引業者についての第七十九条の二十八第一項、第三項及び第五項並びに第七十九条の五十三第三項の規定の適用については、第七十九条の二十八第一項第一号及び第七十九条の五十三第三項第三号中「有価証券関連業務及び商品デリバティブ取引関連業務を行わない旨の第三十一条第四項の変更登録並びに」とあるのは「商品デリバティブ取引関連業務を行わない旨の第三十一条第四項の変更登録及び」と、第七十九条の二十八第三項中「他の基金(第七十九条の四十九第二項の規定による定款の定めがないものに限る。)の会員となる場合若しくは既に会員である他の基金(同条第二項及び第四項の規定による定款の定めのないものに限る。の)のみに加入する手続をとつて加入すること」とあるのは「他の基金(第七十九条の四十九第二項の規定による定款の定めがないものに限る。の)に加入すること、又は既に他の基金(同項及び同条第四項の規定による定款の定めのないものに限る。の)の会員であること」とする。

4 基金は、その顧客資産に係る業務の範囲を、第七十九条の二十第三項第二号、第四号、第六号及び第七号に掲げる顧客資産(同号に掲げる顧客資産については、対象商品デリバティブ取引関連取引に関するものとして内閣府令・財務省令で定めるものに限る。の)のみに係る業務に限定する旨を定款で定めることができる。この場合において、当該基金又はその会員である金融商品取引業者については、第七十九条の二十六第一項、第七十九条の二十八第一項、第三項及び第五項並びに第七十九条の五十三第三項の規定の適用については、第七十九条の二十六第一項中「金融商品取引業者」とあるのは「商品デリバティブ取引関連業務を行う金融商品取引業者」と、第七十九条の二十八第一項第一号及び第七十九条の五十三第三項第三号中「有価証券関連業務及び商品デリバティブ取引関連業務を行わない旨の第三十一条第四項の変更登録並びに」とあるのは「商品デリバティブ取引関連業務を行わない旨の第三十一条第四項の変更登録及び」と、第七十九条の二十八第三項中「他の基金(第七十九条の四十九第二項の規定による定款の定めがないものに限る。)の会員となる場合若しくは既に会員である他の基金(同条第二項及び第四項の規定による定款の定めのないものに限る。の)のみに加入する手続をとつて加入すること」とあるのは「他の基金(第七十九条の四十九第二項の規定による定款の定めがないものに限る。の)に加入すること、又は既に他の基金(同項及び同条第四項の規定による定款の定めのないものに限る。の)の会員であること」とする。

5 前項の規定による定款の定めがある基金の会員である金融商品取引業者であつて有価証券関連業務を併せて行う者(第七十九条の二十

七第一項に規定する政令で定める金融商品取引業者を除く。)は、同条第一項の規定にかかわらず、当該定款の定めがない他のいずれかの基金にその会員として加入しなければならない。この場合において、当該他の基金(第二項の規定による定款の定めがないものに限る。の)は、当該金融商品取引業者に関して、その顧客資産に係る業務の範囲を前項の顧客資産以外の顧客資産に係る業務に限定をすることができるとし、かつ、当該限定をした基金又は当該基金の会員である金融商品取引業者についての第七十九条の二十八第一項、第三項及び第五項並びに第七十九条の五十三第三項の規定の適用については、第七十九条の二十八第一項第一号及び第七十九条の五十三第三項第三号中「有価証券関連業務及び商品デリバティブ取引関連業務を行わない旨の第三十一条第四項の変更登録並びに」とあるのは「有価証券関連業務を行わない旨の第三十一条第四項の変更登録及び」と、第七十九条の二十八第三項中「他の基金(第七十九条の四十九第二項の規定による定款の定めがないものに限る。)の会員となる場合若しくは既に会員である他の基金(同条第二項及び第四項の規定による定款の定めのないものに限る。の)のみに加入する手続をとつて加入すること」とあるのは「他の基金(第七十九条の四十九第二項の規定による定款の定めがないものに限る。の)に加入すること、又は既に他の基金(同項及び同条第四項の規定による定款の定めのないものに限る。の)の会員であること」とする。

6 第七十九条の二十七第二項及び第三項の規定は、第二項の規定による定款の定めがある基金の会員である金融商品取引業者又は第四項の規定による定款の定めがある基金の会員

である金融商品取引業者であつて、第三十一条第四項の変更登録を受けて商品デリバティブ取引関連業務又は有価証券関連業務を行う者(第七十九条の二十七第二項に規定する政令で定める者を除く。)について準用する。この場合において、第七十九条の二十七第二項中「いずれかの基金」とあるのは、「当該定款の定めがない他のいずれかの基金」と読み替えるものとする。

第七十九条の五十三第三項第二号中「有価証券関連業務を行わない旨の第三十一条第四項の変更登録及び」を削り、同項第三号中「廃止」の下に「有価証券関連業務及び商品デリバティブ取引関連業務を行わない旨の第三十一条第四項の変更登録並びに」を加え、「すべて」を「全て」に改める。

第七十九条の六十一中「受けて、」を「受けて行う」に改め、「ための業務」の下に「として内閣府令・財務省令で定める業務を加える。

第七十九条の六十三中「第七十九条の四十九各号」を「第七十九条の四十九第一項各号」に改める。

第七十九条の七十二中「第七十九条の四十九第一号」を「第七十九条の四十九第一項第一号」に改める。

第七十九条の七十二中「前項」を「前二項」に改め、「第九十五条中」の下に「次に掲げる事由」とあるのは「次に掲げる事由(第百五十一条に規定する商品取引参加者にあつては、第一号に掲げる事由を除く。の)」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、会員金融商品取引所は、定款の定めるところにより、当該会員金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場において商品関連市場デリバティブ取引のみを行うための取引資格を与えることができる。この場合において、個人、第二十九条の四第一項第一号イ若しくはロに該当する者

又はその役員のうちに同項第二号イからトまでのいずれかに該当する者のある法人に対しては、取引資格を与えてはならない。

第百十三条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「第九十五条中」の下に「次に掲げる事由」とあるのは「次に掲げる事由(第百五十一条に規定する商品取引参加者にあつては、第一号に掲げる事由を除く。)」と、」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、株式会社金融商品取引所は、業務規程の定めるところにより、当該株式会社金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場において商品関連市場デリバティブ取引のみを行うための取引資格を与えることができる。この場合において、個人、第二十九条の四第一項第一号イ若しくはロに該当する者又はその役員のうちに同項第二号イからトまでのいずれかに該当する者のある法人に対しては、取引資格を与えてはならない。

第百十七條に次の一項を加える。

2 金融商品取引所は、商品関連市場デリバティブ取引を行う金融商品市場を開設する場合にあつては、その業務規程において、その開設する取引所金融商品市場ごとに、前項各号に掲げる事項のほか、当該取引所金融商品市場における商品関連市場デリバティブ取引の種類ごとに、当該商品関連市場デリバティブ取引に係る金融商品等に関する細則を定めなければならない。

第百十七條の二第二項中「前条各号」を「前条第一項各号」に改める。

第百三十一條に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による報告を受けた事項のうち、商品関連市場デリバティブ取引に関する事項として内閣府令で定めるものについて、内閣府令で定めるところにより、第百九十四条の六の二に規定する商品市場所管大臣に通知するものとする。

第百四十二条第八項を第十項とし、第七項を第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9 第百四十条第一項の認可に係る合併が株式会社商品取引所を一部の当事者とする合併で、当該合併により株式会社商品取引所が消滅する場合にあつては、当該合併により消滅した株式会社商品取引所の開設していた商品市場(商品先物取引法第二条第九項に規定する商品市場をいう。以下この項において同じ。)において成立した取引(同法第二条第三項に規定する先物取引に該当するものであつて、商品又は同条第二項に規定する商品指数(商品以外の物品の価格に基づいて算出されたものを除く。)に係るものに限る。)であつて決済を結了していないものは、合併後金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場において同一の条件で成立した市場デリバティブ取引とみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、当該商品市場において当該市場デリバティブ取引とみなされた取引を行った商品先物取引業者(商品先物取引法第二条第二十三項に規定する商品先物取引業者をいう。第二百二条第二項第三号において同じ。)は、当該取引の決済を結了する目的の範囲内において、合併後金融商品取引所の取引参加者である金融商品取引業者とみなす。

第百四十二条第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 第百四十条第一項の認可に係る合併が株式会社商品取引所(商品先物取引法第二条第六項に規定する株式会社商品取引所をいう。以下この条において同じ。)を一部の当事者とする合併で、当該合併により株式会社金融商品取引所が設立される場合にあつては、当該株式会社金融商品取引所は、その成立の日、当該合併により消滅する株式会社金融商品取引所の権利義務(当該株式会社金融商品取引

所がその行う業務に関し、行政官庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

第百五十一条中「その子会社」の下に「、その商品取引参加者(第百二十二条第二項又は第百二十三条第二項の規定により取引資格を与えられた者をいう。以下同じ。)」を加え、「若しくは当該子会社の業務を」と、当該子会社若しくは当該商品取引参加者の業務(当該商品取引参加者にあつては、その行う商品関連市場デリバティブ取引に関するものに限る。)」に改め、「、当該子会社」の下に「、当該商品取引参加者を」と、受けた者の業務」の下に「(当該商品取引参加者にあつては、その行う商品関連市場デリバティブ取引に関するものに限る。)」を加える。

第五章第五節第百五十三条の四の次に次の一条を加える。

(商品取引参加者に関する監督上の処分)

第百五十三条の五 内閣総理大臣は、商品取引参加者がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、金融商品取引所に對し、当該商品取引参加者の取引資格の取消しをすべき旨を命じ、又は六月以内の期間を定めて当該商品取引参加者の商品関連市場デリバティブ取引を停止若しくは制限すべき旨を命ずることができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第百五十九條第一項第二号中「、第四号及び第五号」を「及び第四号から第五号まで」に改め、同項第四号及び第五号を次のように改める。

四 自己のする売付け(商品にあつては市場デリバティブ取引(第二条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。))による売付けに限り、有価証券及び商品以外の金融商品にあつては同号又は同条第二十二項第一号に掲げる取引による売付けに限る。))と同時期に、それと同価格において、他人が当該金

融商品を買付け(商品にあつては市場デリバティブ取引(同条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。))により買付け(商品にあつては同号又は同条第二十二項第一号に掲げる取引により買付け(商品に限る。))をあらかじめその者と通謀の上、当該売付けをすること。

五 自己のする買付け(商品にあつては市場デリバティブ取引(第二条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。))による買付けに限り、有価証券及び商品以外の金融商品にあつては同号又は同条第二十二項第一号に掲げる取引による買付けに限る。))と同時期に、それと同価格において、他人が当該金融商品を買付け(商品にあつては市場デリバティブ取引(同条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。))により売付け(商品に限る。))に限り、有価証券及び商品以外の金融商品にあつては同号又は同条第二十二項第一号に掲げる取引により売付け(商品に限る。))をあらかじめその者と通謀の上、当該買付けをすること。

第百五十九條第一項第八号中「及び第五号」を「から第五号まで」に改める。

第百六十一條に次の一項を加える。

3 内閣総理大臣は、商品取引参加者が自己の計算において行う商品関連市場デリバティブ取引を制限し、又はその行う過大な数量の取引であつて取引所金融商品市場の秩序を害すると認められるものを制限するため、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認める事項を内閣府令で定めることができる。

第百七十三條第二項中「有価証券の売付け、第二条第二十一項第二号」を「有価証券又は商品の売付け(商品にあつては、市場デリバティブ取引(第一条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。))による売付けに限る。))と同時期に改め、同条第三項中「有価証券の買付け、第二

条第二十一項第二号を「有価証券又は商品の買付け(商品にあつては、市場デリバティブ取引(第二号第二十一項第一号に掲げる取引に限る。))による買付けに限る。」、同項第二号に改め、同条第六項中「有価証券を有しない当該有価証券の売付け」を「有価証券又は商品にない当該有価証券又は商品の売付け(商品にあつては、市場デリバティブ取引(第二号第二十一項第一号に掲げる取引に限る。))による売付けに限る。)」に、「第二号第二十一項第二号」を「同条第二十一項第二号」に、「有価証券」を「有価証券又は商品」に改め、同条第七項中「係る有価証券」の下に「又は商品」を加える。

第百七十四条第二項中「有価証券の売付け、第二号第二十一項第二号」を「有価証券又は商品の売付け(商品にあつては、市場デリバティブ取引(第二号第二十一項第一号に掲げる取引に限る。))による売付けに限る。」、同項第二号に改め、同条第三項中「有価証券の買付け、第二号第二十一項第二号」を「有価証券又は商品の買付け(商品にあつては、市場デリバティブ取引(第二号第二十一項第一号に掲げる取引に限る。))による買付けに限る。」、同項第二号に改め、同条第六項中「有価証券を有しない当該有価証券の売付け」を「有価証券又は商品にない当該有価証券又は商品の売付け(商品にあつては、市場デリバティブ取引(第二号第二十一項第一号に掲げる取引に限る。))による売付けに限る。)」に、「第二号第二十一項第二号」を「同条第二十一項第二号」に、「有価証券」を「有価証券又は商品」に改め、同条第七項中「係る有価証券」の下に「又は商品」を加える。

第百七十四条の二第二項中「有価証券の売付け、第二号第二十一項第二号」を「有価証券又は商品の売付け(商品にあつては、市場デリバティブ取引(第二号第二十一項第一号に掲げる取引に限る。))による売付けに限る。)」に改め、同条第三項中「有価証券の買付け、第二号第二十一項第二号」を「有価証券又は商品の買付け(商品にあつては、市場デリバティブ取引(第二号第二十一項第一号に掲げる取引に限る。))による買付けに限る。)」に改め、同条第六項中「有価証券を有しない当該有価証券の売付け」を「有価証券又は商品にない当該有価証券又は商品の売付け(商品にあつては、市場デリバティブ取引(第二号第二十一項第一号に掲げる取引に限る。))による売付けに限る。)」に改め、同条第七項中「係る有価証券」の下に「又は商品」を加える。

の買付け(商品にあつては、市場デリバティブ取引(第二号第二十一項第一号に掲げる取引に限る。))による買付けに限る。」、同項第二号に改め、同条第七項中「有価証券を有しない当該有価証券の売付け」を「有価証券又は商品にない当該有価証券又は商品の売付け(商品にあつては、市場デリバティブ取引(第二号第二十一項第一号に掲げる取引に限る。))による売付けに限る。)」に、「第二号第二十一項第二号」を「同条第二十一項第二号」に、「有価証券」を「有価証券又は商品」に改め、同条第八項中「係る有価証券」の下に「又は商品」を加える。

第百七十四条の三第二項中「有価証券の売付け、第二号第二十一項第二号」を「有価証券又は商品の売付け(商品にあつては、市場デリバティブ取引(第二号第二十一項第一号に掲げる取引に限る。))による売付けに限る。)」に改め、同条第三項中「有価証券の買付け、第二号第二十一項第二号」を「有価証券又は商品の買付け(商品にあつては、市場デリバティブ取引(第二号第二十一項第一号に掲げる取引に限る。))による買付けに限る。)」に改め、同条第六項中「有価証券を有しない当該有価証券の売付け」を「有価証券又は商品にない当該有価証券又は商品の売付け(商品にあつては、市場デリバティブ取引(第二号第二十一項第一号に掲げる取引に限る。))による売付けに限る。)」に改め、同条第七項中「係る有価証券」の下に「又は商品」を加える。

第百七十四条の二第二項中「有価証券の売付け、第二号第二十一項第二号」を「有価証券又は商品の売付け(商品にあつては、市場デリバティブ取引(第二号第二十一項第一号に掲げる取引に限る。))による売付けに限る。)」に改め、同条第三項中「有価証券の買付け、第二号第二十一項第二号」を「有価証券又は商品の買付け(商品にあつては、市場デリバティブ取引(第二号第二十一項第一号に掲げる取引に限る。))による買付けに限る。)」に改め、同条第六項中「有価証券を有しない当該有価証券の売付け」を「有価証券又は商品にない当該有価証券又は商品の売付け(商品にあつては、市場デリバティブ取引(第二号第二十一項第一号に掲げる取引に限る。))による売付けに限る。)」に改め、同条第七項中「係る有価証券」の下に「又は商品」を加える。

第二号を「同項第二号」に改め、同条第九項中「所有している有価証券及び準ずる有価証券」の下に「若しくは商品」を加える。

第百九十四条の六の二中「内閣総理大臣は」の下に「金融商品取引業者等、取引所取引許可業者」を加え、「(商品先物取引法第三百五十四条第一項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める大臣をいう。)」を削り、第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同条第一号中「第三号」を「第四号」に改め、同条第二号とし、同条の前に次の一号を加える。

一 第五十二条第一項、第五十二条の二第一項又は第六十条の八第一項の規定による命令(第百六十一条第二項において準用する同条第一項の規定による内閣府令であつて商品関連市場デリバティブ取引に関する事項を定めたものに違反したことを理由とするものに限る。)

第百九十四条の六の二に次の一号を加える。
七 第百五十三条の五の規定による命令(商品取引参加者が第百六十一条第三項の規定による内閣府令に違反したことを理由とするものに限る。)

第百九十四条の六の二を第百九十四条の六の三とし、第百九十四条の六の次に次の一条を加える。

(商品市場所管大臣への協議等)
第百九十四条の六の二 内閣総理大臣は、次に掲げる処分をするときは、あらかじめ、商品市場所管大臣(商品先物取引法第三百五十四条第一項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める大臣をいう。以下同じ。)に協議し、その同意を得なければならない。ただし、第二号ハからホまで、第四号ロ又は第五号ロに掲げるものについては、公益又は投資者保護のために急を要するときは、あらかじめ、必要な措置の概要を、商品市場所管大臣に通知すれば足りる。

一 第八十条第一項の規定による免許(商品関連市場デリバティブ取引を行う金融商品市場を開設しようとする者に対するものに限る。)

二 金融商品取引所に対する次のイからヘまでに掲げる処分
イ 第百二十七条第一項の規定による命令(商品又は金融指標(商品の価格又はこれに基づいて算出した数値に限る。))に係るものに限る。)

ロ 第百四十九条第一項の規定による業務規程の変更の認可(第百七十七条第一項第五号(商品関連市場デリバティブ取引に係るものに限る。))若しくは第八号(商品関連市場デリバティブ取引に係る商品の受渡しに係るものに限る。))に掲げる事項又は同条第二項に規定する細則に関する事項に係るものに限る。)

ハ 第百五十二条第一項第一号の規定による命令(商品関連市場デリバティブ取引に関し、定款その他の規則に定める必要な措置(取引証拠金に関する事項その他政令で定める事項に係るものに限る。))を命ずるものに限る。)

ニ 第百五十二条第一項第二号の規定による命令(商品関連市場デリバティブ取引に係るものに限る。)

ホ 第百五十三条の規定による命令(商品関連市場デリバティブ取引に係る取引証拠金に関する事項についての業務規程の変更命令その他政令で定めるものに限る。)

ヘ 第百五十六条の十九第一項の規定による承認(商品関連市場デリバティブ取引について金融商品債務引受業を行おうとする者に対するものに限る。)

三 第百五十六条の二の規定による免許(商品関連市場デリバティブ取引について金融商品債務引受業を行おうとする者に対するものに限る。)

ものに限る。

四 金融商品取引清算機関(商品取引債務引受業務を行うものを除く。)に対する次のイ及びロに掲げる処分

イ 第百五十六条の十二の規定による業務

方法書の変更の認可(第百五十六条の七

第二項第四号に掲げる事項のうち商品関

連市場デリバティブ取引に係る商品の受

渡しに関する事項に係るものに限る。)

ロ 第百五十六条の十六の規定による命令

(商品関連市場デリバティブ取引に係る

取引証拠金に関する事項についての業務

方法書の変更命令に限る。)

五 金融商品取引清算機関(商品取引債務引

受業務を行うものに限る。)に対する次のイ

及びロに掲げる処分

イ 第百五十六条の十二の規定による業務

方法書の変更の認可(商品関連市場デリ

バティブ取引に関する事項に係るものに限

る。)

ロ 第百五十六条の十六の規定による命令

(商品関連市場デリバティブ取引に係る

取引証拠金に関する事項についての業務

方法書の変更命令に限る。)

第百九十七条第一項第五号中「違反した者」の

下に「(当該違反が商品関連市場デリバティブ取

引のみに係るものである場合を除く。)」を加え、

同条第二項中「行つた者」の下に「(当該罪が商品

関連市場デリバティブ取引のみに係るものであ

る場合を除く。)」を加える。

第百九十七条の二第十三号を次のように改め

る。

十三 第百五十七條、第百五十八條若しくは

目次中「第四十條の六」を「第四十條の七」に、

「第四款 外国において投資助言業務又は投資運用

業を行う者(第六十一條)

を 第五款 外国において投資助言業務又は投資運用業を行う者(第六十

条) 第六款 情報収集のための施設の設置(第六十二

第百五十九條の規定に違反した者(当該違

反が商品関連市場デリバティブ取引のみに

係るものである場合に限る。)

又は第百六十

六條第一項若しくは第三項若しくは第百六

十七條第一項若しくは第三項の規定に違反

した者

第百九十八條の五第一号中「第二項」の下に

「、第四十三條の二の二を加え、同条第二号

の二中「又は第五十七條の二十一第二項」を「、第

五十七條の二十一第二項又は第百五十三條の

五」に改める。

第百九十九條中「、商品取引所持株式会社の子

会社」の下に「、商品取引参加者」を加える。

第二百条第十五條の次に次の一号を加える。

十五の二 第四十條の六の規定に違反した者

第二百二條第二項に次の一号を加える。

三 商品先物取引業者又は商品先物取引法第

三百四十九條第一項の届出をした者が一方

の当事者となる取引

第二百五條第十八号中「含む。」の下に「又は

第三項」を加える。

第二百五條の二の三第二号中「第四十三條の

四第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第二百七條第一項第五号中「第十二号の三」の

下に「、第十五号の二」を加え、同項第六号中

「第二百条第十二号の三」の下に「、第十五号の

二」を加える。

第二百八條第十一号中「第三百一十一條」を「第

百三十一條第一項」に改め、同条第十五号中「第

七十九條の四十九」を「第七十九條の四十九第一

項」に改める。

第三条 金融商品取引法の一部を次のように改正

する。

「第四款 外国において投資助言業務又は投資運用

業を行う者(第六十一條) 第五款 情報収集のための施設の設置(第六十二

条) 第六款 情報収集のための施設の設置(第六十二

条) 第六款 情報収集のための施設の設置(第六十二

一条)に改める。

」

第二十九條の四第一項第一号イ中「許可を取り

り消され」の下に「、第六十條の十四第二項にお

いて準用する第六十條の八第一項の規定により

第六十條の十四第一項の許可を取り消され」を

加え、同項第二号二中「許可を取り消されたこ

とがある場合」の下に「、第六十條の十四第二項

に規定する電子店頭デリバティブ取引等許可業

者であつた法人が同項において準用する第六十

條の八第一項の規定により第六十條の十四第一

項の許可を取り消されたことがある場合」を加

え、同号ホ中「第六十條第一項」の下に「若しく

は第六十條の十四第一項」を加え、同号ヘ中「第

六十條の八第二項」の下に「(第六十條の十四第

二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第三章第二節第一款中第四十條の六の次に次

の一条を加える。

(店頭デリバティブ取引に関する電子情報処

理組織の使用義務等)

第四十條の七 金融商品取引業者等(店頭デリ

バティブ取引を業として行う者に限る。)

は、特定店頭デリバティブ取引(店頭デリバティ

ブ取引のうち、取引高その他の取引の状況に

照らして、取引の公正の確保のためその概要

に関する情報の迅速な開示が必要であると認

められる取引として内閣府令で定めるものを

いう。次項、第五十八條の二及び第六十條の

十四第一項において同じ。)

を行う場合には、当該金融商品取引業者等がその店頭デリバ

ティブ取引の業務の用に供する電子情報処理

組織又は他の金融商品取引業者等(店頭デリ

バティブ取引等を業として行う者に限る。)

若しくは同条第二項に規定する電子店頭デリバ

ティブ取引等許可業者がその店頭デリバティ

ブ取引等の業務の用に供する電子情報処理組

織を使用して行わなければならない。

2 前項の規定により電子情報処理組織を使用

に供した者は、当該電子情報処理組織を使用

して行われた特定店頭デリバティブ取引につ

いて、内閣府令で定めるところにより、その

価格、数量その他取引の概要を明らかにする

ために必要な事項を公表しなければならない

い。

第五十八條の二ただし書中「する場合」の下に

「(当該外国証券業者がその店頭デリバティブ取

引等の業務の用に供する電子情報処理組織を

用して特定店頭デリバティブ取引又はその媒

介、取次ぎ(有価証券等清算取次ぎを除く。)

若しくは代理を行う場合を除く。)」を加える。

第六十條の三第一項第一号ト中「第六十條の

八」を「第六十條の八第一項」に改め、「許可を取

り消され」の下に「、第六十條の十四第二項に

おいて準用する第六十條の八第一項の規定によ

り第六十條の十四第一項の許可を取り消され」を

加える。

第三章第五節中第五款を第六款とし、第四款

を第五款とし、第三款の次に次の一款を加え

る。

第四款 電子店頭デリバティブ取引

等業務の許可

第六十條の十四 外国の法令に準拠し、外国に

おいて店頭デリバティブ取引等を業として行

う者であつて、金融商品取引業者又は金融機

関(銀行、協同組織金融機関その他政令で定

める金融機関をいう。)

のいずれにも該当しないものは、有価証券関連業

を行う者を相手方とする場合その他これに準

ずる場合として政令で定める場合には、第二十九

條及び第五十八條の二の規定にかかわらず、内閣

総理大臣の許可を受けて、その店頭デリバティ

ブ取引等の業務の用に供する電子情報処理組

用して特定店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ(有価証券等清算取次ぎを除く。)若しくは代理を業として行うこと(次項において「電子店頭デリバティブ取引等業務」という。)ができる。

2 第六十条第二項から第四項まで、第六十条の二(第一項第六号及び第九号を除く。)及び第六十条の三(第一項第一号二及び第三号を除く。)の規定は前項の許可について、第四十条の七第二項及び第六十条の四から前条までの規定は前項の許可を受けた者(以下「電子店頭デリバティブ取引等許可業者」という。)の電子店頭デリバティブ取引等業務について、それぞれ準用する。この場合において、第四十条の七第二項中「前項の規定により電子情報処理組織を使用して供した者は、当該」とあるのは、「第六十条の十四第二項に規定する電子店頭デリバティブ取引等許可業者は、その店頭デリバティブ取引の業務の用に供する」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第六十五条の六中「取引所取引許可業者」の下に、「電子店頭デリバティブ取引等許可業者」を加え、「第五十九条第一項の許可を受けた外国証券業者の」を「同項の許可を受けた外国証券業者の」に改める。

第六百五十五条の三第二項第三号中「許可を取り消され」の下に、「第六十条の十四第二項において準用する第六十条の八第一項若しくは第六十条の九第一項の規定により第六十条の十四第一項の許可を取り消され」を加える。

第六百五十六条の二十の四第二項第三号及び第六百五十六条の二十の十八第二項第三号中「第六十条の八第一項」の下に「第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。」を加える。

第六百九十条第一項中「第六十条の十二第三項」の下に「第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。」及び第六十条の十四第二項を加える。

第六百九十四条の三中「取引所取引許可業者」の下に、「電子店頭デリバティブ取引等許可業者」を加え、同条第四号中「第六十条の八第一項」の下に「第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。」を加え、同条第五号中「取消し」の下に「又は第六十条の十四第二項において準用する第六十条の八第一項の規定による第六十条の十四第一項の許可の取消し」を加える。

第六百九十四条の四第一項第七号中「第六十条第一項」の下に「又は第六十条の十四第一項を加え、同項第八号中「第六十条の八第一項」の下に「第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。」を加え、同項第九号中「又は第六十条の九」を「若しくは第六十条の九第一項に改め、「取消し」の下に「又は第六十条の十四第二項において準用する第六十条の八第一項若しくは第六十条の九第一項の規定による第六十条の十四第一項の許可の取消し」を加え、同条第二項第二号中「第六十条の七」の下に「第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。」を加える。

第六百九十四条の五第一項中「金融破綻処理制度」を「金融破綻処理制度に改め、同条第二項中「金融破綻処理制度」を「金融破綻処理制度に改め、「取引所取引許可業者」の下に、「電子店頭デリバティブ取引等許可業者」を加える。

第六百九十四条の七第二項第二号中「第六十条の十一」の下に「第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。」を加え、同条第三項中「第六十条の十二第三項」の下に「第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。」及び第六十条の十四第二項を加える。

第六百九十八条第一号中「若しくは第六十条第一項」を、「第六十条第一項若しくは第六十条の十四第一項」に改め、同条第三号中「又は第六十条第一項」を、「第六十条第一項又は第六十条の十四第一項」に改め、同条第三号の二中「第六十条の十三」の下に「第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。」を加え、「又は第六

十条第一項」を、「第六十条第一項又は第六十条の十四第一項」に改める。

第六百九十八条の五中「取引所取引許可業者」の下に、「電子店頭デリバティブ取引等許可業者」を加え、同条第二号中「第六十条の八第一項」の下に「第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。」を加える。

第六百九十八条の六第一号中「第六十条の二第二項若しくは第三項」の下に「これらの規定を第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。」を加え、同条第三号中「第六十条の六」の下に「第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。」を加え、同条第四号中「第六十条の三第二項(第六十条の六)の下に「第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。」を加え、同条第五号中「第六十条の三第二項第六十条の六」の下に「第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。」を加え、同条第六号中「第六十条の七」の下に「第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。」を加える。

第二百一条中「取引所取引許可業者」の下に「電子店頭デリバティブ取引等許可業者」を加え、同条第二号中「第六十条第二項」の下に「第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。」を加え、同条第三号中「第六十条の十二第三項」の下に「第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。」を加える。

第二百五条の二の三第一号中「第六十条の五」の下に「第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。」を加え、同条第五号中「第六十条の六」の下に「第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。」を加える。

第二百八条中「若しくは取引所取引許可業者」を、「取引所取引許可業者若しくは電子店頭デ

リバティブ取引等許可業者」に改め、同条第五号中「第四項、第六十条の八第一項」の下に「第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。」を加え、同条第六号の次に次の一号を加える。

六の二 第四十条の七第二項(第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)の規定による公表を怠り、又は虚偽の公表をしたとき。

第二百九条第七号中「第六十条の四第二項」の下に「第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。」を加える。

(商品先物取引法の一部改正)

第四条 商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第十四項中「及び外国商品市場を」「外国商品市場及び取引所金融商品市場」金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。」に改める。

第三条第一項ただし書中「(昭和二十三年法律第二十五号)」を削る。

第三条の二第一項ただし書中「(金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。)」を削る。

第三百五十四条の二の見出しを「(内閣総理大臣との関係)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 主務大臣は、金融商品取引法第二条第八項第一号に規定する商品関連市場デリバティブ取引に関し、当該商品関連市場デリバティブ取引が商品の生産及び流通に与える重大な悪影響を防止するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、同法に基づき必要な措置をとるべきことを要請することができる。

(金融商品の販売等に関する法律の一部改正)

第五条 金融商品の販売等に関する法律(平成十二年法律第一号)の一部を次のように改正

する。

第三項第七項第二号を次のように改める。

二 第一項に規定する金融商品の販売が金融商品取引法第二号第八項第一号に規定する商品関連市場デリバティブ取引及びその取次ぎのいずれでもない場合において、重要事項について説明を要しない旨の顧客の意思の表明があったとき。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四号第十三項及び第十八条の規定公布の日

二 第一条、次条及び附則第十七条の規定公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

三 第三条並びに附則第七条、第九条から第十二号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「第二号施行日」という。)以後に開始する新金融商品取引法第七十二條の十二第一項に規定する特定関与行為について適用する。

(課徴金に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の金融商品取引法(以下この条において「新金融商品取引法」という。)第七十二條の十二の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「第二号施行日」という。)以後に開始する新金融商品取引法第七十二條の十二第一項に規定する特定関与行為について適用する。

2 新金融商品取引法第七十三條から第七十四條の三までの規定は、第二号施行日以後に開始する新金融商品取引法第七十三條第一項、第七十四條第一項、第七十四條の二第一項又は第七十四條の三第一項に規定する違反行為について適用し、第二号施行日前に開始した第一条の規定による改正前の金融商品取引法(次項において「旧金融商品取引法」という。)第

百七十三條第一項、第七十四條第一項、第七十四條の二第一項又は第七十四條の三第一項に規定する違反行為については、なお従前の例による。

3 新金融商品取引法第七十五條の規定は、第二号施行日以後に行われる新金融商品取引法第七十六條第一項に規定する売買等又は新金融商品取引法第七十七條第一項に規定する特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等若しくは同項に規定する株券等に係る売付け等について適用し、第二号施行日前に行われた旧金融商品取引法第七十六條第一項に規定する売買等又は旧金融商品取引法第七十七條第一項に規定する特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等若しくは同項に規定する株券等に係る売付け等については、なお従前の例による。

(金融商品取引業者に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に第四条の規定による改正前の商品先物取引法(次条において「旧商品先物取引法」という。)第九十條の許可を受けている者が、この法律の施行の日(次条において「施行日」という。)から起算して六年を経過する日の属する年の翌年の四月一日までの間に第二条の規定による改正後の金融商品取引法(以下この条及び次条において「新金融商品取引法」という。)第二十九條の登録又は新金融商品取引法第三十一條第四項の変更新登録(新金融商品取引法第二十八條第一項に規定する第一種金融商品取引業者のうち同項第一号の二及び第五号に掲げる行為に係る業務のみを行うためのものに限り)を受けた場合には、新金融商品取引法第四十六條の規定は、同日から適用するものとし、同日前に開始する事業年度における新金融商品取引法第四十六條の三第一項の規定の適用については、同項中「事業年度」とあるのは「毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間」とし、「毎事業年度経過後三月以内」とあるのは「当該期間経過後三月以内」とし、新金融商品取引法第四十六條の四の規定の適用に

ついては、同条中「事業年度」とあるのは「毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間」とし、「毎事業年度経過後」とあるのは「当該期間経過後」とする。

(委託者保護基金に関する経過措置)

第四条 旧商品先物取引法第二百十條に規定する委託者保護基金であつてこの法律の施行の際現に存するもの(以下この条において「委託者保護基金」という。)は、当分の間、第四条の規定による改正後の商品先物取引法(以下この条において「新商品先物取引法」という。)第三百各号に掲げる業務のほか、農林水産大臣及び経済産業大臣の認可を受けて、この法律の施行の際現にその会員である商品先物取引業者(旧商品先物取引法第二十三項に規定する商品先物取引業者をいい、同条第二十二項第一号又は第二号に掲げる行為に係る業務を行う者に限り。以下この条において同じ。)であつて、施行日以後に商品デリバティブ取引関連業務(新金融商品取引法第七十九條の二十第一項に規定する商品デリバティブ取引関連業務をいう。)を行うことにつき新金融商品取引法第二十九條の登録又は新金融商品取引法第三十一條第四項の変更新登録を受けたもののうち、新金融商品取引法第七十九條の四十九第四項の顧客資産についてこの項の適用を受ける旨を当該委託者保護基金に申し出た会員(以下この条において「特定会員」という。)に係る当該顧客資産に関して次に掲げる業務(以下この条において「特定業務」という。)を行うことができる。この場合においては、特定業務を行う委託者保護基金(以下この条において「特定委託者保護基金」という。)を新金融商品取引法第七十九條の二十一に規定する投資者保護基金(以下この項において「投資者保護基金」という。)であつて新金融商品取引法第七十九條の四十九第四項の規定による定款の定めがあるものと、特定委託者保護基金の特定会員を当該定款の定めがある投資者保護基金の会員とみなして、同条第五項、新金融商品取引法

第七十九條の五十二から第七十九條の六十一まで並びに附則第十三條の規定による改正後の金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号。第六号において「更生特例法」という。)第二条第四項、第四章第五節、第五章第三節及び第六章第三節の規定を適用する。

一 新金融商品取引法第七十九條の五十六第一項の規定による新金融商品取引法第七十九條の二十第一項に規定する一般顧客に対する支払

二 新金融商品取引法第七十九條の五十九第一項の規定による資金の貸付け

三 新金融商品取引法第七十九條の六十第一項に規定する裁判上又は裁判外の行為

四 新金融商品取引法第七十九條の六十一に規定する顧客資産の迅速な返還に資するための業務

五 負担金(新商品先物取引法第二百七十七條第四項及び第三百十四條第一項に規定する負担金をいう。)の徴収及び管理

六 新更生特例法第四章第五節、第五章第三節及び第六章第三節の規定による顧客表の提出その他これらの規定による業務

七 前各号に掲げる業務に附帯する業務

2 前項の認可については、新金融商品取引法第七十九條の三十及び第七十九條の三十一(第一項第六号を除く。)の規定を準用する。この場合において、新金融商品取引法第七十九條の三十一第一項中「発起人」とあるのは「特定業務(金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号。以下この条において「改正法」という。)附則第四條第一項に規定する特定業務をいう。以下この条及び次条において同じ。)を行おうとする委託者保護基金(改正法附則第四條第一項に規定する委託者保護基金をいう。次条において同じ。)」と、「創立総会の終了後」とあるのは「特定業務を行うための業務規程の変更を行う総会の決議後」と、「内閣総理大臣

及び財務大臣」とあるのは「農林水産大臣及び経済産業大臣」と、同項第三号中「会員」とあるのは「特定会員（改正法附則第四条第一項に規定する特定会員をいう。）にならうとする者」と、同条第二項中「内閣府令・財務省令」とあるのは「農林水産省令・経済産業省令」と、新金融商品取引法第七十九条の三十一第一項中「内閣総理大臣及び財務大臣」とあるのは「農林水産大臣及び経済産業大臣」と、同項第一号中「設立の手續並びに定款及び業務規程」とあるのは「定款・特定業務に関する部分に限る。次号において同じ。」及び業務規程（特定業務に関する部分に限る。次号において同じ。）と、同項第四号中「基金」とあるのは「委託者保護基金」と、「業務」とあるのは「特定業務を併せて」と、同項第五号中「業務」とあるのは「特定業務」と、同条第二項から第四項までの規定中「内閣総理大臣及び財務大臣」とあるのは「農林水産大臣及び経済産業大臣」と読み替えるものとする。

3 新金融商品取引法第七十九条の二十七第一項の規定は、特定会員については、当該特定会員が有価証券関連業（新金融商品取引法第七十九条の二十第一項に規定する有価証券関連業をいう。以下この条において同じ。）を行う金融商品取引業者（新金融商品取引法第七十九条の二十七第一項に規定する政令で定める金融商品取引業者を除く。）である場合を除き、適用しない。

4 新金融商品取引法第七十九条の二十七第二項及び第三項の規定は特定会員であつて新金融商品取引法第三十一条第四項の変更登録を受けて有価証券関連業を行おうとする者（新金融商品取引法第七十九条の二十七第二項に規定する政令で定める者を除く。）について、新金融商品取引法第七十九条の二十七第四項の規定は特定委託者保護基金の会員が特定会員となつた場合について、それぞれ準用する。

5 特定会員については、新金融商品取引法第七十九条の二十八（第一項から第三項まで及び

第五項各号列記以外の部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「基金を脱退する」とあるのは「金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第四条第一項に規定する特定委託者保護基金（以下この条において「特定委託者保護基金」という。）の同項に規定する特定会員（以下この条において「特定会員」という。）でなくなるものとする」と、同項第一号中「有価証券関連業及び商品デリバティブ取引関連業務を行わない旨の第三十一条第四項の変更登録並びに」とあるのは「商品デリバティブ取引関連業務を行わない旨の第三十一条第四項の変更登録及び」と、同条第二項中「基金を脱退した」とあるのは「特定委託者保護基金の特定会員でなくなつた」と、「基金の会員」とあるのは「特定委託者保護基金の特定会員」と、同条第三項中「事由による」とあるのは「事由による場合、その所属する特定委託者保護基金を脱退する」と、「他の基金の会員」とあるのは「基金（第七十九条の四十九第二項の規定による定款の定めがないものに限る。）の会員となる場合若しくはその所属する基金（同条第二項及び第四項の規定による定款の定めのないものに限る。）において当該金融商品取引業者に係る同条第四項の顧客資産に係る業務を行うこと」と、「その所属する基金を脱退する」とあるのは「特定委託者保護基金の特定会員でなくなる」と、同条第五項各号列記以外の部分中「次に掲げる要件を満たしている」とあるのは「当該金融商品取引業者が、基金（第七十九条の四十九第二項の規定による定款の定めがないものに限る。）に会員として加入する手續をとつている場合又は既に基金（同条第二項及び第四項の規定による定款の定めのないものに限る。）の会員である」と読み替えるものとする。

6 特定委託者保護基金についての新商品先物取引法の規定の適用については、新商品先物取引法第二百七十七条第一項第一号中「取消し」とあるのは「取消し（特定会員（金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第四条第一項に規定する特定会員をいう。以下この条において同じ。）については、当該許可の取消し及び特定会員でなくなること（同法附則第四条第五項において読み替えて準用する金融商品取引法第七十九条の二十八第三項の規定により特定会員でなくなることをいう。以下この条において同じ。）と、同項第二号中「失効」とあるのは「失効（特定会員については、当該許可の失効及び特定会員でなくなること）」と、同条第二号中「場合」とあるのは「場合（特定会員については、当該届出をし、かつ、特定会員でなくなる場合）」と、同条第四項中「当該商品先物取引業者」とあるのは「当該商品先物取引業者が当該特定委託者保護基金を脱退するまでに当該特定委託者保護基金が受けた金融商品取引法第七十九条の五十三第三項又は第三項から第五項までの規定による通知に係る金融商品取引業者及び当該商品先物取引業者」と、「第三百八条第一項」とあるのは「第三百八条第一項並びに同法第七十九条の五十六第一項及び第七十九条の五十九第一項」と、新商品先物取引法第三百二十七条第一項中「他の委託者保護基金」とあるのは「他の委託者保護基金又は金融商品取引法第七十九条の二十一に規定する投資者保護基金（同法第七十九条の四十九第二項の規定による定款の定めがないものに限る。）とする。」

7 新金融商品取引法第七十九条の四十九第三項の規定は、特定会員については、適用しない。

8 農林水産大臣及び経済産業大臣は、特定委託者保護基金が、その特定業務に関して、法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは当該特定委託者保護基金の定款若しくは業務規程に違反した場合又は業務若しくは財産の状況によりその特定業務の継続が困難であると認める場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その第一項の認可を

取り消すことができる。この場合においては、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

9 農林水産大臣及び経済産業大臣は、次に掲げる処分を行おうとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣及び財務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

一 第一項の認可

二 特定委託者保護基金についての新商品先物取引法第二百八十三条第二項の規定による定款の変更（特定業務に関する事項についての變更に限る。）の認可

三 特定委託者保護基金についての新商品先物取引法第三百一条第二項の規定による業務規程の変更（特定業務に関する事項についての變更に限る。）の認可

四 特定委託者保護基金についての新商品先物取引法第三百二十三条の規定による命令（特定業務に関する命令に限る。）

五 前項の規定による第一項の認可の取消し

六 特定委託者保護基金についての新商品先物取引法第三百二十四条第一項の規定による設立の認可の取消し

七 特定委託者保護基金についての新商品先物取引法第三百二十五条第二項の規定による解散の認可

八 特定会員である金融商品取引業者についての新商品先物取引法第二百七十七条第二項第三号の規定による他の委託者保護基金の会員となることの承認

10 農林水産大臣及び経済産業大臣は、次に掲げる場合には、直ちに、その旨を内閣総理大臣及び財務大臣に通知しなければならない。

一 特定委託者保護基金について、新商品先物取引法第二百八十三条第三項の規定による届出を受けたとき。

二 特定委託者保護基金について、新商品先物

取引法第二百八十六条第二項の規定により役員
の選任又は解任の認可をしたとき。
三 特定委託者保護基金について、新商品先物
取引法第二百八十六条第五項の規定により役
員の解任を命じたとき。
四 特定委託者保護基金について、新商品先物
取引法第二百八十九条の規定により仮理事又
は仮監事を選任したとき。
五 特定委託者保護基金の特定会員である金融
商品取引業者について、新商品先物取引法第
三百三条第二項の規定による報告を受けたと
き。
六 特定委託者保護基金の特定会員である金融
商品取引業者について、新商品先物取引法第
三百三条第三項の規定による通知をしたと
き。
七 特定委託者保護基金の特定会員である金融
商品取引業者について、新商品先物取引法第
三百八条第二項に規定する適格性の認定を
行ったとき。
八 特定委託者保護基金について、新商品先物
取引法第三百七条の規定による予算及び資
金計画の提出を受けたとき。
九 特定委託者保護基金について、新商品先物
取引法第三百八条第一項の規定による同項
に規定する財務諸表等の承認をしたとき。
十 特定委託者保護基金について、新商品先物
取引法第三百二十二条第一項の規定により報
告若しくは資料の提出を命じ、又は立入検査
を行ったとき。
十一 前項各号に掲げる処分を行ったとき。
十二 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、直ち
に、その旨を農林水産大臣及び経済産業大臣に
通知しなければならない。
一 特定委託者保護基金の特定会員である金融
商品取引業者について、新金融商品取引法第
七十九條の五十三第三項の規定による報告を
受けたとき。
二 特定委託者保護基金の特定会員である金融

商品取引業者について、新金融商品取引法第
七十九條の五十三第三項から第五項までの規
定による通知をしたとき。
三 特定委託者保護基金の特定会員である金融
商品取引業者について、新金融商品取引法第
七十九條の五十九第二項に規定する適格性の
認定を行ったとき。
十二 内閣総理大臣及び財務大臣は、必要があると
認めるときは、農林水産大臣及び経済産業大臣
に対し、次に掲げる事項を行うことを求めるこ
とができる。
一 特定委託者保護基金の特定業務に関する必
要な資料の提出及び説明
二 特定委託者保護基金についての新商品先物
取引法第三百二十二条第一項の規定による
報告若しくは資料の提出の命令又は立入検
査
三 特定委託者保護基金についての新商品先物
取引法第三百二十三條の規定による命令
四 第八項の規定による第一項の認可の取消し
十三 特定業務を行うとする委託者保護基金は、
施行日前においても、特定業務を行うための定
款及び業務規程の変更、第一項の認可の申請、
特定会員となろうとする者による同項の申出の
受理その他特定業務を行うために必要な行為を
することができ。
(金融庁長官への権限の委任)
第五條 内閣総理大臣は、前條の規定による権限
(政令で定めるものを除く)を金融庁長官に委
任する。
(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律等
の一部改正)
第六條 次に掲げる法律の規定中「第四十條の五」
を「第四十條の六」に改める。
一 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律
(昭和十八年法律第四十三號)第二條の二
二 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三
十二號)第十一條の二の四、第十一條の十の
三及び第九十二條の五

三 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第
二百號)第十二條の三第二項
四 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二
百四十二號)第十一條の九、第十五條の七及
び第二百一十一條の五
五 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律
第百八十一號)第九條の七の五第二項
六 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三
號)第五十九條の三、第五十九條の七及び第
九十五條の五
七 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年
法律第七十四號)第二十九條
第七條 次に掲げる法律の規定中「第四十條の六」
を「第四十條の七」に改める。
一 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律
第二條の二
二 農業協同組合法第十一條の二の四、第十一
條の十の三及び第九十二條の五
三 消費生活協同組合法第十二條の三第二項
四 水産業協同組合法第十一條の九、第十五條
の七及び第二百一十一條の五
五 中小企業等協同組合法第九條の七の五第二
項
六 農林中央金庫法第五十九條の三、第五十九
條の七及び第九十五條の五
七 株式会社商工組合中央金庫法第二十九條
(協同組合による金融事業に関する法律等の一
部改正)
第八條 次に掲げる法律の規定中「第四十條の五」
を「第四十條の六」に改め、「告知義務」の下に
「のみの行為の禁止」を加える。
一 協同組合による金融事業に関する法律(昭
和二十四年法律第百八十三號)第六條の五の
二

二 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十
八號)第八十九條の二
三 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八
十七號)第十七條の二
四 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十
七號)第九十四條の二
五 銀行法(昭和五十六年法律第五十九號)第十
三條の四、第五十二條の二の五及び第五十二
條の四十五の二
六 保険業法(平成七年法律第百五十五號)第三百
條の二
七 信託業法(平成十六年法律第百五十四號)第
二十四條の二
第九條 次に掲げる法律の規定中「第四十條の六」
を「第四十條の七」に改め、「のみの行為の禁止」の
下に「店頭デリバティブ取引に関する電子情
報処理組織の使用義務等」を加える。
一 協同組合による金融事業に関する法律第六
條の五の二
二 信用金庫法第八十九條の二
三 長期信用銀行法第十七條の二
四 労働金庫法第九十四條の二
五 銀行法第十三條の四、第五十二條の二の五
及び第五十二條の四十五の二
六 保険業法第三百條の二
七 信託業法第二十四條の二
(登録免許税法の一部改正)
第十條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十
五號)の一部を次のように改正する。
別表第一第四十一號中「若しくは取引所取引
業務」を、「取引所取引業務若しくは電子店頭デ
リバティブ取引等業務」に改め、同号(+)を同号
(+)とし、同号(+)から(九)までを同号(七)から(十)まで
とし、同号(九)の次に次のように加える。

(六) 金融商品取引法第六十條の十四第一項(電子店頭デ リバティブ取引等業務の許可)の電子店頭デリバティ ブ取引等業務の許可	許可件数	一件につき十五万円
--	------	-----------

(住民基本台帳法の一部改正)

第十一条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の三の項中「若しくは第六十条第一項を、第六十条第一項若しくは第六十条の十四第一項」に改め、「第六十条の五第一項」の下に「同法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。」を加える。

(商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部改正)

第十二条 商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「約する取引」の下に「(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引(同項第三号イに係る部分に限る。)に掲げるものに限る。)を除く。」を加える。

第六条第二項第三号中「昭和二十三年法律第二十五号」を削る。

(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正)

第十三条 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第八項中「対象有価証券関連取引をいう。」の下に「又は対象商品デリバティブ取引関連取引(同法第四十三条の二に規定する対象商品デリバティブ取引関連取引をいう。)」を加える。

(株式等の取引に係る決済の合理化を図るための法律の一部改正)

第十四条 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための法律の一部を改正する法律(平成十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

附則第三十五条第一項中「第七十九条の四十九各号」を「第七十九条の四十九第一項各号」に改める。

(株式会社日本政策投資銀行法の一部改正)

第十五条 株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表第二項第十一項、第二十七條の二十八第三項、第二十八條第四項、第三十三條第一項、第三十三條の五第二項、第三十三條の七、第五十八條、第六十六條及び第二百二條第二項各号の項中「及び第二百二條第二項各号」を「並びに第二百二條第二項第一号及び第二号」に改める。

第十六条 株式会社日本政策投資銀行法の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表第二項第十一項、第二十七條の二十八第三項、第二十八條第四項、第三十三條第一項、第三十三條の五第二項、第三十三條の七、第五十八條、第六十六條並びに第二百二條第二項第一号及び第二号の項中「第五十八條」の下に「第六十條の十四第一項」を加える。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十七条 この法律(附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定については、当該規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十八条 附則第二条から第五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第十九条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

平成二十四年七月四日印刷

平成二十四年七月五日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

F